

都道府県名	市町村名	事業名	事業対象者・条件	事業内容項目を入力	事業内容	問い合わせ先
北海道	石狩市	就業予定者研修支援助成	公的研修機関で研修に参加した場合（市長が認めたものに限る）。	1	交通費、宿泊費及び研修参加費の実費の2分の1で10万円を限度に助成。	石狩市企画経済部 林業水産課 TEL 0133-72-3246
		就漁予定者受入者支援助成	就漁予定者を研修先として受け入れる漁業者（市内に居住している者に限る）。	1	就漁予定者を就漁研修先として受け入れる漁業者の出漁形態により市長が認めた期間において月額4万円。	
		新規就業者支援助成	市内において借家に住む場合（石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅条例（平成23年条例第15号）により設置された石狩市浜益区農漁業従事者専用住宅に同条例第5条第2号に規定する従事者として入居する場合を除く）（H23.11.1施行）。	3	就業後3年間を限度に、家賃の2分の1で月額2万円を限度に助成（敷金、礼金、保証金等の賃貸借契約に要する経費及び管理費、光熱水費を除く）。	
	古平町	古平町新規漁業就業者支援事業	○対象者 新規漁業就業者（本町に住所を有し、新たに東しやこたん漁業協同組合の正組合員の資格を取得し、漁業経営を開始しようとする者） ○条件 1 古平町に住所を有し、かつ、申請時の年齢が40歳以下の者 2 過去に古平町において漁業経営の経験がない者 3 古平町に対し、税金及びその他使用料等の滞納がない者 4 永続して町内に居住し、将来的に漁協正組合員の資格を取得する見込みのある者 5 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有しない者	1・2・3・5	(1) 漁業従事研修支援事業 新規漁業就業者が町内の受入漁業者の元で漁業研修を受ける際に研修に要する経費の一部を補助する。 月額5万円、補助対象者に扶養親族がある場合は、扶養親族の人数に応じた金額を加え、合計10万円を上限に補助（最大36ヶ月）。※配偶者1万円、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子2万円／人、その他の扶養親族5千円／人） (2) 住宅料支援事業 新規漁業就業者が自ら町内に居住するために、住宅を借り受ける際に要する家賃の一部を補助する。 月額家賃が1万円を超える場合に、1万円を超えた額の1／2以内、月額2万5千円を上限に補助（最大36ヶ月） (3) 漁船漁網等購入支援事業 新規漁業就業者が町内で漁業経営を開始する際に必要な船舶等の取得に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費の1／2、300万円を上限に補助 (4) 漁業資格取得支援事業 新規漁業就業者が漁業に必要な資格を取得する際に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費の1／2、20万円を上限に補助	古平町産業課水産係 TEL 0135-48-9840
北海道 後志	神恵内村	神恵内村漁業就業者支援事業	○対象者 ・漁業後継者（村内に住所を有し、かつ15歳以上40歳未満のものであって、漁業を営営する漁家である漁業者の親族又は師弟関係にあるもの） ・就業希望者（村内に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満のものであって、新たに漁業に従事する者） ・新規就業者（村内に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満のものであって、新たに漁業権を取得・就漁する者） ○条件 1 事前に古宇郡漁業協同組合から承認を得ていること 2 村税等を滞納していないこと 3 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと 4 連帯保証人がある者 ・前の規定による漁業担い手等が次に該当するときは、この適用を受けることができないものとする。 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は関係者	3・5・9	①就業者支援補助金 一件あたり10万円 ②新規就業者支援補助金 一人当たり30万円 ③就業者家賃補助金 月額2万円を上限とする	神恵内村産業建設課 TEL0135-76-5011
	泊村	泊村漁業担い手支援事業補助金	○事業対象者 ・新規就業者（村内において新たに漁業に従事する50歳未満の者） ・漁業後継者（村内で漁業を営営する漁協組合員の子弟等（2親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者）） ○条件 1 村内に住所を有する 2 古宇郡漁協の組合員である 3 漁業者との雇用関係がある者 4 村税及び村使用料等の滞納がない者 5 過去にこの条例による同一の補助金を受けていない者	5・9	○漁業担い手定着支援事業補助金 （月額5万円、最大36ヶ月） ○漁業担い手奨励事業補助金 新規就業者 10万円（1回限り） 漁業後継者 5万円（ " ）	泊村産業課水産係 TEL0135-75-2101
		後継者育成条例助成金支給事業	農林漁業を営営し、若しくは承継し又は新たに営むと認められる満45歳以下の者。	2・4・9	短期技術取得費等助成金、免許取得費助成金、漁船の買船及び新造船建造、機関換装費等助成金、組合員資格取得奨励金。	

		寿都町	漁業就業者研修支援事業	(1) 短期研修を希望する者は、北海道漁業就業支援協議会及び寿都町地域漁業就業者対策協議会の主催による長期研修の資格を得ていること。 (2) 研修開始の日において、満50歳以下の者。 (3) 研修終了後、寿都町における地域漁業の担い手として就漁する見込みがある者。 (4) 寿都町漁業協同組合の正組合員資格を取得する見込みのある者。 (5) 寿都町に住居登録している者。 (6) この事業における研修は、単に体験漁業ではなく、生業としての漁業経営を目指し、漁業技術や漁業経営力等を身に付けるための研修制度であることを十分に理解していること。 (7) 研修、就漁について家族の同意を得ていること。 (8) 原則として生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。 (9) 町税、国民健康保険税、各種税外収入金を完納していること。	1・5・8	①短期研修(研修生受入機関への助成) 国長期研修実施前に、最長1ヶ月間の短期研修費用を助成。 (1) 漁業知識研修講師謝金 4,700円/時間×1日1.5時間以内×1ヶ月20日以内 (2) 保険料 研修期間中の実費若しくは6,000円を上限に支給 (3) 安全対策費等 ライフジャケット、合羽、長靴などの安全対策に係る経費の実費若しくは15,000円を上限に支給。 ②長期研修(研修生への助成) (1) 雇用型 漁業者又は漁業会社が雇用しながら漁業実習研修を実施する。 生活支援助成金 独身・単身者月額 30,000円 既婚・扶養家族がある者 月額50,000円 (2) 後継者育成型 漁家の後継者を育成するため、漁業者又は漁業会社が雇用しながら漁業実習研修を実施する。 生活支援助成金 独身・単身者月額 120,000円 既婚・扶養家族がある者 月額150,000円 (3) 独立雇用型 将来独立することを前提に漁業者又は漁業会社が雇用しながら漁業実習研修を実施する。 生活支援助成金 独身・単身者月額 120,000円 既婚・扶養家族がある者 月額150,000円 (4) 自立支援 長期研修修了後に独立を目指して漁業に就業している者に対して自立を支援する。 月額50,000円	寿都町産業振興課水産係 TEL:0136-62-2602
		島牧村	島牧村新規就業者等支援条例	・新規就業者 村外から本村に居住して産業の経営に必要な用地、施設等を取得又は賃貸借契約による賃貸を受けて新たに産業経営によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる18歳以上61歳以下の者をいう。 ・Uターン等就業者 村内外において産業等の職業に就いていた者で、現に産業を営んでいる者の子弟又は村内で現に産業経営をしている者のもとで新たに産業に従事しようとする者となった満18歳以上61歳以下の者をいう。	2・3・4・5・9	(1) 就業奨励金 (2) 短期技術取得費支援金 (3) 就業技術取得支援金 (4) 住宅等の新、増、改築及び取得費支援金 (5) 家賃対策支援金 (6) 漁船の買船及び新造船建造費支援金 (7) 免許取得費支援金 (8) 新規就業用地等賃借料支援金 (9) 新規就業用地取得費支援金 (10) 新規就業用設備及び備品、資機材等購入支援金	島牧村水産課水産係 TEL:0136-75-6214
		せたな町	せたな町産業担い手育成条例	○対象者 【奨励金】 (1) 新学卒者 ・本町の産業経営者の子弟で学校教育法に基づく学校、高等専門学校、専修学校、各種学校並びに学校教育法以外の法律に特別の規定のあるその他の学校を卒業、修了又は中退し、卒業後1年以内に本町において産業に従事する者 (2) Uターン等就業者 ・町内外において産業等の職業に就いていた者で、現に産業を営んでいる者の子弟又は町内で現に産業経営をしている者のもとで新たに産業に従事しようとする者となった50歳未満の者 (3) 新規就業者 ・町外から本町に居住して産業の経営に必要な用地、施設等を取得又は賃貸借契約による賃貸を受けて新たに産業経営によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる50歳未満の者 【補助金】 (1) 新規就業者のみの条件 (1) 永住又は5年以上にわたって町で産業に従事(年間150日以上)し、かつ本町の住民基本台帳に登録されていること (2) 町税等の滞納がない者	3・4・5	【奨励金】 (1) 新学卒者奨励金 ・就業時に100万円の奨励金を交付(交付は1人又は1世帯につき1回限り) (2) Uターン等就業者奨励金 ・就業時に100万円の奨励金を交付(交付は1人又は1世帯につき1回限り) (3) 新規就業者奨励金 ・就業時に200万円の奨励金を交付 【補助金】 (1) 農漁業施設等補助金 ・農漁業を開始する年度に農用地及び施設又は船舶及び漁業施設を取得した場合、当該固定資産を取得した日以後、最初に到来する固定資産税の賦課期日の属する年以降5年間に課すべき税額に相当する額を交付 (2) 農漁業経営施設等導入資金利子補給金補助金 ・農漁業経営に必要な農用地又は船舶の取得、住宅の新築及び漁網、機械、施設を導入した場合、借入した制度資金のうち3,700万円を限度として、貸付利率に対して年2%の利子補給金を交付 ただし、貸付利率が2%に満たないときは、その利率に基づく利息額を利子補給金とし、貸付期間は、農漁業経営開始の属する年度から起算して5年間	せたな町水産林務課 TEL:0137-84-5111

北海道 檜山		せたな町産業等活性化補助金(新規起業等応援補助金)	○対象者 (1)新規起業者 町内で新たに産業活動を営もうとする個人・法人・団体等 (2)事業継承者 町内の事業者等の産業活動を引き継ぐ個人・法人団体等 ○条件 (1)町内に住所又は事業者を有する事業者等、新規起業者及び事業継承者 (2)本補助金を受けようとする者及び同一世帯に属する者全員が、せたな町町税等の滞納に対する行政サービス制限措置に関する条例による制限措置を受けていないこと (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと (4)破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと	4・5	(1)新規起業等応援補助金 ・せたな町産業担い手育成条例に該当しない新規起業者や事業継承者 ・新たに産業等の経営を行うための機械・設備等の導入及び店舗・工場の新築、改装、改築費や外注費等の経費 補助率1/3以内(補助金上限100万円、対象経費下限30万円) (2)新規事業者補助金 ・せたな町内の事業者等 ・他分野への参入又は新たに地場産品等を使用した特産品等の開発・生産・販売を行うための機械・設備等の導入及び店舗・工場の新築、改装、改築費や外注費等の経費 補助率1/3以内(補助金上限100万円、対象経費下限30万円)	せたな町まちづくり推進課 TEL:0137-84-5111
	上ノ国町	上ノ国町漁業担い手支援事業	1. 補助対象者 (1)新規就漁希望者 本町に住所を有し、新たにひやま漁業協同組合の組合員の資格を取得してから、漁業経営をしようとする者。ただし、(2)漁業後継者を除く。 (2)漁業後継者 本町に住所を有し、町内で漁業を営む漁家である漁業者の3親等以内の親族にある者。 2. 補助対象条件 (1)上ノ国町に住所を有する者 (2)過去に上ノ国町において漁業経営の経験がない者 (3)申請時の年齢が40歳以下である者 (4)町税等の滞納がない者 (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	1・2・4	(1)研修経費補助 新規就漁希望者及び漁業後継者が北海道立漁業研修所において実施される総合研修を受講する際に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費:研修受講料、宿泊施設使用料、その他研修に要する経費 補助率:2分の1以内 補助金額:30万円以内 (2)漁業資格取得経費補助 新規就漁希望者及び漁業後継者が漁業に必要な資格を取得する際に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費:小型船舶免許、海上特殊無線技士、潜水士の取得に要する経費 補助率:2分の1以内 補助金額:3万円以内 (3)漁業従事研修補助 新規就漁希望者が町内の受入漁業者の元で漁業に従事する際に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費:町内の受入漁業者から指導を受け、漁業に従事する際に要する経費 補助率:定額 補助金額:毎月16万円。ただし、24ヶ月を限度とする。 (4)漁船・漁網等購入経費補助 新規就漁希望者が町内で漁業経営を開始した際に必要な船舶等の取得に要する経費の一部を補助する。 補助対象経費:漁船購入費、漁網漁具購入費、艀装費 補助率:2分の1以内 補助金額:200万円以内 (5)受入漁業者への謝礼 漁業従事研修補助の研修生を受入れ、適切な漁業技術指導等を行った受入漁業者に指導謝金を毎月支給する。 指導謝金の額は、研修生1名につき、1日当たり2,000円とする。ただし、指導日数は1月当たり25日を限度とする。	上ノ国町水産商工課水産グループ TEL:0139-55-2311
	松前町	松前町漁業支援総合補助事業(人材育成支援) 松前町新規漁業就業支援事業	北海道立漁業研修所研修生等 (1)住宅料支援事業 (2)新規漁業就業者奨励事業	1・2 3・5	総合研修受講者の受講経費に対する助成。 新技術取得の為の経費の内、直接的経費(技能講習経費、教材費その他本人負担に類する経費)。 (1)申請時に50歳以下で町内に居住するために住居を借り受けた際の家賃の一部を補助する。 (1/2以内、月額上限25,000円、最長36か月) (2)研修終了後、漁業協同組合の正組合員の資格を取得した者に対し、奨励金を交付する。 (30万円、1人1回限り、就業時一括交付)	松前町水産課 TEL:0139-42-2275

		函館市	函館市漁業資格取得費補助金	○市内に住所を有し、漁業資格を取得した漁業者又は漁業資格を取得後1年以内に漁業者になった者 (漁業資格:船舶職員及び小型船舶操縦者ほう第23条の3に規定する1級小型船舶操縦士または2級小型船舶操縦士の資格) (漁業者:市内の漁業協同組合の組合員、組合員の家族および組合員の従業員で年間90日以上漁業に従事する者または従事することが見込まれる者)	2	(1)技能の習得に要した経費 (2)国家試験手数料 (3)免許申請手数料 (4)受験に係る身体検査料 上記の経費のうちの2分の1以内の額又は3万円のいずれか少ない額 ※1人1回限り	函館市農林水産部水産課 TEL.0138-21-3336
		鹿部町	鹿部町漁業研修所就学助成事業	町内居住者で、鹿部漁業協同組合の推薦を受け、北海道立漁業研修所総合研修に係る修了証書を受領した者。	1	北海道立漁業研修所総合研修入所者。 1人につき30万円を交付。	鹿部町水産経済課 TEL.01372-7-5298
		森町	森町新規漁業就業支援事業	(1)原則として40歳未満であるもの。 (2)漁業経営者の1親等又は2親等以外及び、漁業就労経験のない者 (3)原則として長期研修開始後3年以内に自営の沿岸漁船漁業者又は養殖漁業者として自立することを目指す者。 (4)漁協において計画が適正であると認められた者で、当該事業受講決定後、森町において原則2ヶ月以内に漁業に従事することが確実と認められるもの。 以上の全ての要件を満たし、漁協が適当であると認めたもの。	2	新規漁業就業者の育成確保を図る為、漁協が行う技術研修生の漁業経営に必要な各種資格取得に係る受講料・受験料及び漁業技術指導者への報償費に係る支援に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。原則補助対象経費の全額を補助するが、他の団体等より受ける補助内容等と重複するものについては補助対象外とする。 【以下補助対象経費】 (技術研修生の漁業経営に必要な各種資格取得に係る受講料・受験料) 海技士免許・無線・レーダー・フォークリフト・移動式クレーン・玉掛け等 (漁業技術指導者への謝礼) 研修生1人につき、1ヶ月当たり20日以上研修を行った場合は月額2万円。20日未満の場合は、日額1,000円の日割り計算。	森町水産課 TEL.01374-7-1087
		八雲町	農漁業および商工業後継者養成奨学費補助制度	将来、八雲町内で農・漁業自営を後継しようとする者で、高校の農業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学または、進学する予定の者。また、商工業の後継者で大学・短大に在学または進学予定の者。	4	【奨学金】 高校生・高専生 10,000円(月額) 大学生・短大生 20,000円(月額) ※卒業後に補助を受けた2倍の期間を八雲町内で自営の農漁業および商工業に従事した場合は、奨学金の返還が免除される。	八雲町教育委員会学校教育課 TEL.0137-63-3131
		厚真町	漁業後継者育成対策事業	都市部から厚真町への移住を伴う新規就業希望者	9	地域おこし協力隊制度を活用し、最長3年間、漁業者として育成する。	厚真町産業経済課経済G TEL 0145-27-2419
		様似町	様似町漁業担い手支援事業	○事業対象者 ・新規就業者:様似町内に住所を有し、かつ新たに漁業権を取得し、昆布漁業を営もうとする者 ・漁業後継者:様似町内に住所を有し、既に漁業を営営する漁家の子 ○補助条件 ・所属する漁業協同組合長より承認を受けた者 ・支援を受けようとする年以前まで、町税及び公課を完納している者 (1)新規就業者 ・漁業研修、資格取得事業においては、漁業権取得後4年以内に事業開始 ・施設等整備事業においては、漁業権取得後5年以内に事業開始 (2)漁業後継者 ・漁業研修、資格取得事業においては、親元就業後5年以内に事業開始 ・施設整備等事業においては、親元就業後1年を経過しその後5年以内に事業開始	1 2 4	①漁業研修事業 1.道立漁業研修所での研修に要する経費:10/10以内 2.漁家研修指導に要する経費:月額3万円以内 3.漁家研修に要する研修資金(生活資金):月額8万円以内 4.漁家研修期間中にて要する借家住宅料:実費分支給(ただし、月額4万円を限度とする) ②資格取得事業 ・漁業を営む上で必要な資格取得に要する経費:10/10以内 (ただし、資格取得の種類は道立漁業研修所で取得可能なものと同等のもの) ③施設整備等事業(1/2以内ただし、上限300万円) ・漁業を営む上で必要な施設整備に係る経費(車両及び軽微な備品、消耗品類を除く) ・漁船(船体及び付属設備)及び漁船機器取得経費 ・漁業倉庫の新・増改築及び土地取得に係る経費 ・その他、必要とみとめられるもの	様似町産業課水産係 TEL.0146-36-2113(内線:220)

北海道
日高

浦河町

浦河町漁業担い手等支援事業 (新規就漁者支援補助金)	1補助金支給の条件 ・事前に日高中央漁業協同組合からの承認を得ていること ・町税等を滞納していないこと ・過去に浦河町漁業担い手等支援事業要綱による補助金の交付を受けていないこと ・連帯保証人(1人)がある者 ・1ヶ月間に必要な漁業従事日数は、20日以上。 2 対象者 (1) 漁業後継者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上40歳未満の者であること。 ③ 漁業を営営する漁家である漁業者の親族または師弟であること。 (2) 漁業希望者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業に従事する者であること。 (3) 新規就漁者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業権を取得し就漁する者であること。		漁業従事期間中、月額8万円。 9 なお、拾い昆布漁業者は月額4万円(新規就漁者のみ)。 支給期間は、最大24ヶ月	
浦河町漁業担い手等支援事業 (就漁者支度補助金)	1補助金支給の条件 「新規就漁者支援補助金」の補助の該当者。 支給は従事当初の1回限り。 2 対象者 (1) 漁業後継者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上40歳未満の者であること。 ③ 漁業を営営する漁家である漁業者の親族または師弟であること。 (2) 漁業希望者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業に従事する者であること。		支給は従事当初の1回限り。 9 ・日高管内に居住していた者であって、かつ、就漁日前概ね3ヶ月以内に浦河町に居住している者 支給額 3万円 ・北海道内(日高管内を除く)及び北海道外に居住していた者であって、かつ、就漁日前概ね3ヶ月以内に浦河町に居住している者 支給額 13万円	浦河町産業課水産係 TEL.0146-26-9017
浦河町漁業担い手等支援事業 (就漁者家賃補助金)	1補助金支給の条件 (1)「新規就漁者支援補助金」の補助の該当者で借家等に居住している者。 (2)1ヶ月の家賃が1万円以上。 2 対象者 (1) 漁業後継者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上40歳未満の者であること。 ③ 漁業を営営する漁家である漁業者の親族または師弟であること。 (2) 漁業希望者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業に従事する者であること。 (3) 新規就漁者 ① 町内に住所を有していること。 ② 15歳以上50歳未満の者であること。 ③ 新たに漁業権を取得し就漁する者であること。		3 漁業従事期間中、月額5千円から3万5千円の範囲内で支給。 支給期間は、最大24ヶ月。	
えりも町漁業後継者育成対策事業(北海道立漁業研修所総合研修助成事業)	・えりも町に住所を有している者。 ・北海道立漁業研修所が実施する総合研修を受講する者。 ・総合研修終了後、1年以内にえりも町で3年以上漁業に従事する意志がある者。 ・町税等滞納がない者。		1 北海道立漁業研修所総合研修経費(上限30万円)	えりも町産業振興課水産係 TEL.01466-2-4624

	えりも町	えりも町漁業担い手支援補助金	○対象者 ・新規就業者 えりも町内に住所を有し、採昆布漁業を営もうとする者 ・漁業後継者 えりも町内に住所を有し、既に漁業を営営してる漁家の子弟等で、その家業を継承する者 ○条件 ・えりも漁業協同組合長より承認を受けた者 ・町税等に滞納が無い者 ・過去に本補助金の交付を受けていない者 ・補助金交付後、5年以上漁業に従事すること	2・5・9	(1)資格取得事業 漁業を営む上で必要な資格取得に要する経費(ただし、資格の種類は道立漁業研修所総合研修で取得できるものと同等のもの) 補助率:10分の10以内(ただし、1資格につき20万円を限度とする。) 支給条件:就業することが決まった日から2年以内もしくは事業継承した日から2年以内 (2)新規就業者の施設整備等事業 漁業を営む上で必要な施設整備等に要する経費(ただし、車両・軽微な備品・消耗品類は除く) ・漁船(船体及び付属設備等)の取得経費 ・漁業倉庫の新築・増改築費、土地取得経費 ・その他、必要と認められるもの 補助率:2分の1以内(ただし、300万円を限度とする。) 支給条件:就業することが決まった日から2年以内 (3)事業継承者の施設整備等事業 漁業を営む上で必要な施設整備等に要する経費(ただし、車両・軽微な備品・消耗品類は除く) ・漁船(船体及び付属設備等)の取得経費 ・漁業倉庫の新築・増改築費、土地取得経費 ・その他、必要と認められるもの 補助率:2分の1以内(ただし、100万円を限度とする。) 支給条件:事業継承した日から2年以内	えりも町産業振興課水産係 TEL 01466-2-4624	
北海道十勝	広尾町	広尾町漁業後継者育成対策事業補助金	町内居住者で漁業後継者と認められ、漁協の推薦を受け北海道立漁業研修所の入所許可通知書の交付を受けた者。 町税及び町使用料等を滞納していない者。		1	25万円を限度として、事業費の2分の1以内とする。ただし、公的収入のある場合は、その額を控除した額を対象額とする。なお、交付は1人に1回限りとする。	広尾町水産商工観光課 TEL 01558-2-0177 FAX 01558-2-4933
北海道釧路	浜中町	浜中町漁業後継者育成対策事業	浜中町民18歳以上の漁業後継者又は漁業を志す者で北海道立漁業研修所が実施する総合研修を受講する者。		1	受講費用・交通費の70%助成(上限35万円)	浜中町水産課漁政係 TEL:0153-62-2111(代表)
		浜中町漁業後継者就業交付金事業	・新規卒業生等 ①中学校以上の学校を卒業し、漁業組合の組合員の後継者(前任者の二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者)であって、前任者の漁業に新たに従事する者。 ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者。 ③漁業協同組合の推薦を受けた者。 ・Uターン就職者等 ①漁業協同組合の組合員の子弟等(前任者の二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者)であって、前任者の漁業に新たに後継者として従事する者。 ②就業開始日までに浜中町に住所を有している者。 ③漁業協同組合の推薦を受けた者。	5	36ヶ月を限度とし、月額50,000円を交付(交付時期は各年度事業完了後)。		
	白糠町	白糠町漁業後継者支援事業	漁業後継者が漁業技術を習得するための研修等に対する支援措置であり、次の要件を満たす者。 ①北海道立漁業研修所の総合研修、小型船舶教習所講習特殊無線技士養成研修に参加する者。 ②申請時において町内に住所を有するもので、かつ町税等の滞納が無いこと。 ③受講後において、町内で漁業に従事する事が明らかであり、漁業協同組合等からの推薦を受けた者。	1・4		補助金の額は、対象経費に対して2分の1の額を上限とし、予算の範囲内で交付する。但し、研修等に係る直接的な経費では無い交通費・宿泊費等については対象外とする。	白糠町経済部経済課水産係 TEL:01547-2-2171
	釧路市	漁業後継者就職支援事業	(1)市内に住所を有し、原則として50歳未満の者。 (2)年間90日以上漁業に従事する者又は従事することが見込まれる者。 (3)市内漁業協同組合の推薦を受けた者。	1・2		(1)漁業研修支援 ・北海道立漁業研修所の総合研修を修了した者に対し、一律25万円を交付 (2)漁業資格取得支援 ・漁業経営に必要な次の資格を取得した者に対し、受講料、資格試験料等の資格取得に要した経費の2分の1以内の額を交付(上限5万円) ・1級小型船舶操縦士 ・2級小型船舶操縦士 ・第2級海上特殊無線技士 ・潜水士	釧路市役所水産課 TEL:0154-22-0191
	釧路町	釧路町漁業担い手支援育成事業	町内に住所を有し昆布森漁業協同組合の推薦を受け北海道立漁業研修所(以下「道立漁業研修所」という。))における研修又は、道立漁業研修所における研修と同等の研修を受講した者に係る経費を負担した者とする。	1・2		(1)研修支援 道立漁業研修所への入所に係る研修及び資格取得に要する経費・研修受講料、宿泊施設使用料、研修経費、資格試験料 25万円を限度として2分の1以内。ただし、1,000円未満の額を切り捨てる。 (2)資格取得支援 資格取得及び資格取得のための研修費用に要する経費 5万円を限度として2分の1以内。ただし、1,000円未満の額を切り捨てる。	釧路町役場産業経済課水産係 TEL:0154-62-2192

北海道 根室	根室市	みらいの活力応援事業(水産)	・新規漁業就業者(漁業の担い手として市内の漁業協同組合から推薦を受けた市内居住者に限る) ・北海道立漁業研修所に入所し、総合研修を終了した者。	1	根室市の基幹産業である漁業の発展及び振興に意欲がある青年の資質の向上を図るとともに、漁業の担い手としての定着促進を図るため、漁業研修所に入所し、総合研修を終了した者へ助成金(10万円)を交付する。	水産経済部水産振興課 TEL:0153-23-6111(内線2269)
	別海町	別海町漁業後継者就業支援事業	・別海町内に住所を有している者 ・町内の漁業協同組合の推薦を受け、北海道立漁業研修所に入所し、総合研修を受け終了した者 ・研修後において、町内で漁業に従事することが明らかであり、町内の漁業協同組合からの証明を受けた者 ・町税等滞納がない者 ・過去に当該事業による補助金の交付を受けていない者	1	北海道立漁業研修所の参加に係る総合研修経費(交通費を除く)の2分の1以内を補助する。	産業振興部水産みどり課 TEL:0153-75-2111 Mail: suisankanky@betsukai.jp
	羅臼町	移住・定住促進補助金	・町内に住宅を取得する移住者が対象 ・漁業以外への就業者も対象に含まれる	3・9	・引っ越し費用の一部を助成 ・住宅所得やリフォームに要する費用の一部を助成	羅臼町企画振興課 TEL 0153-87-2114
	羅臼町	高校生の水産教室	・羅臼高校生で水産教室専科を専攻した生徒 ・対象は3年生。卒業後地元で漁業や水産業への就業を想定している生徒	6・7	・漁業を中心とした地元産業に関する知識や技術を学ぶ ・潜水士資格取得プログラムを含む	羅臼町教育委員会 社会教育課 TEL 0153-87-2004
	稚内市	沿岸漁業担い手育成事業	稚内市に所在する漁業協同組合及び漁業協同組合が認める漁協組合員で構成する団体とする。	1・2	○北海道立漁業研修所又は国の認可を受けた民間資格取得教習所が行う(1)、(2)に掲げる研修に漁業就業者等を参加させる事業に対し、補助金を交付する。 ○補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、次の(1)、(2)に掲げる額を超えるときは、(1)、(2)に定める額とする。 (1)総合研修:1人につき10万円以内 (2)漁業就業促進研修、つくり育てる漁業技術研修、民間教習所における小型船舶操縦士、無線技士又は潜水士資格取得研修:1人につき5万円	稚内市役所水産商工課 水産振興グループ TEL:0162-23-6161(代表) 0162-23-6184(直通)
	利尻富士町	漁業後継者養成に関する報償	○次の各号のいずれかに該当する者 1 原則として本町の区域内に住所を有する漁業者の子弟で中学校又は高等学校を卒業後3年以内に本町において漁業協同組合に正組合員として加入し所属漁業協同組合長の推薦する専ら漁業に従事する者。 2 漁業協同組合に正組合員として加入した40歳以下の者で所属漁業協同組合長からの推薦に基づき町長が特に漁業後継者として認める者。 3 本町若しくは国、道及び他の機関が実施する漁業就業者の確保養成に関する施策により漁業に就業した者で、漁業協同組合に正組合員として加入した50歳未満の者で所属漁業協同組合長からの推薦に基づき町長が特に漁業後継者として認める者。	9	○報奨として1人につき磯舟1隻を交付する。(ただし、報奨対象者からの申し出により、磯舟の交付に替えて報奨金50万円を支給することができる。)	利尻富士町役場 産業振興課水産港政係 TEL:0163-82-1111(代表)
		漁業担い手支援事業	○次の各号のいずれかに該当する者 1 原則として利尻富士町に住所を有し、かつ、40歳以下の者であって、新たに利尻漁業協同組合(以下「組合」という。)の正組合員として就業する者で、利尻漁業協同組合長(以下「組合長」という。)からの推薦に基づき町長が特に漁業担い手として認める者。 2 原則として利尻富士町に住所を有し、かつ、50歳未満の者であって、本町若しくは国、道及び他の機関が実施する漁業就業者の確保育成に関する施策により実地研修中の者で、組合の正組合員となった者又は組合の正組合員となることが見込まれる者で、組合長からの推薦に基づき町長が特に漁業担い手として認める者。	1・2・3・5	(1)研修機関参加報奨金 漁業研修機関に長期入所(研修期間3ヶ月以上をいう)する者に対し、研修に必要な経費の1/2を支給する。 (2)免許取得報奨金 小型船舶操縦士免許を取得する者に対し、取得に必要な経費の1/2を支給する。 (3)家賃補助金 国、道が実施する長期実地研修中の者で、借家等に居住し、かつ、月額家賃が1万円以上である場合に、1万円を超えた額の1/2を、3万円を上限として補助する。(ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。) 研修者が研修終了後も引き続き漁業に就業している場合は、その後1年間に限り支援を継続する。(ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。) (4)実地研修奨励金 国、道が実施する長期実地研修中の者に対し、年額25万円を支給する。(ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。) 研修者が研修終了後も引き続き漁業に就業している場合は、その後1年間に限り支援を継続する。(ただし、前年所得が350万円未満の者に限る。)	
		漁業者支援住宅	上記「漁業後継者養成に関する報償」及び「漁業担い手支援事業」にかかる対象者	3	新たに漁業に就業する者の定住を支援する(利尻島以外から移住する者を優先) 棟数:4棟 建設年度:平成29年度 構造:木造平屋建 1LDK 作業室付(面積88.81㎡) 使用料:28千円/月 入居期間:原則5年	

北海道 宗谷	利尻町	漁業後継者報償金交付事業	新規漁業就業者 要件: ①学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校を卒業又は退学後1年以内に町内に在住して新規に着業する者(新規学卒者)。 ②就職等により島外へ転出したが1年以上経過し漁業協同組合員になることを目的とし再び町内に在住して新規に着業する者(Ｕターン者)、島外から漁業協同組合員になることを目的とし移住して町内で新規に着業する者(Ｉターン者)及びその他で新規に着業した者(島内転職者)。 ③漁業協同組合の正組合員資格と漁業権を取得し、5年以上継続して漁業に着業しようとする者で町長が漁業後継者として適当と認める者(申請時点で満45歳未満に限る)。	1・9	1 新規学卒者には初年度に磯舟1隻又は報償金50万円、翌年度に25万円を交付 2 Ｕターン者には初年度に報償金50万円、翌年度に25万円を交付。 3 Ｉターン者には初年度に報償金50万円、翌年度に25万円、翌々年度に25万円を交付。 4 島内転職者には初年度に25万円を交付。 5 漁業研修機関に長期入所(研修期間3ヶ月以上をいう。)する者(以下「研修参加者」という。)に対し研修に必要な経費の50%以内で町長が定めた額を研修参加報償金として交付。 6 5に規定する研修参加報償金の交付を受ける場合、Ｕターン者は翌年度の25万円、Ｉターン者は翌々年度の25万円、島内転職者は25万円の報償金を交付しない。	利尻町産業課 TEL:0163-84-2345(代表)
	礼文町	漁業後継者報償金品贈呈事業	新規漁業後継者 (1)本町に住所を有し新たに漁業に従事する者。 (2)漁業協同組合の青年部に加入し、町長が漁業後継者として認めた者。 若しくは、町長が特に漁業後継者として認めた者。		9 新規漁業後継者に対し、漁業準備金として70万円を贈呈する。	
		漁業担い手支援事業 ・漁業担い手定着支援事業 ・漁業担い手研修支援事業 ・漁業担い手家賃支援事業	(1)新規就業者 国の新規就業者総合支援事業における漁業研修生を修了後、町内において新たに漁業に従事する45歳以下の者 (2)漁業後継者 町内で漁業を経営する漁家の子で、町内において新たに漁業に従事する25歳以下の者 (3)就業希望者 (1)(2)以外の者で、町内において新たに漁業に従事する25歳以下の者 ※共通条件 ・町内に住所を有する者 ・町内の漁協組合員資格(準組合員含む。)を有し、青年部に所属する者 ・所属する漁業協同組合が推薦する者 ・過去にこの条例による同一事業の補助金を受けていない者	1・3・9	○漁業担い手定着支援事業 新規就業者及び就業希望者に対し最大24ヶ月、月額10万円を支給する。また、漁業後継者に対しては最大12ヶ月、月額10万円を支給する。 ○漁業担い手研修支援事業 漁業後継者及び就業希望者のうち道立漁業研修所の総合研修を受講する者へ、70万円を支給する。 ○漁業担い手家賃支援事業 新規就業者のうち民間の借家に居住し、月額1万円を超える家賃を支払っている者へ、家賃1万円を超えた分の1/2を支給する(但し3万円を限度とする)。	礼文町産業課 TEL:0163-86-1001(代表)
	豊富町	豊富町水産業担い手確保支援事業	○本事業の対象者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。 1 豊富町に住所を有する者 2 支援を受けようとする年以前までに、町税及び公課(以下「税等」という。)を滞納していない者(他の市町村から転入の場合は、その市町村で税を滞納していない者) 3 椎内漁業協同組合長から正組合員として新規就業することが承認された者(ただし、右欄の支援の種類3に限る。)	1・3・5	○本事業による支援の種類等は、次のとおりとする。 1 漁業研修支援助成金(研修費用支援) (1) 支援の内容: 経営開始にあたり、必要な資格・技能を習得するため漁業研修所に入所する場合に必要な費用を助成 (2) 支援限度額: 70万円 (3) 支援の条件: ・対象となる費用は、研修受講料、資格取得費、宿泊施設使用料(ただし、漁業研修所外の宿泊施設は対象外。)、漁業研修所までの往復交通費とする。 2 漁業研修支援助成金(研修資金) (1) 支援の内容: 研修期間中の生活を支援するための必要な費用を助成 (2) 支援限度額: 月20万円 (3) 支援の条件: ・1月に必要な漁業従事日数は、20日以上とする。ただし、天候、事故及び病気等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りではない。 ・対象期間は、最長2年間とする。 3 経営安定支援助成金 (1) 支援の内容: 経営開始後、所得が不安定な期間を支援するための助成 (2) 支援限度額: 年150万円 (3) 支援の条件: ・経営開始1年目は、150万円を支援し、2年目以降は、前年の所得(支援金を除く。)が350万円に満たない場合に限り、350万円との差額を支援する。ただし、350万円(支援金を除く。)を超えた場合は、支援金を停止する。 ・1年に必要な漁業従事日数は、概ね120日以上とする。ただし、天候、事故及び病気等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りではない。 ・対象期間は、3年間とする。 ※ 国費事業等の補助事業が対象となる場合は、補助残を事業費として措置	豊富町農林水産課 林業水産係 TEL 0162-82-1001(代表) 0162-73-1353(直通)
		遠別町振興補助 (漁業生産基盤強化対策事業(後継者育成支援事業))	1 新規就業者 2 町長が認めた者 3 遠別漁業協同組合が推薦する者 ※ただし、漁協経由で補助金を交付する		4 ○新規就労者の受け入れの促進に関する事項 ○新規着業者の安定的促進を図るための支援対策事業 ○漁業者子孫の後継促進と技術育成支援を図るための事業 ○漁業者経営改善促進、育成推進を図る措置 ○推進協議会等の開催、普及啓蒙活動 ○限度額は決まっていないが慣例的には120万円程度	遠別町経済課

北海道 留萌	遠別町	遠別町起業化支援事業補助金	1 町内において起業を予定している者又は町外の中小企業が町に支店等の事業拠点を設ける場合 2 補助金の交付申請を行う日において、現に遠別町内に住所を有する個人 3 補助金の交付申請を行う日において、現に法人登記簿上の本社又は支店等の所在地を遠別町内に置く法人	9	○起業するために必要な施設の建築及び改修等を行う事業 1)工事請負費及び修繕費 (事務所、店舗の建設費、改修費等) 2)備品購入費 (設備、機械装置等の購入費等) 補助率3/4以内、補助限度額500万円	旭川市経済観光課 TEL01632-7-2146
		移住定住促進住宅	1 町外から本町へ就業等するため移住及び定住を希望する者 ※ただし、空室がない場合は入居できません	3	○入居期間は入居日から起算して3年を限度とする ○家賃月額1万5千円 ○間取り3LDK	遠別町総務課 TEL01632-7-2111
	初山別村	初山別村漁業後継者育成事業	1 指導漁業者から6か月以上36月以内で協議会が認める研修に受講する45歳未満の者で、かつ 漁業経営者の3親等親族でない者 2 年齢が45歳未満の新たに漁業経営を行なう者 3 3親等以内の親族である漁業経営者から継承する45歳未満の者 4 永続的に村に居住する意思のある者	1・2・3・4・5・9	○漁業研修者に対する補助(3年以内) (1)漁業研修支援金 50万円(1年目のみ) (2)船舶・無線免許取得補助(小型船舶及び無線免許取得費用の1/2) (3)住宅料補助(自己負担額の1/2以内 ※15千円を上限) (4)国民年金保険料補助(自己負担額の1/2以内) (5)国民健康保険税補助(自己負担額の1/2以内) ○新規漁業就業者補助(経営開始から5年以内) (1)漁業就業祝い金 10万円 (2)就業準備補助(漁船・漁具の取得費の3/4以内375万円限度) (3)経営自立安定補助(1月につき12万5千円(1年間最大150万円)。ただし、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。) (4)漁業制度資金借入補助(借入金残高の1/10以内 ※20万円を上限) (5)固定資産税補助(漁業相当分の固定資産税納付額の1/2以内) (6)漁港使用料補助(自己負担額の1/2以内) (7)住宅料補助(自己負担額の1/2以内 ※15千円を上限) ○漁業後継者補助(継承開始から5年以内) (1)船舶・無線免許取得補助(小型船舶及び無線免許取得費用の1/2) (2)漁業就業祝い金 10万円 (3)就業準備補助(漁船・漁具の取得費の3/4以内375万円限度) (4)住宅料補助 ・家賃の自己負担額の1/2以内 ※15千円を上限 ・住宅取得・増改築の1/2 50万円限度	初山別村経済課 TEL0164-67-2211
		初山別村持続的漁業経営支援事業補助金 ※補助金交付要綱の制度期間R3.4.1～R6.3.31	①村内に住所を有し漁業を主たる生業としている者または村内に住所を有し若しくは有することとなり 新たに漁業経営を営むと認められることを漁業協同組合長が証明した者。 ②村税その他村の収入金の未納がない者。 ③過去3年間に年90日以上漁業を営む実績があること又は持続的に90日以上漁業を営むと認められることを漁業協同組合長が証明した者。	4	総事業費10万円以上を対象 (1)漁船用省エネルギー機関の購入経費 補助率1/2、補助金上限額100万円、制度期間中1回のみ (2)漁船用機器設備及び効率化省力化につながる機械設備、荷役運搬機械の購入経費 (3)漁法転換・規模拡大・養殖設備のために必要な漁具等の購入経費 補助率1/2、補助金上限額50万円 (2)と(3)の組み合わせ可能、制度期間中5回まで実施可能(上限額は50万円)	
	羽幌町	羽幌町漁業等担い手支援事業	1 羽幌町住民 2 漁業を継承又は新たに漁業を営むと認められるおおむね満45才以下の者 3 町長が新規就業者等と認めた者 4 町税等を滞納していないこと	1・2・4	(1)資格支援事業 (一人につき10万円を限度として複数回、漁業従事者にあつては組合員となるまでの期間に取得するものに限る。) 小型船舶操縦士、無線士、潜水士 助成対象経費の2/3以内(対象が離島地区で従事する場合は3/4) (2)総合的研修等支援事業 北海道立漁業研修所における総合研修又は漁業経営に関する専門的研修(同等の研修であると町長が認める研修) 対象経費の2/3(離島地区においては3/4) 上限額50万円 (3)基盤整備等支援事業 漁業経営のための基盤整備若しくは強化又は経営の効率化を図るため、漁船(新造含む)、業業機器、漁具等を購入した場合 限度額50万円 (4)経営継続支援事業 自立経営を開始した後、1年間毎の継続就業後に支援費として助成 1回 50万円(1種兼業者 30万円 2種兼業者 15万円) 自立開始後3年間	羽幌町農林水産課 TEL0164-68-7008

	留萌市	新規漁業就業者支援事業	新規漁業就業予定者及び新規漁業就業者要件 ①留萌市 漁業の担い手として定住意思ある者で、概ね18歳以上45未満 ②漁船を使用しての経営計画有する者 ③新星マリン漁業協同組合の員若しくは加入予定者である ④市税等を滞納していない者	1・2・3・4・5	●新規就業予定者への支援 ○漁業研修資格取得支援 漁業研修・資格取得に対する助成⇒1/2(限度額30万円 1回限り) ○技術習得支援※国の支援を受けた者に限る 受入漁家に対する助成 ⇒ 3,000円/日(2年間) ●新規就業者への支援 ○設備導入支援 漁業近代化資金借入時自己負担分(2割)に対する助成⇒ 1/2(限度額300万円 就業後5年以内1回限り) ○住宅支援 家屋借上げ家賃 ⇒ 月額1/2(3年間 限度額27千円/月) 市営住宅及び改良住宅 ⇒ 月額全額(3年間) ○経営自立安定支援 前年度収入額に応じ ⇒ 150万円/年(5年間)	留萌市農林水産課 TEL:0164-42-1837
	増毛町	増毛町漁業資格取得費補助金	新規漁業就業者要件 ①漁業を継承、又は新たに営むと認められる者。 ②町長が、新規就業者として認めた者。 ③性行善良、身体強健。 ④永続的に町に定住する意思があると認められる者。 ⑤町税等の滞納がないこと。	2	組合員となるまでの期間に道立漁業研修所、若しくはそれに準ずる講習会等で次の免許を取得した場合 小型船舶操縦士 無線士 潜水士 補助対象経費の2/3以内 限度額 25万円	増毛町農林水産課 TEL:0164-53-1117
		増毛町産業活性化支援事業補助金 (起業化支援事業)	新規漁業就業者要件 ①町内で新たに事業を開始しようとする者。 ②町税等の滞納がないこと。	4	起業に要する経費又は設備整備の経費に対して補助 補助要件 対象経費から他の補助金等を除いた額の1/2以内 (限度額100万円) 1起業者1回限り	
		増毛町漁業従事者定着支援事業補助金	1 新規就業者事業等の長期実地研修を受講する研修生の受入れを行い、研修生の町内での住居確保や生活支援に努める者であること 2 増毛漁業協同組合の承認を得られること 3 町税等の滞納がないこと	1	○新規就業事業等の長期研修を受講する研修生の受け入れ及び指導等に要する全ての経費に対して補助 ・補助金の額 研修生1人につき月額3万円とし、交付月数は研修を実施した月数とする	増毛町農林水産課 TEL 0164-53-1117
		増毛町住宅リフォーム等補助金	①町内に住所を有する者及び増毛町内に有することとなる者で5年以上居住することが明らかな者。 ②自社の社員及び従業員の寄宿舎として、リフォーム等を行う町内の個人事業者又は企業。 ③町税等の滞納がないこと。	3	①住宅リフォーム工事 30万円。なお、企業又は個人事業者が自社の社員及び従業員を居住させる場合は、改修工事に要する費用の額(消費税及び地方消費税含む)の3分の1とし、100万円を限度。 ②水洗トイレ改造等工事 10万円 ③新築工事 100万円 ④空き家住宅購入 ア 購入費用の2分の1として30万円を限度とする。なお、企業又は個人事業者が自社の社員及び従業員を居住させる 場合は、空き家購入に要する費用の額の2分の1として、50万円を限度。 イ 敷地を購入した場合は10万円を加算。	増毛町建設課 TEL:0164-53-1115
		増毛町民間賃貸住宅等建設補助金	①町内に民間賃貸住宅等を建設する個人又は法人。 ②町税等の滞納がないこと。	3	①町内建設業者で民間賃貸住宅を新築する場合は1戸あたりの床面積が25平方メートル以上45平方メートル未満は 210万円、45平方メートル以上は300万円として、1棟あたりの限度額は1,200万円。 ②①町内建設業者以外で民間賃貸住宅を新築する場合は1戸あたりの床面積が25平方メートル以上45平方メートル未満は180万円、45平方メートル以上は250万円として、1棟あたりの限度額は1,000万円。	
		増毛町新築住宅建設支援補助金	①町内において、売買により土地を購入し、3年以内に新築住宅を建築する者。 ②現に補助対象住宅の所在地に住所を有し、居住する者。	3	①購入する土地の購入金額に2分の1を乗じて得た額で100万円を上限。	
北海道 オホ	紋別市	漁業研修受講者への奨励金の支給(事業ではなく、市の財務規則に基づき支給)	市内において、道立漁業研修所の研修に参加する40才以下の者。	1	○北海道立漁業研修所における研修について、受講日数1日当たり820円(漁協と紋別市で折半)を支給	紋別漁業協同組合 TEL:0158-24-2133
	湧別町	湧別町漁業後継者資格取得費用補助金 交付要綱	漁協が行う漁業後継者の資格取得費用助成実施要綱により助成決定を受けた者。 ①1級小型船舶操縦士 ②2級⇒1級小型船舶操縦士 ③2級小型船舶操縦士 ④第2級海上特殊無線技士	2	道立研修所・教習スクール等で資格取得した費用の一部を町補助。 ①資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:50,000円) ②資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:30,000円) ③資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:40,000円) ④資格取得費用－漁協助成額＝町補助金(上限:25,000円)	湧別町水産林務課 TEL:01586-5-3763
	むつ市	新規就業者確保支援事業	漁協が新規漁業就業者を確保するために実施する漁業体験などの取組にかかる経費(体験者の食費、宿泊費、交通費など)の一部を補助する。 ※漁業体験者への直接補助ではなく、漁協が体験者へ助成した場合に漁協へ補助する。	6	10万円を上限とする	むつ市経済部 水産業振興課 TEL:0175-22-1111 (内線2632)

2	青森県	佐井村	佐井村漁師縁組事業	佐井村に定住し、漁業を営む意思があり、以下の全ての条件を満たす方 ・年齢が18歳以上で概ね30歳までの方(性別は問いません) ・申し込み時点で佐井村外に在住し、採用後は佐井村に住民登録を移し、居住できる方 ・漁業に精通もしくは興味があり、村内で漁業就業を目指す意欲のある方 ・佐井村の活性化に興味があり、地域住民と共に積極的に活動ができる方 ・心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方 ・普通自動車免許を有している方	1・5	収入の見込めない研修期間中の生活費等の支援 1～3年目 199.2万円支給(月額166,000円を3年間支給) 就業・定着に関する支援 4年目 168万円支給 5年目 150万円支給 漁業技術向上や漁業種類の転換・多角化に必要な技術取得への支援 家賃として村から助成金(月額上限30,000円)が支給 佐井村への転居に伴う費用(交通費、引越費など)の一部を助成(上限額100,000円)	佐井村総合戦略課 TEL:0175-38-2111
		風間浦村	風間浦村 まち・ひと・しごと創生総合戦略	新規漁業就業者	5	①組合員になるための出資金の全額助成 ②わかめ・コンブの新規養殖漁業参入者に対する資材費の半額程度の助成(概ね10万円程度)	風間浦村産業建設課 TEL:0175-35-2111
		八戸市	漁業就業支援事業	漁業就業希望者等	9	漁業就業や操業に必要な技能・資格取得の方法等について、リーフレットやウェブサイトによる情報発信を行う。 (八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携事業)	八戸市 農林水産部 水産事務所 TEL:0178-33-2115
		洋野町	漁業就業者奨励金交付事業	新規漁業就業者及び漁業後継者、家族漁業就業者 年齢60歳未満の組合員が対象。	5	奨励金の支給。 ・新規漁業就業者(新規組合員資格取得者) 40万円 ・漁業後継者(組合員資格承継者) 20万円 ・家族漁業就業者(同一世帯に組合員を持つ新規新規組合員資格取得者) 20万円	洋野町水産商工課 TEL:0194-65-5916
		野田村	新規就漁者支援事業	新規就漁者(養殖漁業・定置網等)を受け入れる村内漁協。	5	・新規就漁補助金 雇用就漁型:初年次 10万円/月 自営就漁型:初年次 10万円/月、2年次 8万円/月、3年次 5万円/月 ・家賃助成 借家に限り、月額家賃の1/2を支援。(月額上限15千円)	野田村産業振興課 TEL:0194-78-2111
		普代村	普代村漁業就業者育成事業	平成27年4月1日以降に漁協の組合員に加入した者または漁業に精通もしくは興味があり、村内で漁業就業を目指す意欲のある者。(18歳以上45歳未満)	3.5	漁業活動資金の支給。 ・漁業活動支援 漁家子弟:初年次 5万円/月、2年次 3万円/月 新規:初年次 10万円/月、2年次 7万円/月、3年次 5万円/月 ・就業定着支援 村外開催の座学研修や漁業研修への参加経費を支援。 ・家賃助成 月額家賃の1/2を支援。(但し、家賃が月額30千円を超える場合。月額上限25千円。)	普代村建設水産課 TEL:0194-35-2111
		田野畑村	田野畑村農林漁業就業者支援事業	新規就業者及び新規就業者の研修指導を受け入れる者。	1,2,3,5	・研修支援事業 12万円/月(最大3年間) ・独立支援事業 15万円/月(最大3年間) ・家賃支援事業 借家に限り、月額家賃の1/2を補助(最大3年間、上限25千円) ・資機材整備支援事業 資機材整備に係る経費の1/2を1回に限り補助(上限50万円) ・資格取得支援事業 資格取得経費の1/2を補助(上限5万円) ・研修指導者支援事業 研修支援事業を活用して農林漁業への就業を目指す新規就業者を指導する者に対し月額3万円を補助(最大3年間)	田野畑村産業振興課 TEL:0194-34-2111

岩泉町	漁業就業者育成支援事業	町内漁業協同組合 新規漁業就業者及び指導受入漁業者	5	新規漁業就業者への活動支援。 ・共同利用漁船及び漁船に付随する漁具の貸出 ・新規漁業者1人につき12万5千円/月を最長3年間支給 ・指導漁業者に3万円/月を支援	岩泉町農林水産課 TEL:0194-22-2111
宮古市	宮古市漁業担い手確保対策事業	養殖漁業及び漁船漁業(採介藻漁業、定置網漁業を除く)の新規就業者 (満60歳未満)を受け入れる宮古市内の漁協。	1,5	・新規就業者1人につき月額12万5千円を最長2年間助成する。	宮古市水産課 TEL:0193-62-2111
			3	・新規就業者1人(原則1ターン者)につき家賃月額の1/2(上限3万円)を最長2年間助成する。	
			5	・新規就業者が2年の研修期間を終了した後、漁業経営で必要となる施設・機械等の導入費用の2/3を助成する。 (上限100万円(※交付は1回限り、交付申請期間:研修期間終了後3年間))	
			7	・漁業体験の受入数1人につき日額5千円	

山田町	豊かな浜の担い手育成支援事業	山田町に住所を有する新規漁業就業者、新規養殖参入者、養殖漁業参入者等。	1,3,5	○町事業 ・新規漁業就業型 30万円(組合出資金相続の場合は10万円) ・養殖経営参入型(専業型) 60万円/年(但し、藻類養殖のみの場合は1年、藻類以外の養殖種目であって町長が認めるものは2年を限度) ・養殖経営参入型 20万円 ○山田町漁業就業者育成協議会事業 ・山田町で漁業就業を希望する者に対し実地研修の場※無料で提供 ※短期研修型(最大7日間)、中期研修型(雇用型研修・最大1年間) ・新たに山田町に居住し漁業に就業しようとする者で、将来においても山田町に居住し漁業に従事する意欲がある者に対し月額5万円を上限とし6月間家賃を補助。敷金及び礼金について最大10万円を補助 ・中期研修型研修を受講する者であって、岩手水産アカデミーの開催する集合研修を受講する者に1日につき旅費1,860円を支給	山田町水産商工課 TEL:0193-82-3111
大槌町	大槌町漁業担い手育成支援事業	大槌町で、漁業、養殖業に従事し、継続していく意志があるもの。 ・新規漁業就業希望者	3	・住宅支援及びU・Iターン就業支援	大槌町産業振興課 TEL:0193-42-8717
	大槌町養殖漁業経営安定化促進事業	大槌町で、漁業、養殖業に従事し、継続していく意志があるもの。 ・既存漁業者(正組合員、準組合員、定置網漁業組員、新規漁業就業希望者) ・既存漁業者のうち生産性、収益性向上を計画している事業者	9	・養殖漁業の活性化、経営の安定化及び、漁業所得の底上げを図るため、漁業者(新規含む)が実施する養殖棚整備及び種苗購入費等を補助する。	

釜石市	漁業就業者育成支援事業	市内漁業協同組合 新規漁業就業者及び指導受入漁業者	5	○漁業担い手育成支援金(負担割合 市7:漁協3) 釜石市で漁業に着業・定着し独立を図るための支援を行うもの。 ・就業支援金 50万円(1回限り)。U・Iターン、漁種問わず) ・生活支援金 月8万円(最大36ヶ月。Iターン、養殖・漁船漁業に限る) ・独立支援金 50万円(1回限り)。U・Iターン、養殖・漁船漁業に限る) ○親方支援金(負担割合 市7:漁協3) 新規漁業就業者の受入指導を行う親方についても支援を行うもの。 ・支援金を受給する新規漁業就業者が就業後3年を経過した際に、その指導を行った親方に対し、就業者1名につき80万円の支援金を支給する。 ○担い手確保対策(1漁協あたり10万円まで) ・次の担い手・受入先を確保するために、漁業関係機関と連携して様々な取り組みを実施する。(漁業就業支援フェアへの参加、中高生向けの漁業体験講座の開催等)	釜石市産業振興部水産農林課 TEL:0193-27-8427
大船渡市	漁業担い手宿舎整備等支援事業	・市内で漁業を営む個人、法人、団体又は市内漁業協同組合 ・市内の宿舎を借上げるいわて水産アカデミー研修生	3	漁業に携わる人材の確保を支援するため、漁業者が市外から漁業に従事する雇用者を確保するために行う宿舎の整備や借上げに係る経費及びいわて水産アカデミー研修生の宿舎借上げに係る経費に対する補助金。 ＜補助率＞ 1/2 ○宿舎整備事業 ア 新築、増築、購入(新築) ＜補助上限額＞ 2,000万円 ※転入雇用者1人当たり200万円以内 イ 改修、購入(中古) ＜補助上限額＞ 1,000万円 ※転入雇用者1人当たり100万円以内 ○宿舎借上事業 ア 宿舎借上げ(漁業者) ＜補助上限額＞ 240万円 ※転入雇用者1人当たり月額4万円以内 ※最長12か月 イ 宿舎借上げ(いわて水産アカデミー研修生) ＜補助上限額＞ 48万円 ※月額4万円以内 ※最長12か月	大船渡市農林水産部水産課 TEL:0192-27-3111
	意欲ある浜の担い手支援事業	(直接補助)市内漁業協同組合 (間接補助)新規漁業就業者 ・市内に住所を有する15歳以上50歳未満の方	5	新規漁業就業者の確保及び育成を図るため、市内の漁業協同組合が新規漁業就業者に奨励支援、資機材支援及び生活支援を行う場合に要する経費に対する補助金。 ＜補助率＞ 市:7/10、漁協:3/10 ○新規就業型 ア 奨励支援 ＜補助上限額＞ 50万円(市:35万円、漁協:15万円) イ 資機材整備支援 ＜補助上限額＞ 50万円(市:35万円、漁協:15万円) ウ 生活支援 ＜補助上限額＞ 1年当たり150万円(市:105万円、漁協:45万円)※最長2年間 ○後継ぎ就業型 ア 奨励支援 ＜補助上限額＞ 50万円(市:35万円、漁協:15万円) イ 生活支援 ＜補助上限額＞ 1年当たり60万円(市:42万円、漁協:18万円)※最長2年間	
陸前高田市	陸前高田市がんばる海の担い手支援事業	広田湾漁業協同組合 当該組合による新規漁業就業者育成支援に対し、右記の通りの補助を行う。 1 支援の対象となる新規漁業就業者の条件 (1) 支援開始時点で、満60歳未満の者 (2) 将来にわたり専業(※1)として漁業を続ける意志のある者 (3) 漁業経営体ではない者と常勤の雇用契約を締結していない者 (4) 支援開始時点で、国又は他の地方公共団体等からこの事業と同様の内容の支援を受けていない者 (5) 市税を滞納していない者 (6) 支援開始時点で、漁業就業した日(※2)から起算して3年を経過していない者 (7) 広田湾漁業協同組合の正組合員又は正組合員と同一世帯の者 2 支援の対象となる指導漁業者(※3)の条件 (1) 広田湾漁業協同組合の正組合員 (2) 市税を滞納していない者 ※1:年間従事日数が概ね150日以上 ※2:次のうち、いずれか早いほうの日 ① 漁業経営体の従業員又は専従者としての勤務を始めた日 ② 漁業経営を開始した日 ※3:新規就業型(右欄※4)の者に対し、1か月に15日以上技術指導を行う者	5	広田湾漁業協同組合が行う新規漁業就業者及び指導漁業者への次のとおりの支援に対し、補助金を交付する。 1 資機材整備支援 (1) 新規就業型(※4) ア 補助率:50/100(※5) イ 上限:1年目120万円、2年目72万円、3年目48万円 (2) 後継ぎ就業型(※6) ア 補助率:50/100(※5) イ 上限:1年目90万円、2年目54万円、3年目36万円 2 生活支援(新規就業型のみ) 定額:12.5万円/月(最長2年間)(※5) 3 指導漁業者支援(新規就業型のみ) 定額:3万円/月(最長2年間)(※5) ※4:新たに漁船及び漁具等資機材を整備し、漁業経営を開始する場合 ※5:費用負担の割合 養殖漁業の場合)市:漁協=7:3 漁船漁業の場合)市:漁協=9:1 ※6:他者から資機材を継承し、漁業経営を継続する場合	陸前高田市地域振興部水産課 TEL:0192-54-2111

4	宮城県	気仙沼市	漁船乗組員確保・育成支援事業	(1) 気仙沼市以外に住所を有する者が、気仙沼市に定住することを前提として、気仙沼港を拠点とする漁船への乗組みを希望し、面接等に訪れた場合。 (2) 気仙沼市以外に住所を有する者が、気仙沼市に定住することを前提として、気仙沼港を拠点とする漁船への乗組みが内定し、陸上で実技研修等を行う場合。 (3) 陸上研修の実施主体が船上実習研修を行う場合。 (4) 業界団体が新規就業者確保のための求人活動を行う場合。	9	(1) 面接等に訪れる際に要した旅費の1/3以内の額(宿泊費は1/3以内の額または4千円以内の額)。 (2) 雇入れ前に陸上で実技研修等を行う際の旅費の1/3以内の額(宿泊費は1/3以内の額または4千円以内の額とし上限14日)。 (3) 研修に係る用船料の1/3以内の額。 (4) 求人活動に係る旅費の1/3以内の額。	気仙沼市産業部水産課 漁業振興係 TEL:0226-22-3435
			漁船漁業船舶職員養成講習受講支援事業	海技士国家試験を受験するため、船舶職員養成講習(3級海技士又は4・5級海技士養成の講習)を受講し、気仙沼市内の遠洋沖合漁船漁業団体所属船に3年以上乗組む場合。	9	船舶職員養成講習期間1ヶ月につき15万円以内の額の生活費支援(上限3ヶ月)。	気仙沼市産業部水産課 漁業振興係 TEL:0226-22-3435
			沿岸漁業担い手対策支援事業	・新規漁業就業者(原則として、本市沿岸漁業への就業後(漁業による収入が主となった時点から)5年以内又は45歳未満の者) ※条件については検討中	2	資格取得のための講習会に要する経費(講習料、テキスト料、資格・免許受験料)の一部を助成(補助率1/2以内)。	気仙沼市産業部水産課 漁業振興係 TEL:0226-22-3435
		石巻市	担い手確保活動支援事業	1 漁業協同組合 2 漁業生産組合 3 漁業者で組織する団体 4 その他市長が適当と認める漁業担い手確保に係る取組み団体	9	漁業就業希望者を対象とする説明会や求人等の担い手確保に係る活動、及び既存漁業者が担い手を確保するために必要とする活動に要する経費の一部を助成(補助率3/4以内、上限300千円)。	石巻市産業部水産課 TEL:0225-95-1111(内線3513)
			担い手育成支援事業	1 漁業協同組合 2 漁業生産組合 3 漁業者で組織する団体 4 その他市長が適当と認める漁業担い手確保に係る取組み団体	2	漁業就業希望者が、漁労技術や知識の習得、現地の環境に順応することを目的とする研修等の活動、及び受入側漁業者が担い手育成に必要とする活動に要する経費の一部を助成(補助率3/4以内、上限300千円)。	石巻市産業部水産課 TEL:0225-95-1111(内線3513)
			新規就労者独立支援事業	1 漁業協同組合 2 漁業生産組合 3 漁業者で組織する団体 4 その他市長が適当と認める漁業担い手確保に係る取組み団体	5	新規に独立する漁業者に対し、独立に要する経費の一部を助成(補助率1/2以内、上限500千円)。	石巻市産業部水産課 TEL:0225-95-1111(内線3513)
		東松島市	東松島市地域おこし協力隊	漁業就業希望者等 (ただし、三大都市圏内の都市地域又は政令指定都市に住民票を有し、採用決定後は東松島市に住民票及び生活拠点を移すことができる方) ※隊員の募集については、随時HPで募集します。	9	隊員期間:1年間(その後1年毎に最長3年間まで延長) 勤務時間:活動時間は20日/月(7時間45分/日)が基本 報償等:11,500円/日、業務日数は240日/年が上限 活動経費:年間200万円を限度として補助 ※賞与・退職金なし ※国民健康保険税、国民年金保険料等は各自負担 ※転居にかかる費用、食費、光熱水量費、町内会費、生活に必要な備品・消耗品などは自己負担 ※漁業にかかる技術習得のほか、地域活性化活動も同時に行うこととしています。	東松島市復興政策部復興政策課 TEL:0225-82-1111

		塩竈市	塩竈市地域おこし協力隊	漁業就業希望者等(のり養殖業) (ただし、三大都市圏内の都市地域又は政令指定都市等に住民票を有し、採用決定後は塩竈市市に住民票及び生活拠点を移すことができる方) ※隊員の募集については、随時HP等にて募集します。	4・9	隊員期間:1年間(その後1年毎に最長3年間まで延長) 採用区分:塩竈市任期付任用職員 勤務時間:活動時間は20日/月(7時間45分/日)が基本 報償等:月額報酬166,200円 活動経費:定住に必要な免許取得費用、宿泊費、出張費、活動に必要な消耗品等購入費等全額支給 ※賞与あり・退職金なし ※社会保険制度あり ※転居にかかる費用、食費、光熱水量費、町内会費、生活に必要な備品・消耗品などは自己負担 ※漁業にかかる技術習得のほか、地域活性化活動も同時に行うこととしています。	塩竈市産業環境部水産振興課 TEL:022-364-2222
		七ヶ浜町	七ヶ浜町農業新規就労者支援事業	①宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所から推薦がある者 ②町内で3年以上農・漁業に従事し、今後も継続して従事する者 ③町内に居住している者または従事してから3年以内に居住した者 ④町税等を滞納していない者 ⑤他の市町村で同様の補助金の交付を受けたことがない者	4・9	町内の第一次産業に新規で3年以上就労する方へ補助金を交付する。(該当者1名につき300,000円)	七ヶ浜町産業課 TEL:022-357-7443
		亶理町	新規農漁業者育成支援事業	(1)「みやぎの漁業担い手確保育成支援事業」の長期研修を修了した者。 (2)長期研修終了後、亶理町内で漁業に従事している者。	4・9	新たに取得する機械、施設、設備等を整備する経費の1/2以内の額(上限100万円)を補助。	亶理町農林水産課 水産班 TEL:0223-34-0503
			新規農漁業者定住支援事業	(1)「みやぎの漁業担い手確保育成支援事業」の長期研修を修了した者。 (2)長期研修終了後、亶理町内で漁業に従事している者。 (3)町外から定住をする目的で本町に住民登録すること。 (4)自己の居住用として住宅を賃借すること。 (5)政令月収が亶理町町営住宅条例に定める基準額以下であること。	3	住宅賃貸料(共益費等は除く)の月額の1/2(上限3万円)を補助(最大36ヶ月)。	
5	秋田県	男鹿市	男鹿市漁業担い手確保支援事業	・15歳以上60歳未満 ・後継者となった定住者 ・経営者となった定住者(既に漁業を承継している者を除く。) ・被雇用者となった定住者(既に漁業を承継している者又は既に経営対等へ就業している者で再就業する者を除く。)等	5	条例による対象要件を満たした者に対し、奨励金【個人100万円(1年目50万円、3年後30万円、5年後20万円)、法人等就業者20万円】を交付する。	男鹿市農林水産課 TEL:0185-24-9139
			がんばる男鹿の漁業応援！経営確立支援事業	・平成30年4月1日以降に経営を開始した者 ・60歳未満の独立・自営漁業者で漁業スクール受講済み又は同等以上の能力を有する者等	5	就業初期段階の所得安定、経営継続の後押しを行うため1,500千円を5年間支給する。	
6	山形県	鶴岡市	漁業後継者育成資金利子補給事業	鶴岡市に在住し、主に海面において漁業を営む個人又は、漁業を営む法人で、交付申請時点の年齢が41歳以下もしくは、41歳以下の後継者が現に主として海面において漁業に従事している者	4	漁業後継者の育成を図るため、山形県漁協が漁業後継者等に対し漁業後継者育成資金を貸し付けた場合に、利子補給補助金を交付する。	鶴岡市農林水産部 農山漁村振興課水産班 TEL:0235-25-2111
			漁業者確保・育成総合支援対策事業	鶴岡市内において、漁業へ就業を希望する者	3	漁業研修準備型研修または国の長期研修受講予定者に対し、転居費用を支援(最大100千円補助 県1/2、市町村1/2)	
			浜の担い手漁船リース支援事業	国の浜の担い手漁船リース事業を活用し、建造費1億円以上の船を代船としてリース導入しようとする中核的漁業者	4	漁業研修準備型研修または国の長期研修受講者に対し、家賃補助を支援(補助額:最大20千円/月を補助 県1/2、市町村1/2)	
			漁家子弟支援事業	3親等以内の親族が経営する漁業経営体を事業承継する予定の漁家子弟	1	担い手漁船リース事業を活用し、漁業近代化資金を借り入れた際の信用保証料を補給支援する。(県3/10、市3/10)	
	酒田市	酒田市	漁業就業者確保・育成支援事業	酒田市内に転入する漁業就業希望者	3	漁家子弟が、漁業活動に必要な知識及び技術を修得するために行う親元での研修期間中の給付金の支給。(125千円/月(1年間)、県2/3、市1/3)	酒田市農林水産部農林水産課 TEL:0234-43-8708
				酒田市内に在住する漁業就業希望者	3	漁業研修準備型研修または国の長期研修受講者に対し、転居費用を支援(最大100千円補助 県1/2、市1/2)	
	遊佐町	遊佐町	遊佐町新規漁業就業者支援事業費補助金	遊佐町に転入する漁業就業希望者	3	漁業研修準備型研修または国の長期研修受講予定者に対し、転居費用を支援(最大100千円補助 県1/2、町1/2)	遊佐町産業課水産林業係 TEL:0234-72-4521
				遊佐町に住所を有する漁業就業希望者		漁業研修準備型研修または国の長期研修受講者に対し、家賃補助を支援(補助額:最大20千円/月を補助 県1/2、町1/2)	
7	福島県	いわき市	海の魅力！いわき浜っ子総合学園事業	市内高校生	6	市内高校生向けに1泊2日の「お試し漁業体験」を実施。	いわき市農林水産部水産課 0246-22-7487
8	茨城県	ひたちなか市	新規漁業就業者支援事業	ひたちなか市内の漁業協同組合に所属する漁業を営む漁業者。	1・9	経営体育成総合支援事業の長期研修を修了後、継続して研修生を雇用する漁業者に対して、1年間を限度として研修指導費50,000円/月(補助事業を開始又は終了した月は日割り計算の場合あり)を補助する。	ひたちなか市水産課 TEL:029-273-0111

12	千葉県	船橋市	漁業後継者対策事業	船橋市漁業協同組合の青壮年部に所属する組合員	9	船橋市漁業協同組合の青壮年部に所属する組合員が設備購入の際に要する経費の一部を補助する。	船橋市経済部農水産課 園芸水産係 TEL:047-436-2490
			新規漁業者対策事業	船橋市漁業協同組合で新規にみなし組合員となった者	5	船橋市漁業協同組合で新規にみなし組合員となった者が設備購入する際に要する経費の一部を補助する。	
			新規漁業者研修受入事業	船橋市漁業協同組合で新規にみなし組合員となった者	1	船橋市漁業協同組合で新規にみなし組合員となった者への研修に要する経費を補助する。	
		富津市	富津市地域おこし協力隊	漁業就業希望者等 (ただし、3大都市をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)に在住し、採用決定後に富津市内に居住し、住民票を異動できる者。) ※隊員の募集については、随時HPで募集します。	2・3・5・9	隊員期間:初年度は採用日から令和6年3月31日まで(その後1年毎に最長3年間まで延長) 採用区分:富津市会計年度任用職員 勤務日数及び勤務時間:勤務日数は原則として週5日間、月20日程度 勤務時間は原則7時間30分 報酬等:月額報酬176,600円 活動経費:(年額)上限2,000,000円 ※賞与あり(月初において6か月以上の勤務がある場合に支給)・退職金なし ※社会保険制度あり ※転居にかかる費用、食費、光熱水量費、町内会費、生活に必要な備品・消耗品などは自己負担 ※漁業にかかる技術習得のほか、地域活性化活動も同時に行うこととしています。	富津市建設経済部農林水産課 水産係 TEL 0439-80-1289
		南房総市	南房総市地域おこし協力隊	漁業支援スタッフ(漁業研修生) (申込時点で、3大都市圏又は地方都市等(過疎法に定める過疎地域以外)に在住し、採用決定後は南房総市白浜町地区に住民登録を移し居住できる方) ※隊員の募集については、随時HP等にて募集します。	2・3・5・9	隊員期間:1年間(その後1年毎に最長3年間まで延長) 勤務時間:活動時間は20日/月(7時間45分/日)が基本 報酬等:委託料一月当たり233,000円 活動経費:年間200万円を限度として補助 ※賞与・退職金なし ※国民健康保険料、国民年金保険料等は各自負担 ※転居にかかる費用、食費、光熱水量費、町内会費、生活に必要な備品・消耗品などは自己負担	南房総市農林水産部 農林水産課 TEL:0470-33-1071
		勝浦市	漁業担い手支援事業	対象者 (1)漁業後継者 勝浦市に住所を有し、市内で漁業を経営する漁家である漁業者の3親等以内の親族にある者 (2)新規就漁希望者 勝浦市に住所を有し、新たに組合員資格を取得し、漁業経営をしようとする者 補助要件 下記の全ての要件を満たす漁業者 ・過去に本市において漁業経営の経験がない者 ・将来にわたり専業として漁業を続ける意思がある者 ・申請時の年齢が50歳未満である者 ・市税等の滞納がない者 ・過去に同一の補助金を受けていない者 ・勝浦市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと	2・3・9	① 漁業資格取得経費補助事業 小型船舶免許又は海上特殊無線技士の資格取得に要する経費の1/2を補助する。(補助上限額5万円) ② 借家居住補助事業 研修生が借居する住居の家賃の1/2を補助する(補助上限額 月毎に2万円) ③ 漁業技術指導者謝礼 漁業技術指導を行った受入漁業者に、研修生1名につき、1日あたり2,000円の謝金を支払う。(補助上限額 月毎に5万円)	勝浦市農林水産課 水産係 TEL:0470-73-6636
14	神奈川県	小田原市	漁業後継者育成事業	漁業への新規就労希望者	6.9	小田原市では漁業後継者育成事業を実施しており、当該事業において、漁業への新規就労者を確保する取り組みを実施しています。具体的には、国が実施する漁業就業支援フェアへの参加や、神奈川県立海洋科学高校生を対象とした漁業体験実習を実施しています。	小田原市水産海浜課 電話:0465-22-9227

15	新潟県	糸魚川市	漁業経営安定対策事業補助金	船主となって3年以内の漁業者が漁獲共済契約の契約者となる場合	5	・市内漁業者が漁獲共済契約の契約者となった際に共済掛金額から国庫補助を差し引いた額に対して5%を補助。 ・左記、3年以内の船主には15%補助（上記補助に10%を上乗せ）。	糸魚川市農林水産課 林業水産係 TEL:025-552-1511
		村上市	新規漁業就業者支援事業費補助金	市内に住所を有する新規漁業就業者で漁業協同組合を経由して、就業計画書の提出、認定が必要。	4・9	漁業協同組合が新規漁業就業者に対して交付する支援資金に対する補助で、新規漁業就業者は、交付された就漁支援資金を漁業に係る経費のほか、研修費等に充てることができる。補助金は新規漁業就業者ひとり当たりの上限額を月額10万円とし、就業計画に基づく活動活動が20日未満の場合は、月額5,000円の日割り計算とする。	村上市農林水産課 林業水産振興室 TEL:0254-53-3368
		粟島浦村	漁業経営安定対策事業補助金	村内に住所又は主たる事務所を有するもので、漁業災害補償法に基づく漁獲共済てん補契約割合が、100%であること。	9	共済掛金額から国庫補助金額を差し引いた額の40パーセントの額とする。（令和2年4月1日から適用）	粟島浦村産業振興課 水産係 TEL:0254-55-2111
		佐渡市	佐渡市水産業雇用促進センターの開設	佐渡市内において、漁業等で起業、事業拡大、新規就業しようとしている者	9	・漁業・海業で起業、事業拡大を希望する者からの相談受付 ・新規就業者等、就業希望者と漁業関係団体、漁業集落、漁業者とのマッチング ・インターネット等を活用した広報・PR活動 ・国・県・市・県漁連が実施する取組み及び各種補助事業の情報収集及び紹介 ・漁業関係企業・団体等の求人情報の把握及び求人への開拓	佐渡市農林水産振興課 林業・水産振興係 TEL:0259-63-3761
			新規漁業就業者支援事業補助金	①里親漁家研修支援事業 55歳以下で漁業経験が1年（雇用型）または2年（独立型）以下のもの ②新規自営漁業者定着支援事業 55歳以下で経営開始後5年以内の新規自営漁業者	1,5	①里親漁家研修支援事業 ・研修生1人あたり月額16万円（親と同居の場合は14万円）を毎月交付 ・研修生を指導してくれる里親漁家には1年あたり30万円交付（1年未満は月割り） ・交付期間は最長2年（独立型）または1年（雇用型） ②新規自営漁業者定着支援事業 ・経営開始初年度は月額10万円交付 ・2年目以降は前年総所得による補助金の減額措置あり ・初年度には漁業後継者奨励金30万円を交付 ・交付期間は最長5年間（経営開始後5年目まで）	佐渡市農林水産振興課 林業・水産振興係 TEL:0259-63-3761
		長岡市	新規漁業者長期研修支援事業補助金	○補助金交付対象者 市内沿岸漁業経営者 ○交付条件 下記全ての要件を満たす新規漁業就業者を雇用すること ・長岡市内に住所を有し、研修終了後も継続して市内で沿岸漁業に従事できる者 ・当該年度4月1日時点で45歳未満である者 ・国又は他の地方公共団体等が実施する漁業者育成に関する補助金等の対象になっていない者 ・過去に就業先（雇用先）と雇用継続を締結していない者	1	新規漁業就業者に技術等を習得させることを目的として雇用する経費に対し、補助金を交付するもの ・交付対象期間は、研修（雇用契約）の開始日から1人あたり最大36ヵ月 ・1ヵ月当たりの補助金額は、新規漁業就業者の1ヵ月当たりの賃金相当額（残業代や賞与などの各種手当、保険料等を除く基本給）の50%以内（千円未満切り捨て、補助上限額は100千円）	長岡市農水産政策課 水産係 TEL:0258-39-2223
		柏崎市	漁業就業者支援事業	柏崎市に住所を有するもので、漁業に就業し、新規に正組合員となる者、正組合で漁船を購入しようとする者。	4・5・9	・新規漁業就業者支援 新規に漁業協同組合の正会員となった者に対し、月100,000円（漁家子弟は50,000円）を2年間補助。 ・漁船購入費支援 新たに漁船を購入した者に対し、月々の支払費用に対して、1/2（最大50,000円）の額を5年間補助。	柏崎市農林水産課 林業水産係 TEL:0257-43-9131
16	富山県	入善町	新規就業者奨励金制度	下記の条件を満たす者 (1)漁業の個人事業者となる者、漁業の法人組織又は個人事業者に就職する者。 (2)入善町に住所を有する者。 (3)新規就業時に35歳以下の者。 (4)新規就業から1年を経過した者で、1年の内90日を超えて漁業に従事する者。 (5)町税の滞納がない者。	9	50,000円の奨励金を交付。	入善町キラキラ商工観光課 水産・深層水係 TEL:0765-72-3803
			新規就業者定着化推進事業	新規就業者のうち、下記の条件を満たす者 (1)本町に事務所等を有する漁業の事業主又は雇用されている漁業の事業主の事務所等が本町に在るもの。 (2)新規就業時に35歳以下の者。 (3)新規就業から1年を経過した者で、1年の内90日を超えて漁業に従事する者。 (4)町税の滞納がない者。 (5)この要綱による補助金の交付を受けていない者。	3	住居費実費を1年間助成（年間120,000円を上限）。	
		黒部市	漁の雇用事業就業奨励金	【対象者条件】 ・新規就業者であること ・漁業協同組合員の資格を有する者であること ・市内漁業協同組合で承認された水産庁の新規漁業就業者の支援事業の対象者であること	9	就業奨励金として5万円を交付	黒部市農業水産課 TEL:0765-54-2603

射水市	射水市農林漁業新規就業者等支援事業					射水市農林水産課水産係 TEL:0766-51-6677 FAX:0766-51-6692 Eメール jl-nourinsui@city.imizu.lg.jp
	①就業研修者支援事業	下記の条件を満たす者 ・富山県農林水産公社又は富山県地域漁業担い手確保・育成支援協議会が行う漁業体験研修(中期で4泊5日、長期で最長1年までに限る)において、新湊漁業協同組合からあっせんを受けた事業所で研修する者(漁業体験研修にあっては、中期研修から長期研修への継続は可とする)。 ・市内に住所(住民票)を有し、研修終了後市内法人組織若しくは個人事業者に就職することが見込まれる者又は就職することを希望する者。	1	中期研修:一人当たり日額3,000円を限度 長期研修:一人当たり日額1,000円を限度 (漁業体験研修にあっては、中期研修から長期研修への継続は可とする。) 補助金の支給は精算払いとし、同一研修時1回に限るものとする。		
	②就業者居住支援事業	下記の条件を満たす者 ・専ら農林漁業で生計を維持することを目的に農林漁業の法人組織若しくは個人事業者に新たに就職するおおむね60歳までの者 ・新たに市内に住所(住民票)を移転し、事業終了後3年以上、就業の継続が見込まれる者で、雇用条件は、法人にあっては社会保険及び労働保険の適用があること、個人事業者にあっては法人と同等の労働時間に基づく支払賃金等の雇用契約であることとする。	3	一人当たり月額10,000円を限度として、最大12月分を支給する。 (事業承認申請があった日が毎月14日以前の場合は当月1日に遡って、また、15日以降の場合は翌月1日から起算するものとする。) 補助金の支給は精算払いとし、1回限りとする。		

17	石川県	穴水町	穴水町新規漁業就業者担い手支援事業	町内に定住して自営の沿岸漁船漁業に従事することにより、生計を営む者のうち、下記条件を満たす者 (1)穴水町内に住所を有し、かつ町内の漁業振興に努める者 (2)18歳以上50歳未満の者 (3)石川県漁協穴水支所からの承認を得ている者 (4)新たに漁業権を取得し就漁する者 (5)町税等の滞納がない者	5	・漁業従事期間中月額12.5万円を最長3年間支給する(夫婦ともに就漁する場合は、夫婦合わせて1.5人分支給)。	穴水町地域整備課 TEL:0768-52-3670 FAX:0768-52-0395
			穴水町漁業機械等導入支援事業	販売を目的に漁業活動を行う漁業者で、下記条件を満たす者で、かつ、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業の対象者である者。 (1)漁協組合員 (2)年間販売額が50万円以上 (3)沿岸漁業(小型定置網／刺網／養殖業／採介藻／タコ漁など)に従事している ※申請時、漁業経営改善計画書(3ヶ年)を提出すること。	5	【対象となる機械など】 漁船、推進機関、船外機、操船機器、漁ろう機器、養殖施設(消耗品を除く)、漁網(定置網に限る)、その他(牡蠣減産装置／脱貝機など)の購入費用の支援補助金として事業費が20万円を超えるものの1/3以内で150万円を限度に補助 ただし、漁船及び推進機関については年度中1回に限り申請可能。	
18	福井県	越前町	海土里の担い手育成対策事業	新規就業希望者	3	県が実施する漁業体験期間中の宿泊施設を斡旋する。 (町の移住体験施設を活用)	越前町農林水産課 TEL:0778-34-8704
				ふくい水産カレッジ研修者又は修了見込みの者	3	ふくい水産カレッジ修了者又は修了見込みの者に、優先して単身用住宅を提供する。入居可能期間は、入居可能日から起算して2年以内とする。ただし、町長が認めたときは、入居可能期間を延長することができる。(最長5年)	越前町定住促進課 TEL:0778-34-8727
		おおい町	「お～い★さかな君」発掘・育成事業	①ふくい水産カレッジ研修者 ②町外からの新規就漁者 (1)町内に居住し、住民基本台帳に登録されていること。 (2)地域漁業の振興のために、新たに漁業に従事する者であること	3 9	①ふくい水産カレッジ入校者に対し交通費の補助を行う。 ②町外からの新規就漁者の住宅の確保を図るため、当該新規就漁者に対して、就漁開始後の家賃の一部を補助する。	おおい町農林水産課 TEL:0770-77-4055(直通)
		福井市	福井市農林水産業U・イターン促進事業(U・イターン者就業奨励金)	奨励金の申請を行う前2年以内に福井市に転入した者で、次のすべての要件を満たす者 1. 漁業に就業又は就業予定時の年齢が60歳未満の者 2. 市内の漁業に就業した者又は漁業に就業することを目的として県内の研修施設等で研修の受講を始めた者 3. 漁業協同組合に就業した場合には、正規雇用であり雇用保険に加入していること	9	就業してから2年間、年間30万円(一月あたり2万5千円)を支給。 (ただし、研修の受講を始めた者が奨励金の申請を行う場合は、研修の受講を始めてから2年間とする。)	福井市林業水産課 TEL:0776-20-5430
				以下の1～3の条件をすべて満たす者 1. 福井市での就業を希望する。福井市外に住む60歳未満の者 2. 福井市が開催する体験や見学のカリキュラムへの参加 3. 福井市以外から同様の補助金の交付を受けていない	9	福井市までの往復交通費及び宿泊費 (交通費は、居住地ごとに定額。宿泊費は、1泊あたり5,000円を上限とし、県外からの申請者に限り支給。ただし、前泊及び後泊を除く。)	
		坂井市	坂井市新規海女就業支援事業(海女準備支援金)	新たに雄島漁業協同組合に属する海女の組合員で3年以上継続意思のある者かつふくい水産カレッジを受講しない者	1	海女を始める時にかかる漁具購入費などに相当する額を支援(30万円・1回のみ)	坂井市林業水産振興課 TEL:0776-50-3154
			坂井市新規海女就業支援事業(海女定着支援金)	新たに雄島漁業協同組合に属する海女の組合員で3年以上継続意思のある者	5	海女を続けるためにかかる組合員費などに相当する額を支援 ※雄島漁業協同組合の組合員になった日の属する月の翌月から起算して3年間、年間24万円(一月あたり2万円)を支給	
23	愛知県	蒲郡市	蒲郡市農林水産業新規就業者奨励金	いずれも市内在住で下記条件を満たす者 ・漁家の子弟、経営者で卒業後直ちに就業する40歳未満の者 ・漁家の子弟、経営者で6月以上研修又は操業に従事した40歳以上50歳未満の者 ・漁家の子弟、経営者以外で新規に就業しようとする25歳以上50歳未満の者 ・農業又は漁業への就業基盤の無い者が、6月以上の農業研修又は漁業研修を終えた後、農地又は漁船の取得又は賃貸借で就業条件を整えて農業又は漁業に新規に就業しようとする年齢25歳以上50歳未満の者	4	・漁家の子弟、経営者で新卒の者：区分に応じて5～8万円 ・漁家の子弟、経営者で上記以外の者：区分に応じて10～15万円 ・漁家の世帯以外の者：区分に応じて15～20万円	蒲郡市農林水産課 TEL:0533-66-1126
			蒲郡市新規漁業就業者支援事業	新規漁業就業者総合支援事業(新規漁業就業者確保・育成支援事業・漁業就業者研修事業)において独立自営を目指す研修受講生	3	・市外からの転入者に対し、賃貸住宅の家賃のうち、月額最大10,000円の家賃を補助する(最長36ヶ月)	
			蒲郡市新規漁業就業者支援事業	新規漁業就業者総合支援事業(新規漁業就業者確保・育成支援事業・漁業就業者研修事業)において独立自営を目指す研修受講生	4	・国の支援とは別に市独自で月額最大62,000円を支援(最長36ヶ月)	
		南知多町	南知多町農林漁業新規就業者支援事業	新規漁業就業者確保育成支援事業における研修受講者で以下の条件に該当すること 1. 南知多町に住所があること 2. 自己の居住用として住宅を賃借すること 3. 就業または研修開始時の年齢が45歳未満であること 4. 農業・漁業以外の産業に主たる従事をしていないこと 5. 町が徴収する税・料金などに未納がないこと	3	・月額賃借料(共益費等は除く。)の2分の1 ・ただし、月額1万円を限度とし、千円未満は切り捨て ・研修開始の翌月から最大36ヶ月間	南知多町産業振興課 TEL:0569-65-0711

24	三重県	志摩市	新規漁業就業者支援補助金	志摩市に在住し、新規に漁業を始めたと漁業協同組合から証明された、1年以上漁業を継続予定の者。	5	新規就業した漁業者(個人)が、漁業を始めるにあたり必要な漁船や漁業資材等の購入費用の一部を補助する。 補助対象経費の2分の1以内 上限30万円 1人1回	志摩市産業振興部水産課 TEL:0599-44-0289
		南伊勢町	一次産業後継者等育成事業補助金	新規漁業就業者を受け入れる町内漁業者	1	新規漁業就業者の長期研修(1年程度)を実施する受入漁業者に対して、研修受け入れにかかる費用を支援する。 補助対象経費:研修生の人件費 期間:1年間(最大2年間) 金額:7,500円/日(上限150,000円/月)	南伊勢町水産農林課 TEL:0596-77-0007
			南伊勢漁師塾	漁業就業を検討している方	6	町内で実施されている漁業の短期研修	
		尾鷲市	尾鷲市漁業体験教室	おおむね40歳以下の方	6	定置網漁業の体験	尾鷲市水産農林課 TEL:0597-23-8231
			漁業後継者確保支援整備事業補助金	(公財)三重県農林水産支援センターが実施する短期漁業研修を受講した者など。	1	漁業研修への研修支援費の支給	
			漁師育成機関運営支援事業補助金	市内の漁業協同組合	1	「漁師塾」の運営等、漁協が運営する漁業就業希望者の自立支援を目的とした事業に対する補助。	
		熊野市	漁業担い手対策事業費補助金	漁業に従事するIJターン者	3	24ヶ月間を最長に、上限2万円の家賃援助を行う。	熊野市水産・商工振興課 TEL:0597-89-4111
		紀宝町	農林漁業就業支援金	おおむね40歳以下の専業漁業者	5	新規就労者に対し、初期経営及び就業活動の支援を行う。 期間:3年間 金額:1年につき 200,000円	紀宝町産業振興課 TEL:0735-33-0336
		舞鶴市	漁村移住者受入促進事業費補助金	舞鶴市内の移住促進特別区域内の漁村において、自ら居住する目的で、空き家を購入または賃借する者	3	空き家の改修に要する経費を補助 ・上限180万円	舞鶴市産業振興部農林水産振興課 TEL:0773-66-1020
			漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金を借受ける者	4	借入を行う際の利子に対し5年間補助 ・利子補助対象金額:借入額全額	
			漁船等リース事業費補助金	舞鶴市内に住所を有し、以下のいずれかの要件を満たす50歳未満の者 ・京都府「海の民学舎」での研修を修了見込みの者又は修了した者 ・自営等の沿岸漁船漁業者として自立をめざす者	5	漁協が左記の者とリース契約を締結することを前提に、漁協が中古漁船等を取得及び整備する費用の一部を市が補助をする。 ○対象経費 ・5年以上使用可能な中古船で、20t未満の動力漁船 ・リースする漁船と一体的に使用し、購入価格10万円以上の中古漁具 ○補助率等 ・補助率は、補助対象経費の3分の1以内 ・補助対象経費は、リース対象者1人につき300万円を上限とする。 ○リース期間 ・漁船の場合、2年以上で6年を超えない期間とし、船舶耐用年数(造船所等が発行した耐用証明書による)を超えないもの	
	宮津市	宮津市	宮津市移住促進事業補助金	・移住促進特別区域への移住であること(宮津地区、上宮津地区、栗田地区、吉津地区、府中地区、世屋地区、養老地区、日ヶ谷地区) ・購入等の取得の日が、移住の日から起算して1年前の日から、移住の日から起算して1年を経過した日まで(市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にあつては、当該制度利用中の期間、「地域おこし協力隊員」にあつては、その任にある期間は、経過した日数に含めない。)である者。 ・この補助金の交付を受けて改修する空家等に、当該補助金の交付の日から10年以上住所を有する見込みのある者 ・宮津市空家等情報バンクシステムの利用希望者登録台帳に記載されている者	3	登録空家で、宮津市空家等情報バンクシステムに登録されている空き家等を購入等し、自ら居住する目的で改修(居住の用に供する部分に限る)を行う事業にかかった経費の総額を補助(上限180万円)	宮津市企画財政部 移住定住・魅力発信係 TEL:0772-45-1609
			宮津市定住支援空き家等改修事業補助金	・宮津市へUターンされる方で、5年以上定住される見込みのある者 ・市外に引き続き2年以上住所を有している者又は市内に住所を住所を有して1年(市長が認める就農・就業等支援制度を利用する場合は、当該制度の利用期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない)を経過しない者 ・宮津市空家等情報バンクシステムの利用希望者登録台帳に記載されている者	3	登録空家で、宮津市空家等情報バンクシステムに登録されている空き家等を購入等し、自ら居住する目的で改修(居住の用に供する部分に限る)を行う事業にかかった経費の1/2を乗じた額を補助(上限100万円)※多子世帯については府内移住者100万円、府外移住者200万円	
			宮津市漁業近代化資金利子補給金	・漁業近代化資金を借受ける者	4	借入を行う際の利子の一部に対する補助	

		宮津市担い手用漁船等リース事業費補助金	・宮津市に住所を有し、漁業の経営を開始しようとする満50歳未満の者で、組合の組合員(准組合員を含む。以下同じ。)又は組合員として加入が見込まれ、次に掲げるいずれかの要件を満たす者。 (1)京都府「海の民学舎」での研修を修了見込みの者又は修了した者 (2)京都府内の漁業経営体に勤務する漁業従事者又は過去に勤務していた者	5	新規就業者等の初期投資を支援するため、京都府漁業協同組合が実施する漁船・漁具のリース事業について、当該リース物件の取得費に対して、京都府、関係市町がそれぞれ補助金を交付し、新規就業者等の負担軽減を図る。	宮津市産業経済部 農林水産課農林水産係 TEL:0772-45-1626
--	--	---------------------	---	---	---	--

26	京都府 京丹後市	漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金を借受ける者	4	借入を行う際の利子の一部に対する補助	京丹後市農林水産部 海業水産課 TEL:0772-69-0460
		漁業担い手用漁船・漁具リース事業補助金	市内に住所を有する満50歳未満の京都府漁業協同組合員(准組合員を含む。)又は組合員として加入が見込まれる者であって、漁業の経営を開始しようとする次に掲げるいずれかの要件を満たす者 ・京都府「海の民学会」での研修を修了見込みの者又は修了した者 ・京都府内の漁業経営体に勤務する漁業従業者又は過去に勤務していた者	5	漁協が左記の者とリース契約を締結することを前提に、漁協が中古漁船等を取得及び整備する費用の一部を市が補助をする。 ○対象経費(事業費ベース) ・5年以上使用可能な中古船で、20t未満の動力漁船 ・10万円以上の漁具 ・1人あたり、300万円を限度とする。 ○リース期間 ・2年から6年を超えない期間とし、リースする漁船の船舶耐用年数(造船所等が発行した耐用証明書による。)を超えないものとする。	
		移住促進・空家改修支援事業補助金(移住促進住宅整備事業)	・市外から本市に住所を移転する移住者であること。 ・移住前に継続して2年以上市外に住所を有していた者であること。 ・京丹後市定住空家情報バンクに登録された物件を賃貸契約もしくは売買契約するものであり、かつ、物件が存在する地区に移住促進計画が策定されていること。 ・移住者が地区が策定する移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する者であること。 ・空家所有者と移住者(同居する者、同居する予定の者を含む)が2親等以内の親族でないこと。 ・移住者は10年以上定住する意思を有する者であること。(5年以内に転居、対象住居を取り壊しまたは譲渡した場合は補助金返還を求めることがある) ・改修工事等の着工前の申請であること。 ・移住の前後1年以内に申請すること。(物件の契約日から1年以内には移住すること)	3	地区の移住者等が行う空き家改修などを支援する。 京都府が指定する「移住促進特別区域」においては、同額を上乗せする。(移住奨励金を除く) ○対象経費 ・空き家の改修に要する経費の一部 ○補助額 ・対象経費の10分の10以内の額で90万円を限度とする(府指定区域の場合は180万円) ※下水道供用開始区域(市設置浄化槽区域含む)内で、新規排水設備接続工事を実施する場合は、上限140万円に増額 (府指定区域の場合は230万円)	京丹後市市長公室 政策企画課 TEL:0772-69-0120
		若者U・Iターン住宅取得等応援補助金	・申請年度の4月1日時点で39歳以下の移住者であること。 ・自らが居住する住宅のリフォーム、購入又は賃借の契約者又はその配偶者 ・申請時に確認できる直近の所得が、配偶者がいない場合は650万円以下、配偶者がある場合は配偶者の所得を含めて1,300万円以下であること。 ・京丹後市に5年以上定住する意志を有していること。	3	39歳以下のU・Iターン者を対象に、住宅確保に係る経費を支援する。 ○対象経費 ・住宅の取得費用 ・住宅のリフォーム(市内業者と契約して行うものに限る)費用 ○補助額 ・対象経費の2分の1以内の額で、住宅取得費用の場合は15万円、住宅リフォーム費用の場合は30万円を限度とする。 ※住宅取得又はリフォームに際し他の補助金の交付を受ける住宅や、当該補助金の交付を受けたことのある住宅は、補助対象とならない。	
		移住促進・空家改修支援事業(その他)	その他、空家の有効活用を通して移住及び定住の促進による地域活性化を図るため実施している「京丹後市定住空家情報バンク空き家バンク」、市外に住所を有する者で、本市への移住(転動又は婚姻による転入予定者を除く。)を検討している者への「京丹後市お試し移住体験住宅事業」などの事業も実施。			
	伊根町	伊根町沿岸漁業振興対策事業(新規就業者環境整備事業)	漁業協同組合又は漁業会社(町内従業員が10名以上)	9	新規就業者の受入のために行う従業員寮等の整備にかかった経費。 補助率:5/10以内、300万円を限度とする。	伊根町地域整備課 農林水産係 TEL:0772-32-0505
		伊根町漁業経営開始支援事業補助金	①45歳未満であって新たに自営漁業を開始する者。主として遊漁船業を開始する者は除く。 ②漁協組合員資格を有している者(准組合員含む) ③漁業経営計画に則した漁業を営める者 ④町内に住所があり、町税の滞納がない者 ⑤以前にこの事業による補助金の交付を受けていない者	5	若年漁業者が新たに自営漁業を開始するとき、または事業開始後1年以内までに必要な漁船・漁具の購入経費の一部を補助 【補助対象経費】自営漁業を開始する際に必要な漁船・漁具の購入経費 【補助率と上限額】補助対象経費の1/2以内、300万円を限度とする。	
		伊根町新規漁業就業者支援給付金	①45歳未満であって新たに自営漁業を開始する者。主として遊漁船業を開始する者は除く。 ②国、府の長期研修事業又は、親族の元で2年以上独立型漁業研修を実施した者 ③漁協組合員資格を有している者(准組合員含む) ④漁業経営計画に則した漁業を営める者 ⑤町内に住所があり、町税の滞納がない者 ⑥生活保護、求職者支援制度など生活費を支給するその他の事業と重複していないこと。 ⑦以前に給付金の支給を2年間受けていない者	5	経営が不安定になる新規漁業経営開始時のリスク軽減のため、給付金によって補助 【給付金額】年間150万円 【給付期間】最大2年間	
		漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金を借受ける者	4	借入を行う際の利子に対し5年間補助	

			移住促進住宅整備事業	①伊根町空き家登録制度に基づき登録された空家を取得もしくは賃借し、自ら居住するために必要な改修であること。 ②町内へ移住する前後1年以内に申請すること。 ③空家を取得もしくは賃借してから、1年以内に移住すること。 ④過去に国、または地方公共団体から移住促進を目的とした補助金が交付されたことがない者	3	空き家の改修に要する経費の補助 【補助対象経費】家屋または敷地に係る工事に要する工事費用など。 【補助率と補助額】補助対象経費の全額、ただし180万円を限度とする。	
			定住促進住宅補助金	①町内へ転入する前に5年以上町外に住所を有していた者 ②自らが定住する目的で新築または購入もしくは所有する家屋を増改築した住宅に10年以上居住する意思を有する世帯であること。 ③事業計画書の提出日において、世帯主とその配偶者の年齢の合計が95歳未満の世帯であること。(ただし、世帯主が独身の場合は、50歳未満の世帯) ④事業計画書の提出日において、転入後5年以内の世帯であること。(ただし、町内で第1次産業に従事する者が世帯主の場合は転入後10年以内の世帯)	3	自らが居住する住宅の新築、購入または増改築に要する費用の補助 【補助対象経費】家屋または敷地に係る工事に要する工事費用など。 【補助率と補助額】補助対象経費の1/10以内、ただし150万円を限度とする。(ただし、町内建築業者が施工する場合は、補助対象経費の5/100を加算する。加算額の限度は50万円とする)	伊根町企画観光課 企画係 TEL:0772-32-0502
27	大阪府	泉北郡 忠岡町	レベルアップ支援補助金	●忠岡町に在住または忠岡町内の事業所に勤務する方。 ●国家資格(船舶操縦免許含む)等に合格すること。	2	町在住、町内事業所で勤務する方が国家資格(船舶操縦免許含む)等に合格した際に、受験料等の一部を補助する。	忠岡町産業建築課 電話:0725-22-1122
		泉南郡 岬町	岬町農・漁業新規就労支援事業補助金	補助金の交付申請日において農業または漁業に就労しようとする45歳未満で、岬町HPIに掲載している要件を満たす方 URL: http://www.town.misaki.osaka.jp/soshiki/matidukuri/kikaku/teiju/348.html	3	新たに町内で農業及び漁業に就労した転入者の方に家賃補助を行う。	岬町企画地方創生課 電話:072-492-2775
		たつの市	たつの市ががんばる海の担い手支援事業	①実践研修対象者 漁業を志す者(雇用型) ②漁業就業体験対象者 漁業経験のない者(県内外の希望者也可) ③その他 たつの市長、各漁業組合長が認めるもの。	1・2・6・8・9	○実践研修指導補助金 助成額 雇用型 月額9.4万円以内 (1年間112.8万円以内) 助成期間 雇用型最長12ヶ月 ○船舶免許取得補助金(実践研修生を対象に) 5万円まで(免許取得費用を補助(1/2程度)) ○Uターン者就業準備補助金 1家族 20万円まで ○漁業就業体験補助金 体験就業補助金、体験就業指導補助金、宿泊費補助金を補助 ○その他の補助項目 安全対策費・・・ライフジャケット、カッパなどの購入費 保険料・・・研修生の保険料	たつの市産業部農林水産課 TEL:0791-64-3137(直通) FAX:0791-63-3784
		南あわじ市	水産業就業体験事業	漁業経験が無いが、水産業に関心のある方 (原則、11歳以上)	6	【目的】 以下の①～③を目的に事業を実施する。 ①新規就業、移住定住へのきっかけづくり ②漁業者の所得安定(観光漁業の推進による副収入の確保) ③南あわじ漁業のPR、認知度向上 【内容】 漁業種:定置網漁、吾智網漁、底引き網漁 体験内容:漁業者から漁に関する概要説明～漁の体験(見学)及び寄港後の魚の選別作業を体験～漁業者との漁業全般について意見交換	南あわじ市産業建設部水産振興課 TEL:0799-43-5243(直通) FAX:0799-43-5343
		洲本市	洲本市新規漁業就業者支援事業	実施主体:洲本市内漁業協同組合 要件:淡路島外から洲本市に転入し、新たに漁業に就業しようとする40歳未満の者を受け入れる場合に、新規漁業就業者の生活費を支援する。	9	生活費補助 ・月額20,000円 ・期間は最長36ヵ月とする	洲本市産業振興部林務水産課 TEL:0799-24-7640(直通) FAX:0799-25-3590
			移住促進・空家改修支援事業補助金	地区や移住者等が行う空き家改修などを支援する。 指定する「移住促進特別区域」においては、同額を上乗せする。(移住奨励金を除く)			

	松江市	新規漁業者支援事業	市内に住所を有する65歳未満の新規漁業者(漁協正組合員資格取得後3年未満の者)	5	漁船、漁業用機械・機器、漁網等の整備に必要な費用に対し、補助金を交付するもの (上限300万円/3年間計 1/2以内)	松江市産業経済部 水産振興課 TEL:0852-55-5636
		自営漁業者自立給付金事業	市内に住所を有する65歳未満の新規漁業者(島根県認定漁業者設置要綱による認定を受けた者)	5	漁業への定着を支援する自営漁業者自立給付金を交付するもの (就業時年齢50歳未満:月額上限10万円以内×5年間以内) (就業時年齢50歳以上65歳未満:月額上限5万円以内×2年間以内) ※県1/2、市1/2	
		沿岸漁業スタートアップ事業	市内に住所を有する新規漁業者(島根県認定漁業者設置要綱による認定を受けた者)	5	沿岸漁業を開始する際に必要な船体や機材等の取得費用に対し、補助金を交付するもの (上限200万円 2/3以内) ※県1/3、市1/3、漁業者1/3	
		新規自営漁業者定着支援資金貸付事業	市内に住所を有する55歳未満の新規自営漁業者(新規自営漁業者育成事業の漁労技術習得研修を受けた期間が12月以上あり、県または市に認定を受けた漁業就業計画に従い、新たに自ら漁業の経営を開始し、専業として漁業に従事する者)※市税の滞納がある者を除く	4	漁業への定着を支援するための資金の貸付を行うもの (月額上限150千円×1年間以内)	
		新規就農者・就漁者誘致対策事業	市内で漁業を専業とする者であり、漁業就業開始後5年を経過しない者	4	就漁者が賃借する住居の家賃に対し、補助金を交付するもの (月額上限1万円×1年間以内)	松江市産業経済部 農政課 TEL:0852-55-5225
	浜田市	浜田市U・Iターン漁業研修事業	【補助対象者】 補助の対象となる者は、浜田漁港及び唐鍾漁港を基地とする次に掲げるもの(以下「経営体」という。)を取りまとめる漁業協同組合JFしまね浜田支所とする。 (1) 沖合底曳網漁業経営体 (2) 旋網漁業経営体 (3) 定置網漁業経営体 【補助対象事業】 補助の対象となる事業は、公益財団法人ふるさと島根定住財団の「Uターンしまね産業体験事業」の助成対象となる漁業研修生(研修生)に対し経営体が計画した漁業技術等を習得するための研修を3ヶ月以上1年以内の間に実施するものとする。ただし、新たに補助の対象となる研修生は、1年度につき1経営体当たり1人を限度とする。	1	①賃金 経営体から研修生への支給額と「Uターンしまね産業体験事業」助成金との差額(限度額66,000円) ②船舶所有者負担の保険料 補助対象経費の内、経営体が研修生に支払った額(限度額30,000円) ※補助限度額は、1月につき研修生1人当たりの額	
		若者支援ファンド事業(浜田市若者漁業就業支度金)	【補助対象者】 浜田市内に居住する若者(交付申請をする日において39歳以下の者)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 公益財団法人ふるさと島根定住財団が実施するUターンしまね産業体験事業(漁業に係るものに限る。)の体験者で、Uターンしまね産業体験事業助成金交付要綱第11条に規定する産業体験の期間を令和4年度以後に満了した者 (2) この支度金の交付を受けた日後も引き続き、漁業に就業する意旨がある者 (3) 市税を滞納していない者	9	市への定住を促進するとともに、若者が暮らしたいまちづくりを推進することを目的とし、漁業に就業する若者に対して支度金を交付する。 1交付対象者につき30万円	浜田市産業経済部 水産振興課 TEL:0855-25-9520
		浜田市若者漁業者確保支援事業	【補助対象者】 補助の対象となる者は、浜田漁港及び唐鍾漁港を基地とする次に掲げるもの(以下「経営体」という。)を取りまとめる漁業協同組合JFしまね浜田支所とする。 (1) 沖合底曳網漁業経営体 (2) 旋網漁業経営体 (3) 定置網漁業経営体 【補助対象事業】 補助の対象となる事業は、経営体が新規学卒者等を新たに雇用し、当該雇用された新規学卒者等(研修生)に対し組合が計画した漁業技術を習得するための研修を実施するものとする。	1	①賃金 補助対象経費の1/2補助(限度額93,000円) ②船舶所有者負担の保険料 補助対象経費の1/2補助(限度額15,000円) ※補助限度額は、1月につき研修生1人当たりの額	
		浜田市沿岸自営漁業自立支援事業(沿岸漁業スタートアップ事業)	島根県の沿岸自営漁業自立支援事業費補助金交付要綱別記①の沿岸漁業スタートアップ事業の対象者のうち、浜田市内に住所を有する者	5	漁業を開始する際に必要な機材等の取得に対して補助金を交付する。 補助対象経費の2/3補助(限度額200万円)	
		浜田市沿岸自営漁業自立支援事業(自営漁業者自立給付金事業)	島根県の沿岸自営漁業自立支援事業費補助金交付要綱別記②の自営漁業者自立給付金事業の対象者のうち、浜田市内に住所を有する者	5	漁業への定着を支援する給付金を交付する。 月額10万円(漁業就業時の年齢が50歳以上の場合は、月額5万円)	

32	島根県	出雲市	出雲市漁業チャレンジ応援事業 (自営漁業者自立給付金)	島根県認定漁業者設置要綱に定める認定新規漁業者	5	沿岸自営漁業の担い手となる新規漁業者に対し、漁業への定着を支援する自営漁業者自立給付金を交付する。 (就業時年齢50歳未満:年間1,200千円(県負担600千円)以内×5年間以内) (就業時年齢50歳以上65歳未満:年間600千円(県負担300千円)以内×2年間以内)	出雲市農林水産部 水産振興課 TEL:0853-21-6795
			出雲市漁業チャレンジ応援事業 (沿岸漁業スタートアップ事業)	島根県認定漁業者設置要綱に定める認定新規漁業者	5	沿岸自営漁業の担い手となる新規漁業者に対し、漁業を開始する際に必要な機材等の取得に対して補助金を交付する。 (漁船(中古船に限る)、漁具の取得費) (2/3以内 上限:300万円以内 ※県制度200万円(県1/2、市1/2))	
			出雲市水産みらい応援事業 新たな漁業者応援事業 (新規就業促進事業)	市が認める新規漁業者(漁協正組合員資格取得後6年未満の者) 【条件】 他の同様の給付金の交付を受けていないこと。	5	自営漁業を開始する初年度に限り運転資金の支援を目的とした就業一時金を交付する。 (定額60万円 1人1回に限る。) ※漁業チャレンジ応援事業との重複利用不可	
			出雲市水産みらい応援事業 新たな漁業者応援事業 (新規漁業者支援事業)	市が認める新規漁業者(漁協正組合員資格取得後6年未満の者)	2・5	船舶・漁業用機械・漁業用機器・漁網の整備費用、または漁業に必要な資格取得に係る費用に対して補助金を交付する。 (1/2以内 上限200万円) ※漁業チャレンジ応援事業との重複利用不可	
			出雲市水産みらい応援事業 新たな漁業者応援事業 (技術指導支援事業)	市が認める認定漁業者	5	認定漁業者による新規漁業者への指導料。 (定額60万円(月額5万円/人))	
		益田市	自営漁業者自立給付金	島根県交付要綱(2)第5の(1)に定める要件を満たし、 (1)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと (2)益田市内に住所を有すること (3)益田市において市税等の滞納がないこと	5	沿岸自営漁業の担い手となる新規漁業者に対し、漁業への定着を支援する自営漁業者自立給付金を交付する。 (就業時年齢50歳未満:月額10万円×60月以内) (就業時年齢50歳以上65歳未満:月額5万円×24月以内)	益田市産業経済部 農林水産課林業水産係 TEL:0856-31-0313
			益田市沿岸漁業スタートアップ事業	島根県交付要綱(1)第5の(1)に定める要件のほか、次にあげる要件を全て満たすものとする。 (1)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと (2)益田市内に住所を有すること (3)益田市において市税等の滞納がないこと	5	・沿岸自営漁業の担い手となる新規漁業者に対し、漁業を開始する際に必要な機材等の取得に対して補助金を交付する。 (漁船(中古船に限る)、漁具、漁業用機器取得費) (補助金上限:200万円以内 (県1/2、市1/2)) ※補助スキーム→県1/3、市町村1/3、漁業者1/3	
		大田市	大田市自営漁業者自立給付金交付事業	大田市内に住所を有する、またはその見込のある者で、市内で自営漁業に従事する者。島根県が認定する「認定新規漁業者」を受けた者。 ○自営漁業者自立給付金事業 島根県の「自営漁業者自立給付金事業」対象者 ○沿岸漁業スタートアップ事業 島根県の「沿岸漁業スタートアップ事業」対象者	5	○自営漁業者自立給付金事業 生活の安定化により漁業への定着を支援するための給付金 漁業就業時の年齢 4 9歳以下の者:月額10万円、50歳以上65歳未満の者:月額5万円 ○沿岸漁業スタートアップ事業 沿岸自営漁業を開始する際に必要な機材等の取得に要する経費の2/3を補助 上限 200万円	大田市産業政策部 農林水産課 TEL:0854-83-8082
		海士町	自営漁業者自立給付金	町内に住所を有する、またはその見込のある者で、町内で自営漁業に従事する者。島根県が認定する「認定新規漁業者」を受けた者。	5	沿岸自営漁業の担い手となる新規漁業者に対し、漁業への定着を支援する自営漁業者自立給付金を交付する。 (就業時年齢50歳未満:年間1,200千円(県負担600千円)以内×5年間以内) (就業時年齢50歳以上65歳未満:年間600千円(県負担300千円)以内×2年間以内 ※補助スキーム→県1/2、市町村1/2	海士町役場 環境整備課 TEL 08514-2-1826
			沿岸漁業スタートアップ事業	町内に住所を有する、またはその見込のある者で、町内で自営漁業に従事する者。島根県が認定する「認定新規漁業者」を受けた者。	5	沿岸自営漁業の担い手となる新規漁業者に対し、漁業を開始する際に必要な機材等の取得に対して補助金を交付する。 (漁船(中古船に限る)、漁具の取得費) (補助金上限:200万円以内 (県1/2、町1/2)) ※補助スキーム→県1/3、市町村1/3、漁業者1/3	

			西ノ島町沿岸自営漁業自立支援事業費補助金	町内に住所を有する、またはその見込のある者で、町内で自営漁業に従事する者。 島根県が認定する「認定新規漁業者」を受けた者。 ○沿岸漁業スタートアップ事業 島根県の「沿岸漁業スタートアップ事業」対象者 ○自営漁業者自立給付金事業 島根県の「自営漁業者自立給付金事業」対象者	5	○沿岸漁業スタートアップ事業 沿岸自営漁業を開始する際に必要な機材等の取得に要する経費の2/3を補助 上限 200万円 ○自営漁業者自立給付金事業 生活の安定化により漁業への定着を支援するための給付金 漁業就業時の年齢 49歳以下の者：月額10万円 50歳以上65歳未満の者：月額5万円	西ノ島町産業振興課 TEL:08514-6-1220
		西ノ島町	西ノ島町新規漁業就業者研修事業費補助金	○新規自営漁業就業者研修支援事業 補助事業者：既存自営漁業者 以下の全ての要件を満たすこと 1 西ノ島町に住所を有する者 2 研修希望者が「希望する漁業種」について指導を行える者 3 月に4日以上指導を行うこと 4 研修希望者と協力し事業計画書を作成すること ○Uターンまき網漁業就業者研修支援事業 補助事業者：まき網漁業経営体 過去に西ノ島町に住所を有した者を雇用するまき網漁業経営体	1	○新規自営漁業就業者研修支援事業 新たな漁業種を習得しようとする意欲ある者に対し技術指導を行う既存の自営漁業者に対して月額3万円を支給する 上限 36万円(最長2年間) ○Uターンまき網漁業就業者研修支援事業 本町で初めてまき網漁業に就業する者を雇用しようとするまき網漁業経営体に対して1名につき月額12万円を支給する 上限 144万円(最長1年間)	
		知夫村	知夫村沿岸自営漁業自立支援事業費補助金	村内に住所を有する者、またはその見込のある者で、村内で自営漁業に従事する者。島根県が認定する「認定新規漁業者」を受けた者。 ○沿岸漁業スタートアップ事業 島根県の「沿岸漁業スタートアップ事業」対象者 ○自営漁業者自立給付金事業 島根県の「自営漁業者自立給付金事業」対象者	5	○沿岸漁業スタートアップ事業 沿岸自営漁業を開始する際に必要な機材等の取得に要する経費の2/3を補助 上限 200万円 ○自営漁業者自立給付金事業 生活の安定化により漁業への定着を支援するための給付金 漁業就業時の年齢 49歳以下の者：月額10万円 50歳以上65歳未満の者：月額5万円	知夫村地域振興課 TEL:08514-8-2211
		隠岐の島町	沿岸漁業スタートアップ事業	島根県知事から認定新規漁業者の認定を受けている者	5	新規沿岸自営漁業者に対し、漁業開始の際に必要な機材等の取得に要する経費に対して補助金を交付する。 対象経費：漁船(中古船)・漁具・漁業用機器等取得費 補助率：2/3以内(補助上限額2,000千円) 負担率：県費1/2 町費1/2	隠岐の島町農林水産課水産振興室 TEL:08512-2-8563
			自営漁業者自立給付金事業	島根県知事から認定新規漁業者の認定を受けており、自営漁業のほかに正規社員として雇用されておらず、漁業就業時の年齢が65歳未満の者	5	新規沿岸自営漁業者に対し、漁業への定着を支援する自立給付金を交付する。 給付金額： 【就業時年齢49歳以下】100千円以内/月×60月以内 【就業時年齢50歳以上65歳未満】50千円以内/月×24月以内 負担率：県費1/2 町費1/2	
		江田島市	江田島市新規漁業就業者支援事業	下記条件を満たす者 (1)市内に住所を有し、原則として交付申請の日において50歳以下であること。 (2)市内の漁業協同組合に加入し、又は加入見込みであり、5年以上の就業が見込めること。 (3)国若しくは広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する長期研修又は総合研修を終了していること。 (4)市税等を完納していること。	5	(初年度) 新たに購入する漁船、漁具等の整備に係る経費 交付対象経費の2/3以内 限度額 2,000,000円 (2～5年度) 漁具等の整備に係る経費 交付対象経費の1/2以内 限度額 500,000円	江田島市産業部農林水産課 TEL:0823-43-1642

34	呉市	新規漁業就業者総合支援事業	新規漁業就業者着業支援奨励金 (1) 市内に住所を有し、国若しくは、広島県の行う漁業研修の修了者、または、市の行う漁業研修を3か月以上受講した者 (2) 市内の漁業協同組合に加入又は加入見込みの新規漁業就業者で、自ら漁船を有し専業で漁業経営を開始し、2年以上継続すること (3) 加入もしくは、加入見込の漁業協同組合長の推薦がある者 (4) 市税等の未納がないこと (5) 市、その他の機関等の補助事業の対象となっていないこと (6) 呉市暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する者でないこと	5	漁業専業経営の開始時に必要となる費用 (1) 国若しくは広島県の漁業研修修了者 (上限額100万円、ただし、漁家の子弟の場合は1/2) (2) 市の漁業研修修了者 (上限額50万円、ただし、漁家の子弟の場合は1/2)	呉市産業部農林水産課 水産振興室 TEL:0823-25-3319
			新規漁業就業者定着支援奨励金 (1) 市内に住所を有し、国若しくは、広島県の行う漁業研修、市の行う漁業研修又は、呉漁業協同組合連絡協議会が行う漁師弟子入り体験を修了した者 (2) 市内の漁業協同組合加入後3年以内の新規漁業就業者で、自ら漁船を有し専業で漁業経営を営む者 (3) 加入漁業協同組合長の推薦がある者 (4) 市税等の未納がないこと (5) 市、その他の機関等の補助事業の対象となっていないこと (6) 呉市暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する者でないこと	5	新たに購入する漁船・漁具等の設備の整備等に係る費用 (事業費の1/2以内で1回限り。上限額25万円)	
		漁師弟子入り体験	研修対象者は次の要件を満たす者とする (1)原則として20歳から60歳までの方 (2)真剣に漁業に就業したいと考え、専業で漁業就業を目指す方 (3)漁家の子弟(2親等以内)でない方 (4)国、地方自治体や各種団体が実施する漁業研修を受講していない方 (5)面談のうえ、研修実施の可否を判断します (6)暴力団員等及び暴力団関係者でない方 (7)日本国籍を有する方	6	研修内容 ・面談(半日程度) ・漁業乗船(1～2日) 費用補助 ・参加費のうち、漁業乗船にかかる費用は無料	
		シルバー漁師研修	研修対象者は次の要件を満たす者とする (1)原則として概ね45歳から60歳までの方 (2)真剣に漁業に就業したいと考え、専業で漁業就業を目指す方 (3)暴力団員等及び暴力団関係者でない方 (4)日本国籍を有する方	1	研修内容 ・漁業研修:独立するために必要な漁業技術を習得するため、1か月で10日を限度に研修を行う(最大1年間) ・座学研修:必要に応じて、漁業関係法令などを学習 費用補助 ・研修にかかる受講費用は無料	
	広島県	大崎上島町 大崎上島町U・Iターン者就業者支援事業	・就業適性判断期間支援金 新規漁業従事者のうち月10日以上研修先で研修を受ける者 ・新規漁業者支援金 新規漁業従事者のうち、出漁日数が年間90日以上又は月間8日以上ある者 新規漁業従事者とは、次のいずれにも該当する者 ①申請時において55歳以下の者 ②町内の漁業協同組合に加入見込又は加入3年以内の者 ③加入若しくは加入しようとする漁業協同組合長の推薦がある者又は親元就業した者	1・5	就業適性判断期間支援金 月額65,000円 最長1年(12か月) 上限額780,000円 新規漁業者支援金 月額65,000円 最長2年(24か月) 上限額1,560,000円	大崎上島町役場 地域経営課 農林水産係 TEL:0846-65-3123 FAX:0846-65-3144
		漁業後継者育成事業 (燃油支援)	〈対象者〉 国庫事業である漁業担い手確保・育成対策事業(長期研修)を実施する尾道市内の漁業協同組合。	1	補助金の額は、船舶研修時に要する経費の2分の1以内の額で、上限額を研修1日につき5,000円とし、1か月につき20日を限度として計算して得た額とする。	
	尾道市	尾道市新規漁業就業者育成漁船漁具等整備事業	〈対象者〉 ①市内に住所を有し、原則として、補助金申請の日において50歳未満の者。 ②市内漁業協同組合に新規に加入し、又は加入する見込みであり、専業で3年以上の漁業就業が見込める者。 ③市税を完納している者。	5	①漁業経営開始又は申請日から1年以内に購入した漁船漁具費用に限る。三親等以内の者からの購入は対象外。 ②補助金の額は、新規漁業就業者が漁業経営を開始する際購入する漁船漁具等の整備に要する経費の1/2以内。 ③上限額は900,000円とする(補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額を補助金の額とする)。	尾道市産業部農林水産課 水産振興係 TEL:0848-38-9474 FAX:0848-37-2377

			尾道市新規漁業就業者漁業研修事業	〈対象者〉 ①広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する漁業相談会で選考後、短期漁業研修で適性を確認した新規漁業就業希望者に対し、長期研修を実施する受入漁業協同組合に対し、その費用を補助する。 ②独立時に50歳未満の者。 ③年度において1名とする。	1	補助金の額は、長期研修等に要する経費の4分の3以内の額とする。	Eメール: norin@city.onomichi.hiroshima.jp
			新規漁業就業者経営安定促進事業(燃油支援)	・広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する長期研修を修了し、市内漁業協同組合に所属する漁業を開始した新規就業者 ・新規就業した日から1年間 ・所属漁業の定款で定められた日数以上、操業すること	5	就業者が操業時に使用する漁船の燃料費の1/2以内、37,500円/月を上限とする。	
		福山市	福山市新規漁業就業者育成事業	○認定者の要件・対象 (1)福山地区水産振興対策協議会が実施する短期研修に係る費用	1	短期研修(備船料、傷害保険料、安全対策装備品)への補助 補助率10/10(107千円以内)	福山市経済環境局経済部農林水産課 TEL:084-928-1032 FAX:084-927-7021
			福山市新規漁業就業者漁船等整備事業	○認定者の要件・対象 (1)市内に住所を有し、原則として申請の日において50歳未満の個人であること。 (2)市内の漁協に加入済みであり、3年以上の就業が見込めること。 (3)広島県新規漁業就業者支援協議会が実施する総合研修又は長期研修を修了していること。 (4)市税等(上下水道料金含む)の未納がない者及び福山市その他法人又は団体が実施する同種の補助事業の対象となっていないもの。	5	就業時に導入する漁船・漁具等の補助 補助率1/2以内(90万円以内)	
			山口市新規漁業研修生家賃支援事業	山口県漁業就業者確保育成センターの長期漁業技術研修等を受けている者に対する家賃補助 (交付要件) ①市内に住所を有し、借家等を借り上げ、自ら家賃を支払っていること。 ②市税等の滞納がないこと。	3	(補助期間) 研修期間中 (補助金額) 10/10(月額家賃の千円未満切捨て 限度額30,000円)	山口市農林水産部水産港湾課 TEL:083-984-8026

山口県	山口市	山口市新規漁業研修生生活支援事業	山口県漁業就業者確保育成センターの長期漁業技術研修等を受けている者に対し、1年目の賞金の補填を行う。 (交付要件) 市税等の滞納がないこと。	9	(補助期間) 研修開始から1年間 (補助金額) 月額30,000円	山口市農林水産部水産港湾課 TEL:083-984-8026
		山口市経営自立化支援事業	新規漁業者に経営自立化支援金の支給する市内県漁協に対し、県制度に準じて3年間経費の一部を補助しているが、市独自で2年間延長して追加支援を行う。 (支給対象) 山口県の経営自立化支援金の受給要件に該当する者	5	(補助期間) 経営自立化支援金の給付を開始後、4年目、5年目 (補助金額) 10/10(4年目:600,000円、5年目300,000円) (経過措置) 施行日(令和4年4月1日)より前に経営自立化支援金の給付を開始している者は、従前の例による。	山口市農林水産部水産港湾課 TEL:083-984-8026
	光市	移住・定住奨励金事業	本市の第一次産業に就業することを目的として市外から本市に転入した者に対する奨励金 (1)自己経営を開始又は法人就業を目指す研修生(新規漁業就業総合支援事業又は新規漁業就業者定着促進事業)に採択又は採択見込みであり、当該事業における研修を行うとする者) (2)研修終了後、自己経営を開始又は法人就業した者。	9	(1)研修生1人当たり200,000円。ただし同一世帯に配偶者がいる場合は100,000円を加算する。 (2)新規就業者1人当たり200,000円。ただし、同一世帯に配偶者がいる場合は100,000円を加算する。	光市経済部農林水産課 TEL:0833-72-1498(直通)
		新規就業者家賃助成事業	本市の第一次産業に就業することを目的として研修を受ける者並びに研修終了後に自己経営を開始又は法人に就業した者が本市に所在する借家等を賃借する経費。	3	借家を賃借する経費の1/2以内とし、月額25,000円を上限とする。 ※研修開始から3年間	
	萩市	萩市漁業後継者育成対策事業	山口県漁協青壮年部連合会阿武萩支部が行う漁業後継者育成事業(お見合い事業)	9	該当経費の1/2以内(上限30万円)。	萩市農林水産部水産課 TEL:0838-25-4195
		漁業スタートアップ応援事業 【就業準備支援事業】	事業対象者:新たに漁業経営を開始して6カ月以内の新規漁業就業者	5	新規漁業就業者に対して就業に必要な経費を支援する。 ・50,000円	
		漁業スタートアップ応援事業 【賃貸住宅家賃支援事業】	事業対象者:新たに漁業研修を開始して6カ月以内の新規漁業就業希望者又は漁業経営を開始して6カ月以内の新規漁業就業者	3	新規漁業就業者(研修生を含む)が、自ら居住するために民間から賃貸住宅を借り上げたときの家賃の一部を支援する。 ・住宅家賃の1/2以内、上限20,000円/月	
		漁業スタートアップ応援事業 【Uターン家族就業支援事業】	事業対象者:新たに漁業研修を開始して6カ月以内の新規漁業就業希望者又は漁業経営を開始して6カ月以内の新規漁業就業者	5	家族で移住して漁業就業(研修を含む)する方に対して、18歳以下の子どもの人数に応じて加算補助金を支援する。 ・扶養者1人 5,000円/月 ・扶養者2人 10,000円/月 ・扶養者3人以上 15,000円/月	
		漁業スタートアップ応援事業 【ふるさと再生秋回帰応援事業】	事業対象者:国や県の支援対象とならない55歳以下の新規漁業就業希望者及びその指導者	1	国や県の支援対象とならない漁業就業希望者に対して、一定期間の研修を行い、漁業経営を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援するために必要な経費を支援する。 ・55歳以下の者 50,000円/月 ・研修指導者 10,000円/月	
	長門市	漁業就業者経営自立化促進事業	①【自立化促進型】 ・漁業経営中の親の下で就業中の子弟で、事業継承の際に国や県の事業の対象とならない者。 ・事業継承に開始された者で既に県の支援対象とならない者。	4	支援額:75,000円/月(支援期間最長12カ月) ※①、②共通	長門市農林水産課水産振興班 TEL:0837-23-1145
	阿武町	定住促進事業 【Uターン奨励金】	定住意思のある50歳以下の方が、就業の為にUターンされた場合	3	家族世帯20万円、単身10万円	阿武町づくり推進課 TEL:08388-2-3111
		定住促進事業 【Uターン奨励金】	定住意思のある方がUターンされた場合	9	家族世帯20万円、単身10万円	
		定住促進事業 【就業支度金】	町に住所を有し、定住意思のある方が新卒就業された場合	3	5万円	
		阿武町漁船等購入支援事業補助金	就業後3年以内の新規就業者もしくは研修を1年以上受講した研修生	4	漁船等を新たに導入する場合、導入費用の4分の1以内を補助する。	阿武町町農林水産課 TEL:0838-82-3114
		阿武町がんばる農林水産業就業・経営等支援事業補助金【就業準備金】	新規就業者	9	5万円 1人につき1回就業開始時のみ 阿武町人口定住促進にかかる条例(平成6年阿武町条例第6号)により、就業支度金の交付を受けた者は除く。	
		阿武町がんばる農林水産業就業・経営等支援事業補助金【賃貸住宅家賃補助】	新規就業者	3	家賃月額1/2(上限2万円) 補助期間は初年度申請から3年以内	
		阿武町がんばる農林水産業就業・経営等支援事業補助金【Uターン家族就業支援】	新規就業者	9	18歳以下の子供の扶養人数 1人につき 5千円/月 補助金上限額は1万5千円/月 補助期間は初年度申請から3年以内	
	周防大島町	漁業住宅事業	(1) 国若しくは県における長期漁業技術研修を受けている者 (2) 経営自立化支援事業による経営支援を受けている者	3	・新規漁業就業者の定着促進に資する観点から左記の対象者を優先的に取り扱う。 ・左記の対象者については支援措置として家賃(月額)10,000円、左記以外の漁業者については家賃(月額)16,000円	周防大島町産業建設部水産課水産班 TEL:0820-79-1004
		平生町水産振興費補助金	山口県漁協平生町支店	9	新規就業者の確保を目的としたイベント参加に係る経費等(経費の1/2以内)を助成する。	平生町産業課農林水産班 TEL:0820-56-7117

		平生町	平生町水産振興費補助金	山口県漁協平生町支店	3	県漁協平生町支店が行う新規就漁者の住居借上げ料補助の一部(補助金の1/2、上限30,000円以内)を助成する。 ※県漁協平生町支店の補助内容・・・住居借上げ料の30,000円を超える部分を上限30,000円の範囲内で助成する。	平生町産業課農林水産班 TEL:0820-56-7117
			空家リフォーム助成事業 【空家バンク】	新規漁業者	3	①リフォーム:対象費用の1/2(上限40万) ②不要物の撤去:対象費用の全額(上限20万)	平生町産業課農林水産班 TEL:0820-56-7117
		防府市	防府市新規漁業就業者支援事業	・防府市に住民登録していること ・市内の漁業協同組合において、山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修または国が実施する同様の漁業技術研修制度による漁業研修を受講していること ・生活保護法による扶助を受けていないこと	3	・漁業研修中の賃貸住宅の家賃等に対する支援(上限3万円、通算36月以内)	防府市産業振興部農林水産振興課 TEL:0835-25-2134
		周南市	新規漁業就業者住宅支援事業	国又は県における長期漁業技術研修を受ける者で、研修先近隣に住居を確保することが必要と認められるもの	3	新規漁業就業希望者が、就業に向けた研修を受ける際の住宅確保に係る家賃1/2以内(限度額25,000円/月)	周南市産業振興部水産課 TEL:0834-22-8366
		宇部市	宇部市Uターン奨励助成金	県外から市内に転入し、宇部市に定住する方	3	①新築住宅購入助成金 居住するために締結する不動産売買契約に際し、不動産所有者に支払った新築住宅購入費用、基準額30万円 ・対象地域が、中心市街地・北部地域の場合は、上限30万円増 ・申請時に39歳以下の世帯員(未成年者は除く)がいる場合は、上限10万円増 ②中古住宅購入助成金 居住するために締結する不動産売買契約に際し、不動産所有者に支払った中古住宅購入費用、基準額30万円 ・対象地域が、中心市街地・北部地域の場合は、上限30万円増 ・申請時に39歳以下の世帯員(未成年者は除く)がいる場合は、上限10万円増 ・宇部市住宅情報バンク物件の場合は、上限20万円増 ③子育て支援助成金 監護している中学生以下の子供と転入する子育て世帯への助成、基準額5万円/人・最大10万円 ※住宅購入助成金とともに申請し、且つ助成対象者自身が中学生以下の子供を監護している場合に対象となります。	宇部市総合政策部 移住定住推進課 TEL:0836-34-8480
36	徳島県		下関市 下関市漁業担い手移住定住促進事業	国又は県・市における長期漁業技術研修を受ける方で、市外から下関市に転入する方	9	市外から下関市に移住するための引越経費及び長期漁業技術研修で使用する漁具等の購入費を支援。 (補助率)対象経費の1/2以内(補助金上限額1人あたり70万円) (対象経費) ・下関市に住居を借りる際に発生する礼金、仲介手数料 ・引越する際に、引越業者に支払った費用 ・長期漁業技術研修で使用する漁具等の購入費	下関市農林水産振興部水産振興課 TEL:083-231-1240
		美波町	地域産業育成研修奨励金	・美波町の住民基本台帳に記録され、現に居住する者	2・9	・地域産業の育成のための技術を研究、習得するために美波町外において研修を受ける場合に対象経費の1/2以内を支給する ・支給額は1人につき年間50,000円、1世帯につき年間100,000円とする ・徳島県内は10,000円以内、四国地区管内は20,000円以内、国内各地区は50,000円以内	美波町産業振興課 TEL:0884-77-3617
			後継者育成奨励金	・美波町の住民基本台帳に記録され、現に居住する者 ・後継者は満45歳未満(申請時)の者 ・後継者になった日から1年以上を経過し、2年以内の者 ・地域産業に従事する日数が年間100日以上であり、今後も継続して従事するもの ・漁業協同組合からの推薦を受けた者	9	・1人につき50,000円を支給する。(1回限り)	美波町産業振興課 TEL:0884-77-3617
		海陽町	海陽町みらいの担い手育成事業	(1)7年間を通じて町内で漁業を営む事業者であること。 (2)町内の漁業の担い手として従事することが見込まれる者(満18歳以上60歳未満)を新たに雇用し、就業に必要な技術を習得させるための実践的な研修を行い得ること。ただし、国、県等の助成事業終了後、次年度において継続雇用する場合は、新規雇用したものとみなすものとする。 (3)原則として、雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること。 (4)本事業の就業生の人件費が、国、県等と重複して助成を受けていないこと。	5	補助金の交付対象経費は、漁業の担い手として新たに雇用した者に対し支払う給与の1/2以内とし、雇用者1人につき、月額10万円を上限とする。	海陽町役場産業振興課 TEL:0884-73-4161
37	香川県	三豊市	漁業担い手対策事業	事業費の2/3以内 補助事業費が30,000円未満の事業は補助対象外とする。	9	漁業就業者の高齢化や後継者不足に対処し優良な後継者の育成を支援する事業(国及び県の補助対象となる事業を除く。) (1) 漁業後継者養成研修事業 (2) 水産教室事業 (3) 漁業新技術実証事業 (4) 漁村男女共同参画活動支援事業	三豊市農政部農林水産課 TEL:0875-73-3040
		伊方町	伊方町新規就業者支援対策事業	(1)新規学卒就業者及び新規参入者で、新たに農林水産業に就業した者。 (2)特別の事情を除き、引き続き就業できる者。 (3)町内に居住する者で、申請時に18歳以上45歳未満の者。 (4)土地、漁船等を所有している親族関係者が伊方町内に在住しているか、又は将来において所有する見込がある者。 (5)原則として長期研修開始後10年以内に自営の就業者として自立することを目指す者。 (6)審査会において計画に適性があると認められた者で、認定後、伊方町ですみやかに農林水産業に従事することが確実と認められる者。	1	技術研修費及び生活費 (1)親族の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者で就業月額5万円。 (2)親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者で就業月額10万円。 (研修期間3年以上とし、研修日数は220日以上とするが、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合にはこの限りでない。)	伊方町農林水産課産業振興係 TEL:0894-38-2651

38	愛媛県	上島町	上島町農林漁業インターン事業	○本町に転入し、7年以上継続して居住する意思のある者で、新たに農林漁業を営もうとするおおむね50歳以下の者。 ○認定委員会が適正と認められた者。	1	(研修内容) ①中核農家又は中核漁家での作業実習 ②農林水産業関係の試験研究機関及び指導機関での作業実習 ③農林漁業の経営に必要な技術習得研修(認定期間) 2年以内(研修費) 月額10万円を限度額として支給(夫婦の場合は月額15万円を限度額とする)	上島町農林水産課 TEL:0897-75-2500
		八幡浜市	八幡浜市漁業新規就業者支援事業	次の(1)から(4)のいずれにも該当する者 (1)漁業後継者又は新規就業者であって、八幡浜漁業協同組合からの推薦を受けることができること。 ※漁業後継者…八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上40歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を引き継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者 ※新規就業者…八幡浜市に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満の者であって、漁業を業として行う親族の経営基盤を全く引き継がずに新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者 (2)市税等を滞納していないこと。 (3)他の制度による補助金又は助成金等の交付を受けていないこと。 (4)過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。	5	技術研修費及び生活費 (1)漁業後継者…漁業従事期間中 月額5万円 (2)新規就業者…漁業従事期間中 月額10万円 支給条件 ・年間に必要な漁業従事日数は、90日以上とする。ただし、天候、事故、病気等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。 ・支給期間は、最長で36か月間とする。	八幡浜市水産港湾課 TEL:0894-22-3111(代表)
		西予市	西予市漁業新規就業者等支援事業	独立して自営する漁業後継者・新規漁業者 漁業後継者:40歳未満、新規漁業者:50歳未満 漁業就業後3年以内の者 漁協の推薦を受ける者	5	技術研修費及び生活費補助 漁業後継者:月30,000円、新規漁業者:月50,000円	西予市産業部農業水産課 TEL:0894-62-6409
		宇和島市	宇和島市漁業新規就業者支援事業	対象者: 漁業協同組合 条件: 『えひめ漁業担い手確保促進協議会』が国事業「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱」を活用して行う長期研修支援事業において、独立型又は雇用型研修を希望する研修生を受け入れる場合に就業・移住等にかかる費用を支援。 (対象者の条件) (1)研修開始時に満50歳未満の者 (2)愛媛県外又は県内から宇和島市へ移住する者 (3)研修終了後、組合員として独立して生計を立てること又は組合員に雇用されることを目的とした者	9	【独立型】 ・就業支度金 36万円(県内移住者は18万円) ・定住支援金 70万円(県内移住者は35万円) [1年経過後に30万円、2.3年経過後に20万円ずつ] ・住宅支援金 96万円[月額2万円×最長48ヶ月] 【雇用型】 ・就業支度金 36万円(県内移住者は18万円) ・定住支援金 50万円(県内移住者は25万円) [1年経過後に30万円、2年経過後に20万円] ・住宅支援金 48万円[月額2万円×24ヶ月]	宇和島市水産課 TEL:0895-24-1111(代表)
		愛南町	愛南町新規漁業就業者育成強化事業	・概ね満45歳未満の者 ・漁業就業後3年以内の者 ・独立して自営する漁業者 ・漁業人材育成総合支援事業による研修又はそれに相当する国事業に基づく長期研修を修了した者及び修了見込みの者 ・上の研修終了者、終了見込みの者と同等の漁業能力を有すると愛南漁協又は久良漁協が認める者	5	新規漁業就業者の漁具購入費、燃料費等の漁業経費に対して、漁協が支援する経費に対し補助する。 養殖業においては、種苗等を購入する経費に対し補助する。	愛南町水産課 TEL:0895-72-7312
		室戸市	室戸市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年間) ・自立支援:研修修了後、経営安定に向けた支援(1年間) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	
			室戸市雇用型漁業者育成事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	1	・定置網漁業等における新規就業者の雇用に対して支援 ・支援内容: 1. 雇用にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額117千円以内。補助金返還規定あり) 2. 消耗品費を支給(県・市町村を合わせて1人あたり年額3万円以内。ただし前年度に同一の新規就業者の雇用に係る消耗品費の補助を受けていない場合に限る。) ・支援期間:1年間	
			室戸市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援:生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間:1年間	
			室戸市漁業経営安定化研修事業	・室戸市自営漁業者育成事業の長期研修修了後2年以内の者 ・室戸市漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	1	・長期研修等の修了生(左記事業対象者)が長期研修等で習得した漁法以外の漁法の習得するための研修を支援 ・支援内容:研修にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて30万円。) ・支援期間:6月以内(ただし、1漁業種当たり3月以内)	

室戸市	室戸市漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者（新規就業者を含む。新規就業者とは、室戸市漁業就業支援事業のうち自営漁業育成事業及び漁家子弟支援事業において支援を受けている者又は支援修了後、原則として1年以内の者。又は漁業の雇用労働者から独立して自営等の沿岸漁業者として自立を目指す者又は自立後、原則として1年以内の者）。	9	・就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船（中古）を一般社団法人高知県漁業就業支援センターが取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率：5分の1以内（県・市を合わせて限度額500万以内。補助金返還規定あり）
	室戸市沿岸漁業設備投資促進事業	・「浜の活力再生広域プラン」を策定する広域水産業再生委員会に参画する漁業者（新規就業者を含む。新規就業者とは、室戸市漁業就業支援事業のうち自営漁業育成事業及び漁家子弟支援事業において支援を受けている者又は支援修了後、原則として1年以内の者。又は漁業の雇用労働者から独立して自営等の沿岸漁業者として自立を目指す者又は自立後、原則として1年以内の者）。	9	就業時における初期投資の負担軽減のため、漁業用機器等を導入するための経費の一部を支援。 ・補助率：20分の1以内。新規就業者は10分の1以内。（限度額500万以内。補助金返還規定あり）
	室戸市水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金	・「地域水産業成長産業化計画」を策定する地域委員会に参画する漁業者（新規就業者を含む。新規就業者とは、室戸市漁業就業支援事業のうち自営漁業育成事業及び漁家子弟支援事業において支援を受けている者又は支援修了後、原則として1年以内の者。又は漁業の雇用労働者から独立して自営等の沿岸漁業者として自立を目指す者又は自立後、原則として1年以内の者）。	9	計画遂行にかかる事業費の負担軽減のため、実施に必要な漁船、漁具等の導入にかかる経費の一部を支援。 ・補助率：10分の1以内。新規就業者は5分の1以内。（限度額1,000万以内。補助金返還規定あり）
奈半利町	奈半利町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として自立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修：地元漁師を指導者として、漁業技術を得得（1年以内） ・自立支援：研修修了後、経営安定に向けた支援（1年以内） ・生活支援：研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給（県・町を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり）。
	奈半利町雇用型漁業者育成事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	1	・定置網漁業等における新規就業者の雇用に対して支援 ・支援内容： 1. 雇用にかかる経費を支給（県・町を合わせて年額141万円以内。補助金返還規定あり） 2. 消耗品費を支給（県・町を合わせて1人あたり年額3万円以内。ただし前年度に同一の新規就業者の雇用に係る消耗品費の補助を受けていない場合に限る。） ・支援期間：1年以内
	奈半利町漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援：生活支援金を支給（県・町を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり） ・支援期間：1年以内
	奈半利町漁業経営安定化研修事業	・奈半利町自営漁業者育成事業の長期研修修了後2年以内の者 ・奈半利町漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	1	・長期研修等の修了生（左記事業対象者）が長期研修等で習得した漁法以外の漁法の習得するための研修を支援 ・支援内容：研修にかかる経費を支給（県・町を合わせて30万円。） ・支援期間：6月以内（ただし、1漁業種当たり3月以内）
	奈半利町漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者（新規就業者を含む。新規就業者とは、高知県新規漁業就業支援事業の技術研修生及び研修修了者で1年以内の者）	9	・就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船（中古）を一般社団法人高知県漁業就業支援センターが取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率：10分の1以内。新規就業者は5分の1以内。（県・町を合わせて限度額500万以内。補助金返還規定あり）

室戸市産業振興課
TEL:0887-22-5116

奈半利町地域振興課
TEL:0887-38-8182

			香南市漁業経営安定化研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修修了後1年を経過していない者 ・長期研修等の修了後、新たな漁労技術の習得を希望する者	1	・長期研修の修了生（左記事業対象者）が長期研修等で習得した漁法以外の技術等を習得するための研修を支援 ・支援内容： 1.指導者謝金を支給（月額2万5千円以内） 2.用船料を支給（月額2万5千円以内） 3.研修経費を支給（10万円以内/1人） ・支援期間：6月以内（1業種あたり3月以内）	
			（一般社団法人 高知県漁業就業支援センター） ・漁業協同組合、高知県、本市等により構成される審査会が本市の漁業生産量の維持及び増大に資すると認める事業であること。 ・当該事業の目的に沿った事業対象者の要件を定めていること。 ・研修の実施に当たっては、事業対象者の意向を考慮した研修計画を作成し、これに基づき研修を実施していること。 ・研修期間中は、事業対象者及び研修の指導者との面談、日報等により、研修の進捗管理に努めていること。		1	（自営漁業者育成研修事業） 新規漁業就業者が自営の沿岸漁業者として独立するために必要となる漁業技術を習得するための研修を最長1年間実施する事業 ・事業対象者への生活支援金 1人当たり50,000円に研修を受けた月数を乗じて得た額 ・指導者への謝金 1人当たり25,000円に指導を行った月数を乗じて得た額。ただし、指導日数が20日に満たない月については、1,250円に指導日数を乗じて計算する。 ・使用する漁船の用船料 25,000円に研修を行った月数を乗じて得た額。ただし、研修日数が10日に満たない月については、2,500円に研修日数を乗じて計算する。	
			（一般社団法人 高知県漁業就業支援センター） ・漁業協同組合、高知県、本市等により構成される審査会が本市の漁業生産量の維持及び増大に資すると認める事業であること。 ・当該事業の目的に沿った事業対象者の要件を定めていること。 ・日報等により事業対象者の状況把握に努めていること。		1	（自営漁業者育成支援事業） 自営漁業者育成研修を修了した者に対する経営安定に向けた支援を最長1年間行う事業 ・1人当たり50,000円に支援を行った月数を乗じて得た額	
			（一般社団法人 高知県漁業就業支援センター） ・漁業協同組合、高知県、本市等により構成される審査会が本市の漁業生産量の維持及び増大に資すると認める事業であること。 ・当該事業の目的に沿った事業対象者及び新規漁業就業者の要件を定めていること。 ・事業対象者が、自らが作成した雇用育成計画に基づき、新規漁業就業者を雇用していること。		1	（雇用型漁業支援事業） 法人その他の団体又は個人による新規漁業就業者の雇用に対する支援を最長1年間行う事業 ・雇用に係る経費 事業対象者が雇用する新規漁業就業者1人当たり470,000円以内。ただし、指導期間が1年未満の場合は39,000円に雇用した月数を乗じて得た額とし、指導日数が10日に満たない月については、3,900円に指導日数を乗じて計算する。 ・雇用に必要な消耗品費 事業対象者が雇用する新規漁業就業者1人当たり10,000円	
	高知市	高知市漁業就業支援事業費補助金	（一般社団法人 高知県漁業就業支援センター） ・漁業協同組合、高知県、本市等により構成される審査会が本市の漁業生産量の維持及び増大に資すると認める事業であること。 ・当該事業の目的に沿った事業対象者の要件を定めていること。 ・事業対象者が、自らが作成した事業計画に基づき、新規就業に向けた取組を行っていること。		1	（漁家子弟支援事業） 漁業を営む者の親族で漁業に新規就業するものに対する支援を最長1年間行う事業 ・1人当たり50,000円に支援を行った月数を乗じて得た額	高知市農林水産課 TEL:088-823-9458
			（一般社団法人 高知県漁業就業支援センター） ・当該事業の目的に沿った事業対象者の要件を定めていること。 ・補強研修の実施に当たっては、事業対象者及び指導者の意向を考慮した研修計画を作成し、これに基づき当該研修を実施していること。		1	（補強研修事業） 自営漁業者育成研修の修了生に対し、研修で実施した主力の漁業種について、漁業経営を開始するための技術補強を目的とした日単位の補強研修を最長10日間実施する事業 ・指導者の船を使用（僚船等として使用する場合を含む）して海上研修を実施する場合又は養殖業において補強研修を実施する場合 1人当たり2,500円に指導を行った日数を乗ずる。 ・指導者が事業対象者の船に同乗して補強研修を実施する場合 1人当たり10,000円に指導を行った日数を乗ずる。	
			（一般社団法人 高知県漁業就業支援センター） ・当該事業の目的に沿った事業対象者の要件を定めていること。 ・新規漁労技術習得研修の実施に当たっては、事業対象者及び指導者の意向を考慮した研修計画を作成し、これに基づき当該研修を実施していること。		1	（新規漁労技術習得研修事業） 自営漁業者育成研修等の修了生で新たな漁労技術の習得を希望する者に対し、月単位の新規漁労技術習得研修を20日以上6か月以内の期間（1漁業種3か月以内）実施する事業 ・指導者への謝金 1人当たり25,000円に指導を行った月数を乗じて得た額。ただし、指導日数が20日に満たない月については、1,250円に指導日数を乗じて計算する。 ・使用する指導者の漁船の用船料 25,000円に指導を行った月数を乗じて得た額。ただし、研修日数が10日に満たない月については、2,500円に研修日数を乗じて計算する。 ・新規漁労技術習得研修の実施に要する経費及び事業対象者が当該研修で習得した漁法での経営にあたって必要となる経費 100,000円以内	

39	高知県	土佐市	高知市漁船導入支援事業費補助金	一般社団法人 高知県漁業就業支援センター	9	中核的漁業者(高知県広域水産業再生委員会により中核的漁業者と認定された者であって市長が適当と認めるものをいう。)のうち、次に掲げる者にリースするための漁船(総重量が10トン未満のものに限る。)を購入、改修等する事業(中核的漁業者が所有している漁船を補助対象者が購入、改修等した後当該中核的漁業者に貸し付ける事業は除く。) ・高知県漁船導入支援事業費補助金交付要綱(平成28年10月19日高知県制定)に定める新規漁業就業者に該当する者 補助対象経費の5分の1(補助限度額5,000,000円) ・前号に掲げる者以外の者 補助対象経費の10分の1(補助限度額5,000,000円)	土佐市水産課 TEL:088-850-3880
			土佐市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・累積1年以上漁業に従事していない者 ・沿岸漁業又は養殖業を営む団体等に雇用されていない者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援:研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	
			土佐市雇用型漁業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・かつおまぐろ近海漁業等の雇用型漁業における新規就業者を雇用した団体、法人又は個人等 新規就業者の要件 ・15歳以上65歳未満の者 ・累積1年以上漁業に従事していない者 ・国または地方公共団体の研修事業等を受講していない者 ・審査会で承認された者	1	・かつおまぐろ近海漁業等の雇用型漁業における新規就業者の雇用に対して支援 ・支援内容: 1. 雇用にかかる経費を支給(県・市合わせて年額141万円以内。補助金返還規定あり) 2. 消耗品費を支給(県・市合わせて1人あたり年額3万円以内。ただし前年度に同一の新規就業者の雇用に係る消耗品費の補助を受けていない場合に限る。) ・支援期間:1年以内	
			土佐市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していない者 ・国または地方公共団体の研修事業等を受講していない者 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援:生活支援金を支給(県・市合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間:1年以内	
			漁業経営安定化研修事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・自営漁業者育成事業の長期研修を修了し、漁船を取得してから1年未満の者 ・自営漁業者育成事業の長期研修修了後5年以内の者 ・漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	1	・補強研修(10日以内) ①指導者の船を使用(県・市合わせて7,500円/日) ②研修修了生の船を使用(県・市合わせて30,000円/日) ・新規漁労技術習得研修(6月以内(ただし、1漁業種当たり3月以内とする)) ①指導者謝金:県・市合わせて75,000円以内/月(20日未満の場合日額3,750円) ②用船料:県・市合わせて100,000円以内/月(月10日未満の場合日額10,000円) ③研修経費:県・市合わせて300,000円以内/月	
		須崎市	須崎市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・事業対象者の長期研修に受講にかかる生活支援金、長期研修の指導者への謝礼及び用船料 【対象となる経費】 ・生活支援金 50,000円以内/月 ・指導者謝金 25,000円以内/月 (指導者謝金は、事業対象者1名につき、1月当たり指導を行った日が20日以上の場合は月額25,000円とし、20日未満の場合は、日額1,250円に指導を行った日数を乗じて得た額とする。) ・用船料 25,000円以内/月 (用船料は、事業対象者1名につき、1月当たり指導を行った日が10日以上の場合は月額25,000円とし、10日未満の場合は、日額2,500円に指導を行った日数を乗じて得た額とする。) 【対象期間】 1年以内	
			須崎市雇用型漁業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	1	- ア 雇用に係る経費:47万円以内/年 (1年未満の場合は、月額39,000円の月割り計算とし、1月当たりの新規就業者の漁労日数等が10日未満の場合は日額3,900円の日割り計算とする) - イ 消耗品費:1万円以内/年 【対象期間】 1年以内	
			須崎市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	1	- 漁業後継者への謝金 【対象となる経費】 - 生活支援金:5万円以内/月 【対象期間】 1年以内	

須崎市	須崎市補強研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修または漁家子弟支援事業を修了し、漁船を取得して1年未満の者	1	ア 指導者の船又は僚船等として洋上で実施する場合 指導者謝金:2,500円/日 イ 長期研修修了生の船に同乗して実施する場合 指導者謝金:1万円/日 ウ ア及びイを組み合わせで実施した場合 指導者砂金:上限5万円/研修生1名 【対象期間】 10日以内	須崎市農林水産課 TEL:0889-42-3591
	須崎市漁業安定化研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修修了後2年以内の者 ・漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	1	ア 指導者謝金:25,000円以内/月(1月当たり20日以上指導を行った場合は、月額25,000円とし、20日未満の場合は、日額1,250円の日割り計算とする) イ 用船料:25,000円以内/月(1月当たり10日以上海上での指導を行った場合は、月額25,000円とし、10日未満の場合は、日額2,500円の日割り計算とする) 【対象期間】 6ヶ月以内(ただし、1漁業種当たり3ヵ月以内とする)	
	須崎市成長産業化沿岸地域創出支援事業	地域委員会に参画するリース事業者	9	・国の水産業成長産業化沿岸地域創出事業を活用して漁船・漁具等の導入に要する経費の一部を補助する(対象とする漁船は総トン数10トン未満 ただし、一定の条件を満たした大型定置経営体は、漁船規模を撤廃する)。	
	須崎市漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	9	就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を漁船リース事業協会又は漁協が取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率:10分の1以内(限度額300万円以内)ただし新規漁業者を対象とする場合は5分の1以内とする。	
中土佐町	中土佐町漁業就業支援事業	・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援:研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	中土佐町農林水産課 TEL:0889-52-2471
四万十町	四万十町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として漁業技術を習得する間の生活支援金を支給(1年以内) ・自立支援:長期研修修了後の経営安定に向けた支援として生活支援金を支給(1年以内) ※長期研修、自立支援ともに県・町合わせて月額15万円以内。	四万十町農林水産課 TEL:0880-22-3113
	四万十町雇用型漁業支援事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体	1	・定置網漁業等における新規就業者の雇用に対して支援(1年以内) 1.雇用に係る経費の支給(県・町合わせて1人あたり月額117千円以内) 2.消耗品の支給(県・町合わせて1人あたり年額3万円以内)	
	四万十町漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・15歳以上65歳未満の者 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援として生活支援金を支給(1年以内) ※県・町合わせて月額15万円以内。	
	四万十町漁業経営安定化研修事業(補強研修事業)	自営漁業者育成事業(長期研修)または漁家子弟支援事業を修了し、漁船を取得して1年未満の者	1	・長期研修等で習得した漁法において、技術習得が不十分又は不安がある場合に、日単位で技術習得の研修を行うもの(10日以内)	
	四万十町漁業経営安定化研修事業(新規漁労技術習得研修事業)	自営漁業者育成事業(長期研修)、漁家子弟支援事業、高知県新規漁業就業者支援事業または高知県担い手育成団体支援事業を活用して5年以内で、現在自船を所用して自営漁業を営んでいる者	1	・長期研修等で習得した以外の漁法を習得するための研修経費を支援(6ヵ月以内) ※研修経費は県・町合わせて30万円以内、支援期間は1漁業種3ヵ月以内の最長6ヵ月。	
	黒潮町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援:研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	

	黒潮町	黒潮町雇用型漁業支援事業	定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援	1	・定置網漁業等における新規就業者の雇用に対して支援 ・支援内容: 1. 雇用にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額117千円以内。補助金返還規定あり) 2. 消耗品費を支給(県・市町村を合わせて1人あたり年額3万円以内。ただし前年度に同一の新規就業者の雇用に係る消耗品費の補助を受けていない場合に限る。) ・支援期間:1年以内	黒潮町海洋森林課 TEL:0880-55-3115
		黒潮町漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援:生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間:1年以内	
	土佐清水市	土佐清水市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年間) ・自立支援:研修修了後、経営安定に向けた支援(1年間) ・損害保険料の支援:研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)。	土佐清水市農林水産課 TEL:0880-82-1114
		土佐清水市雇用型漁業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・雇用にかかる経費 県・市町村合わせて月額11万7千円以内。 ※10日未満の場合は11,700円/日 ・消耗品費 県・市町村合わせて30千円以内/名 ・支援期間:1年間	
		土佐清水市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援:生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間:1年間	
		土佐清水市補強研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修または漁家子弟支援事業を修了し、漁船を取得して1年未満の者	5	・指導者謝金 ①指導者の船を使用 県・市町村を合わせて7,500円/日 ②研修生の船を使用 県・市町村を合わせて30千円/日 ・実施日数:10日以内	
		土佐清水市新規漁労技術習得研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修等の修了生	5	・指導者謝金 県・市町村を合わせて75千円以内/月 ※20日未満の場合は日額3,750円 ・用船料 県・市町村を合わせて100千円以内/月 ※10日未満の場合は、日額10千円 ・研修経費 県・市町村を合わせて300千円以内/名 ・実施期間:6ヶ月以内	
		土佐清水市漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	5	就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を漁船リース事業協会又は漁協が取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率:5分の1以内(限度額500万円以内) (不正に支援金の交付を受けた場合等は、支援費を返還していただくことがある)	
		土佐清水市漁業就業者定住促進対策事業	・新規漁業就業者(長期技術研修生)の被扶養者(同居)である配偶者及び子がいる場合に人数に応じて支給。	9	・配偶者…月額3万円 ・子…1人につき月額1万円 (虚偽または不正な申請により、支援金の交付を受けた場合等は、支援費を返還していただくことがある)	
		宿毛市自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・累積1年以上漁業を経営又は従事していない者 ・指導者との関係が3親等以内でない者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年以内) ・自立支援:研修修了後、経営安定に向けた支援(1年以内) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)	
		宿毛市雇用型漁業支援事業	・定置網漁業等の沿岸漁業又は養殖業を営む団体を支援 ・新規就業者との関係が3親等以内の親族が経営する経営体でないこと ・センターが実施する審査に合格の上、関係する漁協・市に事業の実施が承認されていること	1	・定置網漁業等における新規就業者の雇用に対して支援 ・支援内容: 1. 雇用にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて月額117千円以内。補助金返還規定あり) 2. 消耗品費を支給(県・市町村を合わせて1人あたり年額3万円以内。ただし前年度に同一の新規就業者の雇用に係る消耗品費の補助を受けていない場合に限る。) ・支援期間:1年以内	

40	宿毛市	宿毛市漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援:生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間:1年以内	宿毛市産業振興課 TEL:0880-62-1243
		宿毛市漁業経営安定化研修事業	・自営漁業者育成事業の長期研修終了後2年以内の者 ・漁家子弟支援事業の事業終了後1年以内の者	1	・長期研修等の修了生(左記事業対象者)が長期研修等で習得した漁法以外の漁法の習得するための研修を支援 ・支援内容:研修にかかる経費を支給(県・市町村を合わせて30万円。) ・支援期間:6月以内(ただし、1漁業種当たり3月以内)	
		宿毛市漁船導入支援事業	・「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置付けられた者	9	・就業時における初期投資の負担軽減のため、独立に必要な漁船(中古)を一般社団法人高知県漁業就業支援センターが取得・整備し、就業希望者にリースするのに要する経費の一部を支援。 ・補助率:5分の1以内(補助金返還規定あり)	
	大月町	大月町自営漁業者育成事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・15歳以上65歳未満の者 ・自営等の沿岸漁業者として独立を目指す者 ・審査会で承認された者	1	・長期研修:地元漁師を指導者として、漁業技術を習得(1年間) ・自立支援:研修終了後、経営安定に向けた支援(1年間) ・損害保険料の支援:研修生の損害保険料を支援(長期研修期間のみ) ・生活支援:研修中及び自立支援期間中は生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり)	大月町産業振興課 TEL:0880-73-1115
		大月町雇用型漁業支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・沿岸・沖合漁業又は養殖業を営む団体等	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・雇用にかかる経費 県・市町村合わせて月額11万7千円以内 *10日未満は11,700円/日 ・消耗品費 県・市町村合わせて30千円以内/名 ・支援期間:1年間	
		大月町漁家子弟支援事業	次に掲げる主な要件を満たす者 ・受入者との関係が3親等以内の者 ・累積1年以上漁業に従事していないこと ・15歳以上65歳未満 ・審査会で承認された者	1	・漁業後継者の育成に向けた漁家子弟の新規就業に対する支援 ・生活支援:生活支援金を支給(県・市町村を合わせて月額15万円以内。補助金返還規定あり) ・支援期間:1年間	
	福岡県	福岡市 新規就業者育成支援事業	・新たに漁業に就業しようとする者で、申請時に福岡市内に居住する者。 ・福岡市漁協の組合員で、申請時に就業日から5年度以内の者。	4	短期技術取得、漁具・装備等購入、家賃(毎月上限1万円)等新規就業者の漁業従事に必要な経費の1/2以内かつ補助対象者が就業した日以降連続する5年度以内で1人60万円を限度	福岡市農林水産局水産部 水産振興課 TEL:092-711-4364
		北九州市 漁師塾制度	新規漁業就業希望者(おおむね40歳以下)	1	北九州市内の漁業協同組合が実施する、新規就業者育成を目標とした漁業研修(3~14日程度)に関する支援	北九州市産業経済局水産課 TEL:093-582-2086
		宗像市 新規漁業就業者等家賃補助	本市で漁業に就業して1年以内の者(60歳未満)	3	漁業への新規就業を促進するため、新規漁業就業者が自己の名義で契約する民間賃貸住宅の賃貸に係る経費の一部を予算の範囲内(月25,000円上限)で補助する	宗像市産業振興部 水産振興課 TEL:0940-36-0031
	鹿児島市	農林漁業者応援プロジェクト事業	・3親等以内の親族の農林漁業経営に参入し、新たに就業しようとする者 (1)就業日における年齢が18歳以上50歳未満であること (2)市内に住所を有し、市内において漁業を行うこと[漁業従事日数が150日以上] (3)同一世帯において市税を滞納していないこと (4)漁協の推薦を受けていること (5)農林漁業所得を主として生計を立てている世帯であること	4	(1)活動支援金[定額] 補助上限額50万円(夫婦(兄弟等)で就業する場合100万円) (2)経営向上支援金[補助率1/2] ①機械等整備費、②資材購入費、③免許等の取得費用として補助上限額100万円 ④研修等への参加費として3千円/回(3万円) ※(1)は主に就業1年目に補助し、(2)は就業2,3年目に補助する。(1)、(2)合わせて、補助額150万円以内(夫婦(兄弟等)で就業する場合は200万円以内) なお、事業期間中及び事業期間終了後3年間は毎年4月と10月に直近6ヶ月の就業状況について、就業状況報告書を提出する必要がある。	佐賀県鹿児島市農林水産課 TEL:0954-63-3413
	唐津市	明日の漁業者チャレンジ支援事業	(1)市内に住所を有する者で、申請時に15歳以上45歳以下の者 (2)年間の漁業就業日数が、年間90日以上見込まれ漁業協同組合の推薦を受けた者 (3)生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていない者 (4)市税の滞納がない者	4	市内における漁業担い手の確保及び育成のため、国・県が行う新規就業者支援の対象外で、3親等以内の親族の元で就業する漁家子弟の新規後継者に対し、技術研修費及び生活費を助成するもの (1)親族の経営基盤を引継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者で給付期間1年につき1人当たり60万円。 (2)親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者又は親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者で給付期間1年につき1人当たり120万円。 ※最大2年間支給	佐賀県唐津市水産課 TEL:0955-72-9130

41	佐賀県		明日の漁業者競争力強化支援事業	市内に住所を有し、かつ、市内の漁協を拠点に漁業を営むもの又は受益漁業者が属する漁協	4	国が行う浜の担い手漁船リース緊急事業、競争力強化型機器等導入緊急対策事業及び水産業成長産業化漁船・漁具等リース導入事業の補助金(1/2補助)に対し、補助対象経費の1/10以内の額(1,000円未満切り捨て)の補助。補助上限1件につき100万円。	
		玄海町	担い手育成事業(漁業次世代人材投資事業)	・国事業の長期研修事業を終了後若しくは正組合員として漁協に加入した者 ・45歳未満の者(当初申請日の属する年度に45歳になる者を含む) ・漁協正組合員(3年以内)、漁業就業計画等の合致(5年後までに生計確立、実現化)、世帯所得600万円以下、独立・自営漁業就業者、親元就業者(後継者)の場合は新規と同等のリスクがあること。 ・3年間の漁業経営義務化一途中中断は返還の対象	4	補助期間:申請後5年間(1〜3年目:1,500千円/年、4、5年目:1,200千円) 通常(4月から新規で組合員になった場合)の流れ 4月計画承認申請を受けた場合 5月に6ヵ月分(4〜9月分)の資金を精算払で支払う。 125,000円×6月=750,000円▶【漁業就業報告】を10月末までに6ヵ月分を提出 10月に6ヵ月分(10〜3月分)の資金を精算払で支払う。 125,000円×6月=750,000円▶【漁業就業報告】を4月末までに6ヵ月分を提出 4年目以降は金額が月当たり100,000円	佐賀県玄海町農林水産課 TEL:0955-52-2199
			担い手育成事業(家賃補助事業)	・5年以内に町外から転居し、第一次産業に従事する新規就業者(各漁協の組合員又は町内で漁業の研修を受ける者)	3	対象経費:賃貸借契約書を締結した家賃月額1/2以内(100円未満切捨)上限25,000円(敷金、礼金等は対象外) 補助期間:最大3年間の補助を想定(申請月〜3年間)	
		長崎市	長崎市新規漁業就業促進事業 1 漁業就業実践研修事業 ※長崎県の「次代を担う漁業後継者育成事業」と運動した事業	1. これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた60歳未満の者。ただし、漁家子弟にあつては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の漁業就業実践研修に取り組む者。 (1)スマート人材育成(独立型漁業) (2)地域漁業習得(雇用型漁業) 2. 上記以外の漁家子弟のうち、直近3年の平均漁業所得が500万円未満の者 (3)漁業継承	1	研修期間内(最長2年間)に必要とする下記の経費 (1)スマート人材育成及び(2)地域漁業習得 ① 研修費 125,000円/月 ※20日/月以上の研修を実施した月を対象とする(2親等以内の親族と生計を一にする場合は100,000円/月) ② 漁業経費 保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年(上限) ※スマート人材育成ではUターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) (3)漁業継承 ① 基本手当 1年目:100,000円/月、2年目:80,000円/月 ② 漁業経費 保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年(上限)	長崎市水産振興課 TEL:095-820-6563
			2 新規着業者フォローアップ事業	1の技術習得支援により研修を終了した者で、かつ、研修期間を含め独立型漁業に1年以上従事している者	9	対象経費:燃油、漁業資材等にかかる経費 上限50,000円(月額) 支援期間:1年間	
		佐世保市	佐世保市漁業後継者対策事業 ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と運動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であつて、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者	1	【漁業就業実践研修事業】 1.スマート人材育成(研修期間:2年間) ①研修費 138,000円/月(2親等以内の親族と生計を一にする場合は、100,000円/月) ②指導者への謝金 150,000円/月 ③漁業経費 50,000円/年 ※研修期間は2年間としているが、条件を満たす場合は研修期間を1年間延長可。 2.地域漁業取得(研修期間:1年間) ①研修費 138,000円/月(2親等以内の親族と生計を一にする場合は、100,000円/月) ②漁業経費 50,000円/年 3.漁業継承(研修期間:2年間) ①研修費 1年目:100,000円/月 2年目:80,000円/月 ②漁業経費 50,000円/年 4.マルチ人材育成(研修期間:最長180日) ①研修費 1,000円/時間(上限額:120,000円/月) (2親等以内の親族と生計を一にする場合は、100,000円/月) ②指導者への謝金等 1,000円/時間(上限額:150,000円/月) ③漁業経費 50,000円/年	佐世保市水産課 TEL:0956-24-1111
			島原市漁業就業奨励金	平成21年4月1日以降、新たに島原・有明漁業協同組合の正組合員の資格を取得した者で、市内に住所を有し、新しく正組合員の資格を取得した日が、満50歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。	9	正組合員の資格を取得した者に50千円、正組合員の資格を取得して2年経過後に100千円を奨励金として支給する。	

		島原市 漁業と漁村を支える人づくり事業 ※長崎県の「事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、市町が就業定着の意欲と能力があると認めた者(スマート人材育成コース、地域漁業習得コース、漁業継承コース)ただし、漁業継承コースについては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であって複数の漁業種類等の実践研修に取り組む者に限り、スマート人材育成コース、地域漁業習得コースの研修対象となる。	1 漁業就業実践研修事業 ○新規就業を希望する研修者への支援 ・新規就業希望者の漁業技術習得研修期間中の研修費、保険料などに対する支援 ①スマート人材育成コース 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 最長2年間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(150千円/月以内)の支援 ※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) ②地域漁業習得コース 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 最長1年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ③漁業継承コース 対象者:漁家の2親等以内の子弟であって後継者として漁業就業を目指す者 対象漁家:直近3カ年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 最長2年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ④マルチ人材育成コース 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者で、直近3カ年平均の所得が500万円未満の者 最長180日間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(1千円/時間※150千円/月以内)の支援 ※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) 【研修費】①、②:13.8万円/月(親族と同居の場合10万円/月)、③:8～10万円/月、④:1千円/時間(12万円/月以内) 【漁業経費】保険料・資材費5万円/年 【対象者】漁協が推薦し、地域の受皿組織の意見を聴いた上で市町が認めた者が対象 (ただし、漁家子弟にあつてはスマート人材育成コース・地域漁業習得コース受講の場合は一定の条件あり)	島原市農林水産部耕地水産課 TEL:0957-61-1125
	諫早市	諫早市漁業担い手確保育成事業 ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と連動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者	1 研修期間中に必要とする下記の経費 ①研修費補助 ②漁業経費(保険加入料、資材購入費等) ③研修指導料 ＜研修生＞ ・スマート人材育成コース ①138千円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は100千円/月) ②50千円/年以内 ※研修期間は2年間(ただし、県外からのUターン者に限り1年間延長することができる) ・地域漁業習得コース ①138千円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は100千円/月) ②50千円/年以内 ※研修期間は1年 ・漁業承継コース ①1年目100千円/月、2年目80千円/月 ②50千円/年以内 ※研修期間は2年間 ・マルチ人材育成コース ①1千円/時間、120千円/月が上限(2親等以内の親族が実践研修の指導者となる場合は、支給対象外) ②50千円/年以内 ※研修期間は最長180日 ＜指導者＞ ・スマート人材育成コース ③150千円/月以内(ただし、研修生の2親等以内は支給対象外) ・マルチ人材育成コース ③1千円/時間(1ヶ月当たりの上限額150千円)	諫早市林務水産課 TEL:0957-22-1500(代表) 直通:0957-22-2605

[illegible]

平戸市	平戸市漁業と漁村を支える人づくり事業 ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業(漁業就業実践研修)」と連動した事業	新規就業希望者等	1 1. 漁業就業実践研修事業 ○新規就業を希望する研修者への支援 ・新規就業希望者の漁業技術習得研修期間中の研修費、保険料などに対する支援 ①スマート人材育成 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 最長2年間、研修費支給及び漁業経費や指導謝金の支援 ②地域漁業習得 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 最長1年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ③漁業継承 対象者:漁家の2親等以内の子弟であって後継者として漁業就業を目指す者 対象漁家:直近3か年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 最長2年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ④マルチ人材育成 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 最長180日間、研修費支給及び漁業経費や指導謝金の支援 【研修費】①②13.8万円/月(親族と同居の場合10万円/月)、③8~10万円/月、④1千円/時間(12万円/月以内、(親族と同居の場合10万円/月) 【漁業経費】保険料・資材費 5万円/年以内 【指導謝金】①15万円/月以内、④1千円/時間(15万円/月以内) ・漁協が推薦し、地域の受血組織の意見を聴いた上で市が認めた者が対象 (ただし、漁業継承にあつては①②受講の場合は一定の条件あり) 2. 新規漁業就業者定着支援事業 ○新規漁業就業者(就業後2年未満かつ移住者)の技術向上及び、漁業者の漁業転換・多角化のための技術研修への支援 ・漁業経費支援 漁業経営に要する経費(漁具、燃料費など) 上限額 180万円/年 ・研修者、指導者への支援 ①新規就業者研修 ②経営多角化研修 【研修費】8千円/日(18万円/月以内) 【指導謝金】①②8千円/日または2万円/日	平戸市農林水産部水産課 TEL0950-22-9153
	松浦市新規漁業就業促進事業(漁業就業実践研修事業) ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と連動した事業	過去に1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く。)であつて、かつ、新松浦漁業協同組合の長が推薦する者で、別途定める松浦地域漁業担い手確保計画に基づき、就業定着の意欲と能力があると市が認める者。ただし、漁家子弟は、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の漁業就業実践研修に取り組む者に限り、ア及びイの対象とする。 ア スマート人材育成コース a 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 b 研修期間:2年間 イ 地域漁業習得コース a 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従業を目指す者 b 研修期間:1年間 ウ 漁業継承コース a 対象者:漁家の2親等以内の子弟であつて後継者として漁業就業を目指す者 b 対象漁家:直近3か年の平均漁業所得が500万円未満の漁家 c 研修期間:2年間 エ マルチ人材育成コース a 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 b 研修期間:最長180日	1 研修期間中に必要とする下記の経費 ①研修費 支給限度額(ア及びイ):138,000円/月(ただし、2親等以内の親族から生計独立していない場合は、100,000円/月) 支給限度額(ウ):1年目は100,000円/月、2年目は80,000円/月 支給限度額(エ):1,000円/時間、上限120,000円/月 ②漁業経費(保険加入料、漁業資材購入費、健康診断や人間ドックの受診費用、その他研修受講に必要な経費) 支給限度額:50,000円/年 ③研修受入漁家に対する謝金(ただし、2親等以内の親族が受入漁家となる場合は支給対象外) 支給限度額(ア):150,000円/月 支給限度額(エ):1,000円/時間、上限150,000円/月	

	松浦市	松浦市新規漁業就業促進事業（新規漁業就業者定着支援研修事業） ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と連動した事業	漁業経営を開始した者の技術向上又は漁業種類の転換若しくは多角化による就業定着・経営安定のための研修等を実施する者 ア 漁業経費支援 a 対象者：独立型漁業に従事する県外からのIターン者であって経営開始後2年以内の新規漁業就業者 b 研修期間：経営開始後2年間 イ 新規就業者研修 a 対象者：独立型漁業に従事する県外からのIターン者であって経営開始後2年以内の新規漁業就業者 b 研修期間：経営開始後2年間 ウ 経営多角化研修 a 対象者：経営開始後に技術向上のための研修に取り組む者又は収益力向上を目的に漁業種類の転換や多角化に取り組む者 b 研修期間：6ヵ月以内（180日の範囲で分割して実施可）	1	研修等の実施に要する下記の経費 ア：漁業経費（漁具、燃料費、出荷にかかる経費、餌代、消耗品費等） 支給限度額：補助対象経費1,800,000円/年以内 イ：研修費及びベテラン漁業者に対する謝金等 a 自船研修（研修生所有の漁船等を使用） ①指導謝金：日額40,000円以内、月額上限300,000円以内 ②旅費：松浦市職員等の旅費に関する条例（平成18年松浦市条例第41号）の例により算出された額 b 他船研修（指導者所有の漁船等を使用） ①研修費：日額8,000円以内、月額上限160,000円以内 ②指導謝金：日額20,000円以内、月額上限300,000円以内 ③旅費：松浦市職員等の旅費に関する条例（平成18年松浦市条例第41号）の例により算出された額 ウ：研修費及びベテラン漁業者に対する謝金等 a 自船研修（研修生所有の漁船等を使用） ①研修費：日額8,000円以内、月額上限160,000円以内 ②指導謝金：日額20,000円以内、月額上限300,000円以内 ③旅費：松浦市職員等の旅費に関する条例（平成18年松浦市条例第41号）の例により算出された額 b 他船研修（指導者所有の漁船等を使用） ①研修費：日額8,000円以内、月額上限160,000円以内 ②指導謝金：日額8,000円以内、月額上限300,000円以内 ③旅費：松浦市職員等の旅費に関する条例（平成18年松浦市条例第41号）の例により算出された額	松浦市水産課 TEL:0956-72-1111
	対馬市	1. 対馬市漁業就業実践研修事業（漁業就業実践研修事業） ※長崎県の「漁業就業実践研修事業」と連動した事業 2. 対馬市漁業あととり育成事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者（雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く）であって、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者（ただし、漁家の子弟にあつては、漁家から生計独立した者、Uターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の実践研修に取り組む者又、直近3ヶ年平均の漁業所得が500万円未満の漁家。） これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者であつて、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた漁家子弟（漁協負担があるため、事前に漁協の同意が必要。）	1 1	研修期間中に必要とする下記の経費 ① 生活費 138,000円/月（ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は100,000円/月） ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 研修期間中に必要とする下記の経費 ① 生活費 100,000円/月	対馬市水産課 TEL:0920-53-6111
	壱岐市	漁業就業者確保育成総合対策事業 1. 技術習得支援事業 ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と連動した事業 2. 漁業後継者対策事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者（雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く）であつて、かつ、市が就業定着の意欲と能力があると認めた者の技術習得研修（スマート人材育成・地域漁業習得・漁業継承） 管内の漁協と連携し、漁業後継者の育成確保のため、漁家子弟で新たに着業する者に、当面の生活費や準備金を奨励金として助成する。（漁協負担があるため漁協との協議が必要）	1 1	研修期間中に必要とする下記の経費 1. スマート人材育成（最長2年間）・地域漁業習得（最長1年間） ① 研修費 163,000円/月（ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は100,000円/月） ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 2. 漁業継承（最長2年間） ① 研修費 100,000円/月（ただし、2年目は80,000円/月） ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 研修期間中に必要とする下記の経費 ① 生活費・準備金 150,000円/月	壱岐市水産課 TEL:0920-44-6114
	五島市	1 漁業就業実践研修事業	就業定着の意欲と能力があると認めた者	1	技術研修期間内に必要とする下記の経費 （1）スマート人材育成（最長2年間） ①研修費 163,000円以内/月（ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は、100,000円/月） ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 （2）漁業継承（最長2年間） ①研修費 100,000円/月（ただし、2年目は80,000円/月） ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年	五島市水産課 TEL:0959-72-7869

			4	Uターン者研修支援事業	・Uターンにより国、県の漁業研修事業を活用し2年以上の研修を計画する者。(県研修事業による地域漁業習得コース活用の場合は1年の研修を計画する者。) ・西海市内に住居を有し、所得税法上の扶養親族(研修生と同居する者に限る。)を有する漁業研修生であること。 ・市税等の滞納がない者。(支援の初年度は研修前の居住地における市税等の滞納がない者。)	1	研修期間中に必要とする下記の経費 家族手当(支援額:被扶養者1人あたり2万円/月)	
			5	受入れ漁業者支援事業	・国、県の漁業研修事業を活用する研修生を2年以上受入れ計画する市内漁業者。(県研修事業による地域漁業習得コース活用の場合は1年の研修を計画する者。) ・過去に本事業の支援を受けていない者。 ・市税等の滞納がない者。	1	漁業研修生を受入れる指導漁業者の研修環境整備のために必要な漁具、機器類の購入支援。(支援額:100万円 定額)	
			6	漁具等購入支援事業	・国、県の漁業研修事業を2年以上経て独立した新規漁業就業者。 ・市内で就業し、市内に住所を定める者。 ・市税等の滞納がない者。	5	漁業技術向上を目指す新規漁業就業者が独立後2年以内に整備する漁具、機器類の購入支援。(支援額:200万円 定額)	
			7	新規漁業就業者生活費支援事業	・国、県の漁業研修事業を2年以上を経て独立する新規漁業就業者及び県事業による漁業継承コース(2年間)を経て親元に就業する者。 ・漁業研修地で就業し、市内に住所を有する者。 ・市税等の滞納がない者。 ・家族手当の対象は就業支援金の交付を受ける者のうち、所得税法上の扶養親族を有する者。 ・経営開始後3年間の経営計画を策定する者。(独立する新規漁業就業者を対象。) ・就業状況の確認のため毎年、確定申告書の写しを提出すること。	5	(1)新規漁業就業者の独立初期の生活費支援 支援額:120万円 定額 3年間 (2)漁家子弟として親元で就業する就業初期の生活費支援 支援額:60万円(1年目)、30万円(2年目)、30万円(3年目) 定額	
			8	事業承継支援事業	・補助金申請時点の年齢が55歳未満の者。 ・市内に住所を有する者。 ・市税等の滞納がない者。 ・事業承継後3年間の経営計画を策定する者。 ・事業承継状況の確認のため毎年、確定申告書の写しを提出すること。	1	市内で親元に従事している漁業者又は、漁業経験を有した者が事業を承継し、経営を継続するために必要な漁具や機器類の購入費を支援。(支援額:100万円 定額)	
			漁業と漁村を支える人づくり事業					
		雲仙市	1	漁業就業実践研修事業	これまでに1年間を越えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、雲仙市漁業担い手確保計画に基づき、就業定着の意欲と能力があると市が認める者。	1	実践研修期間内に必要な下記の経費(最大3年間) ①生活費 150,000円以内/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は125,000円以内/月) ②保険加入料 ③漁業資材購入費 ④その他研修受講に必要な経費 ②から④の経費総額の上限50,000円/年 ③漁業就業時設備投資に対する補助(研修終了後、2年間の内に1回申請可能) 漁具、船舶等の漁業用設備または、借家家賃(研修生1人につき1年を限度とする。) 補助対象経費の1/2以内(補助限度額5,000,000円)	雲仙市農漁村整備課 TEL:0957-38-3111
			2	就業確保支援事業	上記の研修指導に要する経費	1	経営者育成コース(一本釣、延縄、刺網等一人で独立して実施する漁法) 研修指導1人につき上限額150,000円/月(2年以内) 3年目の研修指導(経営者育成コース) 50,000円/月(最大1年間)	
			南島原市漁業後継者育成事業 ※1、2は長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と連動した事業					

南島原市	1 漁業就業実践研修事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く。)であって、かつ、南島原市漁業担い手確保推進協議会で、就業定着の意欲と能力があると認められた者 以下の実践研修の受講する場合の費用に対して補助する。 ① スマート人材育成 a 対象者:一本釣、延縄、刺網等の独立型の経営を目指す者 b 研修期間:2年間 ② 地域漁業習得 a 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従業を目指す者 b 研修期間:1年間 ③ 漁業継承 a 対象者:漁家の2親等以内の子弟であって後継者として漁業就業を目指す者 b 対象漁家:直近3か年の平均漁業所得が500万円未満の漁家 c 研修期間:2年間 ④ マルチ人材育成 a 他業者との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 b 対象者:直近3か年の平均漁業所得が500万円未満の者	1	1 技術習得研修期間中に要する経費 (1) 研修費(生活費または奨励金) (2) 漁業経費(保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費) 支給限度額(①及び②) (1) 1人につき、生活費として、138,000円/月、漁業経費として、50,000円/年(ただし、2親等以内の親族から生計独立していない場合は、100,000円/月) 支給限度額(③) (1) 1人につき、研修費として、1年目は100,000円/月、2年目は80,000円/月 1人につき、漁業経費として、50,000円/年 支給限度額(④) (1) 1人につき、1時間当たり1,000円/時間(120,000円/月以内)、漁業経費として、50,000円/年 漁家の2親等以内の子弟にあつては、漁家から生計独立した者、県外からのUターンした者、又は学校卒業後3年以内であつて複数の漁業種類等の実践研修に取り組む者に限り、実践研修「①」、「②」の対象とする。 2 漁業就業実践研修生を受け入れる指導者に支払う謝金等に要する経費 ただし、研修生の2親等以内の親族が指導者となる場合を除く。 支給限度額(①) (1) 150,000円/月、支給期間(1年間以内)とする	南島原市水産課 TEL:0957-73-6662
	2 新規漁業就業者定着支援事業	新規漁業就業者の定着促進及び離職防止を図るために経営開始後2年間で支援する経費	1	1 研修等の実施に要する経費 支給限度額 ①漁業経費支援(経営を開始した新規漁業者の漁業経費に要する経費) 対象経費:漁具、燃料費、出荷にかかる経費、餌代、消耗品費など 補助額:対象経費の総額(1,800,000円/年 以内) ②新規就業者研修 ベテラン漁業者による技術指導に要する経費及び研修者に対する研修費。(12回/年 以内) (1)自船研修 指導謝金 日額 40,000円 以内 (2)他船研修 対象経費:指導謝金 日額 20,000円 以内 研修費 日額 8,000円 以内 ③経営多角化研修 ベテラン漁業者による技術指導に要する経費及び研修者に対する研修費。 なお、研修期間は6ヶ月以内とし、180日の範囲で分割して実施することができる。 研修費は研修者1人につき、160,000円/月以内(旅費を除く)。 指導謝金は指導者1人につき、300,000円/月以内(旅費を除く) (1)自船研修 対象経費:指導謝金 日額 0,000円 以内 (2)他船研修 研修内容:指導者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導 対象経費:指導謝金 日額 20,000円 以内 研修費 日額 8,000円 以内 上記「②」、「③」にかかる旅費 旅費 南島原市職員等の旅費に関する条例(平成18年南島原市条例第39号)の例により算出された額	
	漁業後継者育成事業 (地域おこし協力隊事業:漁業後継者) ※研修修了後は長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業(漁業就業実践研修事業)」へ移行できるものとするが、「地域漁業習得コース」、「漁業継承コース」及び「マルチ人材育成コース」については、事前に確認が必要。	I・Uターン者で、新たに漁業を始める者であつて、かつ、町及び小値賀町漁業担い手確保推進協議会が就業定着の意欲と能力があると認めた者	1	研修期間中(最長2年間)に必要なとする下記の経費 <研修生> ①生活費支援 200,000円/月 + 住宅費 20,000円/月以内 ②活動費支援:保険料、漁業資材購入費、各種資格取得費、その他研修受講に必要な経費 ※予算の範囲内 <指導者> ①研修指導料 10,000円以内/日 (ただし、洋上研修に限る。) ※予算の範囲内	

小値賀町	漁業就業促進支援事業 ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と運動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、町及び小値賀町漁業担い手確保推進協議会が就業定着の意欲と能力があると認めた者	1	研修期間中(最長2年間)に必要な下記の経費 1. スマート人材育成コース a 対象者:一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 b 研修期間:2年間 (1)研修費 1ヶ月当たり200千円 (2)指導者への謝金等 1ヶ月当たり150千円 (3)漁業経費 1年間当たり20万円 2. 地域漁業習得コース a 対象者:定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 b 研修期間:1年間 (1)研修費 1ヶ月当たり138千円(ただし、2親等以内の親族から生計独立していない研修生にあっては100千円) (2)漁業経費 1年間当たり5万円 3. 漁業継承コース a 対象者:漁家の2親等以内の子弟(以下「漁家子弟」という。)であって後継者として漁業就業を目指す者 b 対象漁家:直近3ヵ年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 c 研修期間:2年間 (1)研修費 1ヶ月当たり200千円 (2)漁業経費 1年間当たり20万円 4. マルチ人材育成コース a 対象者:他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 b 研修期間:最長180日 (1)研修費 1時間当たり1千円(1ヶ月当たりの上限額120千円) (2)指導者への謝金等 1時間当たり1千円(1ヶ月当たりの上限額150千円) (3)漁業経費 1年間当たり5万円 ※研修断念、研修修了後の未就業及び就業期間が3年に満たない場合、返還規定あり。	小値賀町産業振興課 TEL.0959-56-3111(代表)
	新規就業者経営サポート事業(新) ※町単独事業	・漁業に新規就業後5年以内の者であって漁業を主として生計を立てている者	5	①漁船保険料及び漁業共済掛金(全額助成) ②就業者が所有又は使用する漁船の機器類故障に係る修繕費(1/2以内助成) ※補助対象となる修繕費は100千円以上(減価償却資産額)であること。 (漁船保険の対象となる場合は、その補償残額の1/2以内を助成) 限度額 1,500千円/人/年間	
新上五島町	新上五島町漁業と漁村を支える人づくり事業(漁業就業実践研修事業) ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と運動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者(雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者を除く)であって、かつ、町が就業定着の意欲と能力があると認めた者	1	研修期間中に必要とする下記の経費 1. スマート人材育成コース(最長2年間)・地域漁業習得コース(最長1年間) ①研修費 150,000円/月(ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は125,000円/月) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 2. 漁業継承コース(最長2年間) ①研修費 100,000円/月(ただし、2年目は80,000円/月) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年 3. マルチ人材育成コース(最長180日間) ①研修費 1時間あたり1,000円(ただし、1ヵ月あたりの上限120,000円) ②保険加入料、漁業資材購入費、その他研修受講に必要な経費 50,000円/年	新上五島町水産課 TEL.0959-53-1111(代表)
	新上五島町漁業と漁村を支える人づくり事業(新規漁業就業者定着支援事業) ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と運動した事業	(1)(2)独立型漁業に従事する県外からの1人1ターナーで経営開始後2年以内の新規漁業就業者。 (3)経営開始後に技術向上のための研修に取り組む者又は収益力向上を目的に漁業種類の転換や多角化に取り組む者。	1	(1)漁業経費支援 燃料、漁具、出荷経費などの漁業経費の1/3を補助(上限60万/年) (2)新規就業者研修 ①自船研修(研修者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 対象経費:指導謝金(日額40,000円以内) ②他船研修(指導者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 対象経費:指導謝金(日額20,000円以内) 研修費(日額8,000円以内) (3)経営多角化研修 ベテラン漁業者による技術指導に要する経費及び研修者に対する研修費。 研修期間は6ヶ月以内とし、180日の範囲で分割して実施することができる。 ①自船研修(研修者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 対象経費:指導謝金(日額20,000円以内) 研修費(日額8,000円以内) ②他船研修(指導者の漁船又は施設等を使用して行う技術指導) 対象経費:指導謝金(日額8,000円以内) 研修費(日額8,000円以内) 補助限度額:(2)、(3)ともに研修者1人当たりの研修費は1ヶ月当たり16万円以内(旅費を除く)。指導謝金は1ヶ月当たり30万円以内(旅費を除く)。	

		川棚町	漁業就業実践研修事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と運動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者であって、かつ、漁協が推薦し、川棚町漁業担い手協議会の意見を聴いた上で町が認めた者	1	新規就業希望者の漁業技術習得研修期間中の研修費、保険料などに対する支援 ①経営者育成コース 対象者：一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業の経営を目指す者 最長2年間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(150千円/月以内)の支援 ※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) ②従業者育成コース 対象者：定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業への従事を目指す者 最長1年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ③漁家子弟コース 対象者：漁家の2親等以内の子弟であって後継者として漁業就業を目指す者 対象漁家：直近3か年平均の漁業所得が500万円未満の漁家 最長2年間、研修費支給及び漁業経費の支援 ④兼業漁師コース 対象者：他産業との兼業を目指し新たに漁業の技術習得を目指す者 最長180日間、研修費支給及び漁業経費や指導者謝金(1千円/時間※150千円/月以内)の支援 ※Uターン者に限り研修期間1年延長可(条件あり) 【研修費】①、②：12.5万円/月(親族と同居の場合10万円/月)、③：8～10万円/月、④：1千円/時間(12万円/月以内) 【漁業経費】保険料・資材費 上限5万円/年 初年度漁業就業希望者・就業後3年未満の技術向上及び燃油高騰等により経営が悪化した漁業者の漁業転換・多角化のための技術研修への支援 ○研修者・指導者への支援 研修費(8千円/日)、指導者謝金(①：8千円/日、②：20千円/日) ①先進漁家研修 ベテラン漁師の漁船に新規就業希望者が乗船研修	川棚町産業振興課 TEL:0956-82-3131(代表)
			漁業定着支援研修事業 ※長崎県の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」と運動した事業	漁業経営を開始した者(就業後3年未満)で、技術向上若しくは漁業種類の転換や多角化による経営安定を目指す者	1	初年度漁業就業希望者・就業後3年未満の技術向上及び燃油高騰等により経営が悪化した漁業者の漁業転換・多角化のための技術研修への支援 ○研修者・指導者への支援 研修費(8千円/日)、指導者謝金(①：8千円/日、②：20千円/日) ①先進漁家研修 ベテラン漁師の漁船に新規就業希望者が乗船研修	
		東彼杵町	漁業就業実践研修事業 ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と運動した事業	これまでに1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者であって、かつ、漁協が推薦し、東彼杵町漁業担い手協議会の意見を聴いた上で町が認めた者	1	漁業就業実践研修事業 ○新規就業を希望する研修者への支援 ・新規就業希望者の漁業技術習得研修期間中の研修費、保険料などに対する支援 技術習得研修(経営者育成コース、従業者育成コース、漁家子弟コース、兼業漁師コース)期間中に支払う下記の経費 ①研修費 ②保険加入料 ③漁業資材購入費 ④指導者への謝礼金 ⑤その他研修受講に必要な経費 1)①研修費月額の上限は、2親等以内と同一生計者の場合は100千円とし、生計独立者の場合は125千円とする。 2)②、③及び⑤の合計額は年額50千円を上限とする。 3)④指導者への謝礼金は、月額150千円を上限とする。 ○県単補助の実践研修後、更に1年間の実践研修が必要と認められる場合、その期間中に支払う①～⑤に係る経費 ①研修費 ②保険加入料 ③漁業資材購入費 ④指導者への謝礼金 ⑤その他研修受講に必要な経費 ①から⑤に係る経費合計で、月額62,000円(定額)とする。但し、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。	東彼杵町産業振興課 TEL:0957-46-1111(代表)
			漁業定着支援研修事業 ※長崎県の「漁業と漁村を支える人づくり事業」と運動した事業	漁業経営を開始した者の技術向上又は漁業種類の転換や多角化による経営安定のための研修等の実施に必要な経費	1	漁業定着支援研修事業 新規漁業就業希望者(就業後3年未満)の技術向上及び燃油高騰等により経営が悪化した漁業者の漁業転換・多角化のための技術研修への支援 ○研修者・指導者への支援 研修費(8千円/日)、指導者謝金(①：8千円/日、②：20千円/日) ①先進漁家研修 ベテラン漁師の漁船に新規就業希望者が乗船研修 ②漁業技術出前研修 新規就業希望者が自らの漁船でベテラン漁師の指導を仰ぐ 日額2万円以内。なお、最長6箇月までとする。 県の補助率1/2以内に町の補助率1/2以内を上乗せする。	
上天草市		上天草市	上天草市新規漁業就業研修事業補助金(マッチング支援事業)	独立型の漁業就業を目指す、概ね65歳未満かつ漁業従事経験が概ね6ヶ月未満の者で、上天草市に住民登録済み又は速やかに住民登録ができる者。	1.6	研修補助金6,250円/日及び指導謝金9,400円/日で月10日間の研修を上限に、最長6か月間補助する。また、研修に必要な漁具等に対し最大10万円を補助する。	上天草市みなと・水産課 TEL:0964-26-5532
			上天草市新規漁業就業研修事業補助金(新規漁業就業研修事業)	独立型の漁業就業を目指す、概ね65歳未満かつ漁業従事経験が概ね6ヶ月未満の者で、上天草市に住民登録済み又は速やかに住民登録ができる者。	1.5	研修補助金6,250円/日及び指導謝金9,400円/日で月10日間の研修を上限に、最長1年間補助する。	
			上天草市新規漁業就業研修事業補助金(フォローアップ研修事業)	国の長期研修を修了した者又は修了見込みの者で、上天草市での漁業への定着の意欲を有している者。	1.5	研修補助金6,250円/日及び指導謝金9,400円/日を上限に、最長1年間補助する。また、研修に必要な漁具等に対し最大10万円を補助する。	

43	熊本県		上天草市新規漁業就業定着支援事業補助金	国の長期研修を修了した新規就業者で独立型の漁業に就業して5年未満かつ、年間180日以上以上の漁業従事が見込める者。	5	事業対象者に対し、年間最大150万円の給付金を2年間支給する。 また、給付金額は所得に応じ減額するものとする。	
		天草市	親元漁業就業者奨励金	親元就業3年未満で90日/年以上の漁業従事が見込める55歳未満の漁家子弟(3親等以内)	5	就業時45歳未満の場合80万円/年、就業時45歳以上の場合40万円/年を就業から最長3年間給付する。 ただし、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当)全体の所得が600万円以下であること。	天草市経済部水産振興課 TEL:0969-32-6791
			親元漁業就業者給付金	漁業就業から4年以内に親元から独立する漁業者	5	120万円/年を就業から最長4年間給付する。 ただし、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当)全体の所得が600万円以下であること。	
			マッチング支援事業	新規就業希望者	5	国等の研修前に漁業種類や指導漁業者とのマッチングを行う(期間は6ヶ月以内)。 研修給付金6,250円/日、指導謝金9,400円(10日/月が上限)	
			新規漁業就業者研修事業	独立就業を目指す漁業従事1年未満で65歳未満の新規就業者	1	研修期間は1ヶ月以上1年未満(週4日以内で50時間以上)。 給付金6,250円/日、指導謝金9,400円(10日/月が上限)	
			新規漁業就業者給付金	国又は市が実施する長期研修制度を修了し、独立型漁業に就業する概ね65歳未満で年間180日以上以上の漁業従事が見込める者	5	150万円/年を独立から最長3年間給付する。 ただし、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当)全体の所得が600万円以下であること。	
			フォローアップ研修事業	就業5年未満の新規就業者	5	就業5年未満の新規就業者の定着を促進するため、技術向上、経営安定のための最長1年間のフォローアップ研修を行う。 研修給付金6,250円/日、指導謝金9,400円(10日/月が上限)	
			天草市漁業定着支援施設整備補助金	市管内漁業協同組合	5	天草市管内の漁業協同組合が、営漁計画を承認された就業5年以内の新規就業者及び独立・経営継承した漁家子弟との間でリース契約(2年以上)を締結することを前提として漁業操業に必要な漁船及び水産機器を取得するための経費の1/2を250万円を上限に助成する。	
		苓北町	新規就労者支援補助金	町内に住所を有する45歳未満の新規就労者または後継者	5	水産業に新規に就労しようとする者に対して、別に定める一定の要件を満たす場合において月額5万円を交付する。(但し、国の新規漁業就業者総合支援事業の青年就業準備給付金の受給対象となる者は除く。)	苓北町役場農林水産課 TEL:0969-35-1245
		芦北町	新規漁業就業者支援事業	国の新規漁業就業者総合支援事業による給付金を受け、漁業研修を受講中又は修了した芦北町漁業協同組合新規加入予定者。	4	新規漁業就業のために必要な船舶を購入する経費の1/3以内を50万円を上限に助成する。	芦北町農林水産課 TEL:0966-82-2511
		宇佐市	宇佐市漁業青年就業準備給付金事業	1.宇佐市内に住所を有する者 2.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める大分県漁業学校の研修の修了した者 3.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める給付要件を満たす者 4.宇佐市漁業に就業し、大分県漁業協同組合宇佐支店の組合員になる者 5.市税を滞納していない者	5	大分県漁業マイスター制度事業のうち、大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づき、大分県漁業学校研修の修了者に対して、給付金を支給 給付金:最大75万円(ただし、県実施要領に定める給付金額の範囲内)	宇佐市林業水産課 TEL:0978-27-8164
			宇佐市漁業青年就業給付金事業	1.宇佐市内に住所を有する者 2.大分県青年就業給付金事業実施要領に定める支援対象者となる者 3.宇佐市漁業に就業し、大分県漁業協同組合宇佐支店の組合員となる者 4.市税を滞納していない者	5	大分県漁業マイスター制度事業のうち大分県青年就業給付金事業実施要領に基づき、新規漁業就業者に対して、県と市と併せて給付金を支給。○独立経営型150万円(1回のみ)、○親元就業型100万円(1回のみ)	
	豊後高田市		新規漁業就業支援事業(家賃助成事業)	1.国や県の研修終了後市内で漁業就業する者 2.就業予定時の年齢が45歳未満の者 3.市税等の滞納がない者	3	新規漁業就業を目的として転入し、国や県の支援事業に基づく研修を受ける者に対し、研修中の生活安定対策として家賃の半額を助成するもの 家賃の半額以内(月額上限25,000円)	豊後高田市 水産・地域産業課 TEL:0978-54-3111
			新規漁業就業者支援事業(漁船・漁具等購入助成事業)	国又は県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	5	漁船及び必要機材等取得費補助(補助率1/2以内)。 独立経営型:上限150万円 親元就業型:上限100万円	
国東市		姫島村	漁業就業者奨励金 (漁業担い手総合対策事業)	①姫島村に定住し、新たに漁業に従事し、大分県漁業協同組合姫島支店の推せんがあった50歳未満の者 ②大分県漁業学校の研修を受講し、終了した者 ③新規漁業就労者確保・育成支援事業による長期研修を終了した者	5	①新規漁業就労者に対して、一回に限り50万円を支給(②、③に該当しない場合) ②大分県漁業学校の研修を受講する年に75万円を支給し、研修終了後に100万円を支給(親元就業型) ③国の長期研修の研修を受講し、終了した新規就業者に対して、150万円を支給(独立経営型)	姫島村水産・観光商工課 TEL:0978-87-2279
			姫島村漁業独立経営開始型補助金	補助対象者は、以下のすべてに該当する者 ①大分県漁業学校の研修又は国の長期研修等の研修生若しくは修了した者 ②研修修了から1年を経過しない者(ただし、年度途中に研修修了した者はこの限りではなく、就業開始年度の翌年度末まで交付対象とする) ③漁船漁業で独立経営する者(単独で漁業を営む者。親元就業は除く。) ④漁業就業時の年齢が50歳未満の者 ⑤県漁協の推薦を受けた者、⑥村長の推薦を受けた者 ⑦県が漁業経営計画を承認した者 他に、漁船漁業収入を主体とする生活を営む予定である者など要件があります。	5	漁業学校研修又は国の長期研修等の研修中から、研修修了1年後の年度末までにおける姫島村の就業定着のための支援額のうち、漁船、必要機材等の購入及び整備に対する補助金と同額とする。 補助対象経費1/3内で、上限3,000千円を助成。 (その他要件があります)	
		国東市	国東市青年漁業就業準備給付金事業	大分県漁業学校での研修を受講し、市内に居住し市税を滞納していない者。	5	新規漁業就業者の確保のために漁協や県と連携し、大分県漁業学校での研修を受講する者に対して給付する。 75万円補助	国東市林業水産課

			国東市青年漁業就業給付金事業	就業開始時の年齢が45才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等	5	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型50万円(1回のみ) ○親元就業型50万円(1回のみ)	TEL:0978-72-5198
		杵築市	杵築市新規漁業就業者育成支援事業	就業開始時の年齢が50才未満で大分県漁業学校の研修、又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者	5	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)	杵築市農林水産課 TEL:0978-62-1809
			杵築市新規漁業就業準備支援事業	就業開始時の年齢が50才未満で大分県漁業学校の研修の修了者	5	補助金 1名最大75万円(1回のみ)(要件があります)	
		別府市	別府市漁業青年就業準備給付金事業	1.別府市内に住所を有する者 2.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める大分県漁業学校の研修の修了した者 3.大分県青年就業準備給付金事業実施要領に定める給付要件を満たす者 4.別府市漁業に就業し、大分県漁業協同組合別府支店の組合員になる者 5.市税を滞納していない者	5	大分県漁業マイスター制度事業のうち、大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づき、大分県漁業学校研修の修了者に対して、給付金を支給 給付金:最大75万円(ただし、県実施要領に定める給付金額の範囲内)	別府市農林水産課 TEL:0977-21-1133
		大分市	漁業新規就業者育成支援事業	国または県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	5	漁船及び必要機材等取得費補助(補助率1/2以内)。 独立経営型:上限150万円 親元就業型:上限100万円	大分市林業水産課 TEL:097-585-6028
			漁業青年就業給付金事業	国または県の研修制度を活用して、本市において漁業に新規就業した者	5	漁業新規就業者が自立経営できるよう、漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)	
		臼杵市	臼杵市漁業担い手育成交付金事業	50歳未満の漁業後継者及び新規就業者	3, 6	①定住支援事業:漁業従事を目的に転入し、アパートなどの民間賃貸住宅を借りる者に対し、家賃の一部を交付するもの(1月当たり、家賃の1/2又は2万円のうちいずれか低い額)。 ②就業奨励金:漁協の正組合員の資格を所得し、漁協青年部臼杵支部に所属する者に対し奨励金を交付するもの(1人一回限り30万円)。 ③定着支援事業:漁業経営を開始するに当たり、定着促進を図るため、生活安定資金の交付の必要が認められるもの(月額10万円)。	臼杵市産業観光課 TEL:0972-63-1111
			佐伯市青年就業準備給付金事業	大分県漁業学校研修の受講者。	5	研修期間中に必要な資金として、1人当たり年間75万円を限度に給付する。	
		佐伯市	佐伯市青年就業給付金事業	大分県漁業学校研修又は国の新規漁業就業者確保事業による長期研修の修了者等であり、本市において漁業に就業した者。	5	漁船漁業の新規就業者が自立経営できるよう、漁協や県と連携し、就業にかかる資金を給付する。 ○独立経営型150万円(1回のみ) ○親元就業型100万円(1回のみ)	佐伯市水産課 TEL:0972-22-3226
			佐伯市新規漁業就業者独立経営支援事業	大分県漁業学校又は国の同種事業の研修生等が自船を用いた研修や就業を行う際に必要となる初期投資の負担を軽減するため、補助金を交付する。	5	漁船、必要機材等の購入及び整備に要する経費に対し、補助金を交付する。 補助対象経費の3分の1(限度額 300万円)	
		延岡市	水産業人材投資事業	①後継者準備型 県高等水産研修所の入生で、3親等以内の親族が経営する機関への就業予定者。 ②沿岸漁業経営開始型 20才未満の漁船を使用する海面漁業又は養殖業の新規就業者のうち、自営独立または親元就業する者。	5	①県高等水産研修所の入生に対する、就業準備段階における資金への補助 137万5千円以内 ②水産物の生産や加工のために必要となる機器、施設整備に要する経費など、初期の経営安定に必要な資金への補助 100万円以内	延岡市水産課 TEL:0982-22-7020
		日向市	日向市水産業人材投資事業	(後継者準備型) 高等水産研修所の入所者のうち、親元で就業することを理由に、国の「次世代人材投資事業(準備型)」の交付対象者とならない者 (沿岸漁業経営開始型) ・沿岸漁業又は海面養殖業の新規就業者のうち、自営独立就業又は親元就業する者であって、就業開始から1年以上経過していない者 ・日向市内に住所を有し、かつ就業時に50歳以下の者	9	(後継者準備型) 高等水産研修所の入生が、親元で就業するために必要な準備経費を補助する。(上限137万5千円) (沿岸漁業経営開始型) 自営独立就業及び親元就業をする沿岸漁業等の新規就業者が初期の経営安定に必要な経費を補助する。(上限100万円)	日向市林業水産課 TEL:0982-66-1029
		門川町	門川町新規就漁者支援事業	門川町の住民であって、漁業を継承又は新たに漁業を営むと認められる満40歳以下の者並びに町長が新規就漁者等として認めた者。	2	小型船舶操縦士免許の取得又は海上特殊無線免許の取得に要する経費を3分の1以内で補助する。	
			門川町水産業人材投資事業	①宮崎県立高等水産研修所入生で国の次世代人材投資事業の(準備型)の対象とならない親元就業予定の者(後継者準備型)及び20才未満の漁船を使用する海面漁業・海面養殖業の新規就業者(沿岸漁業経営開始型)。 ②門川町内に住所を有し、かつ、沿岸漁業経営開始型にあっては就業時の年齢が50歳以下、町内漁協の所属組合員である者。	9	宮崎県と連携し、就業準備段階における負担軽減及び新規就業段階における経営安定を目的として資金を交付する。 ①後継者準備型資金:1人あたり137万5千円を上限とし、宮崎県立高等水産研修所に入所した月から最大11月 ②沿岸漁業経営開始型:1人あたり100万円を上限とし、就業計画を承認した月から最大11月	門川町農林水産課 TEL:0982-63-1140
		都農町	漁業機器等購入補助支援事業	漁業を営む個人、法人	4	漁業機器、漁具、漁船等取得費補助(補助率1/2以内)。	都農町産業振興課 TEL:0983-25-5721
			新規就業等支援事業	漁業を営む個人、法人	2	資格取得費等補助(予算で定める額以内)。	

45	宮崎県	川南町	水産業人材投資事業補助金	町内在住の漁業後継者、沿岸漁業経営予定者	5	水産業後継者の就業を目的とし、給付金を交付する(後継者事業型上限100万円、沿岸漁業経営開始型上限100万円)。	川南町産業推進課 TEL:0983-27-8011
			漁業機器等導入支援事業補助金	町内で漁業を営む法人、個人	5	漁業用機械、機器導入に対し、導入経費の1/2を補助する(上限100万円)	
		宮崎市	宮崎市新規漁業者支援事業	1 宮崎市内に在住する者で、市内の漁協に所属し、海技免許を取得し、取得後6ヶ月以上、同漁協において、漁に従事した者で、各漁協長から申請があったもの。 ただし、高等水産研修所又は水産系高校を卒業した者にあつては、在学中に取得したものを含む。 2 市税滞納のない者。 3 暴力団関係者に該当しない者。	2	小型船舶操縦士及び海技士・潜水士免許取得に係る経費の1/3以内を5万円を限度に助成。	宮崎市森林水産課 TEL:0985-21-1919
			新規漁業就業者確保支援事業	1 宮崎市内に在住する者で、18歳以上50歳以下の新規漁業就業者のうち自営独立就業を行う者及び漁業後継者。 2 市税滞納のない者。 3 暴力団関係者に該当しない者。	5	新規漁業就業者に対し、就業支援金120万円を交付。(就業時1回限り)	
		日南市	水産業人材投資事業	1. 後継者準備型 (1)日南市内に在住する者で、県立高等水産研修所入所生 (2)3親等以内の親族が経営する機関に就業することを理由に、国の次世代人材投資事業の交付対象外となっている者。 2. 沿岸漁業後継者型 (1)日南市内に在住する者で、就業時の年齢が18歳以上50歳以下の者。 (2)20トン未満の漁船を使用する海面漁業又は海面養殖業の新規漁業就業者のうち自営独立就業又は親元就業する者。 (3)市税滞納のない者。 (4)暴力団関係者に該当しない者。	5	1. 後継者準備型 入所期間に最大137万5千円を交付。 2. 沿岸漁業後継者型 100万円を交付。	日南市水産林政課 TEL:0987-31-1135
		串間市	青年漁業者・新規就業者支援事業	50歳未満の新規就業者および漁業後継者等。	5	漁業を行う上で必要な漁業用資材、漁船、設備等の整備や経営規模の拡大や経営の独立、安定した漁業経営を図るために要する経費について150万円を上限に補助する。	串間市農地水産林政課 TEL:0987-55-1137
			串間市水産業人材投資事業	(後継者準備型) 高等水産研修所の入所者のうち、親元で就業することを理由に、国の「次世代人材投資事業(準備型)」の交付対象者とならない者 (沿岸漁業経営開始型) ・沿岸漁業又は海面養殖業の新規就業者のうち、自営独立就業又は親元就業する者であつて、就業開始から1年以上経過していない者 ・串間市内に住所を有し、かつ就業時に50歳以下の者	5	(後継者準備型) 高等水産研修所の入所生が、親元で就業するために必要な準備経費を補助する。(上限137万5千円) (沿岸漁業経営開始型) 自営独立就業及び親元就業をする沿岸漁業等の新規就業者が初期の経営安定に必要な経費を補助する。(上限100万円)	
	阿久根市		漁業後継者就業支援交付金	(1)阿久根市に住所を有していること。 (2)申請時の年齢が40歳未満の者であつて、漁業経営者となることについて強い意欲を有していること。 (3)新たに自営漁業を開始して5年以内の者又は継承する漁業経営に従事していた期間が5年以内の者で、北さつま漁業協同組合の正組合員であること。 (4)次に掲げる要件を満たす独立・自営漁業であること。 ア 漁船・漁具など漁業に必要なものを交付対象者が有していること。 イ 漁獲物や漁具等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 ウ 交付対象者の漁獲物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳又は帳簿で管理すること。 エ 交付対象者が漁業経営に関する主宰権を有していること。 (5)申請する年の前年の漁業所得が350万円以下であること。	9	年額150万円、最長2年	阿久根市水産林務課 TEL:0996-73-1162
			阿久根市漁業用機器等修理費補助	本市の住民台帳に記録されており、かつ、主たる事務所が本市内にある漁業協同組合の正組合員資格を有する個人で次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 補助金の申請の日において現に漁業を行い、同日後も継続する意思を有していること。 (2) 機器等の修理について他の制度による補助金の交付を受けていないこと。 (3) 市税等の滞納がないこと。 (4) 暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。	9	漁業用機器の修理に係る経費の2分の1以内の額(上限50万円)	

		阿久根市漁業就業者資格取得費補助	(1) 本市に住所を有していること。 (2) 漁業資格を取得した漁業者又は漁業資格を取得後1年以内に漁業者になった者であること。 (3) 市税等の滞納がないこと。 (4) 阿久根市暴力団排除条例(平成24年阿久根市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。	9	漁業資格の取得に要した経費の2分の1以内の額(上限8万円)	
		出水市水産業活性化推進事業	市内に住所を有し漁業協同組合の正組合員資格を有する個人であり、次のいずれかの要件を満たす者。 ①当該組合に加入した日から5年以上を経過していること。 ②年齢が50歳以下で当該組合に加入した日から1年以内であること。	9	漁船や機材等の購入、エンジンのオーバーホールに係る経費の1/2以内(当該経費の額が20万円以上である場合に限り) ※補助上限100万円	出水市農林水産整備課 TEL:0996-63-2111
	出水市	出水市新規漁業就業者支援事業	研修は、原則として1月につき20日以上実施するものとする。 (1) 研修生である場合 ア 補助金の交付の申請時において満50歳未満であること。 イ 受入先の里親漁家が2親等以内の親族でないこと。 ウ これまでに通算して1年以上漁業に従事したことがないこと。 エ 過去に、国又は地方公共団体の予算において実施した研修を、12月以上受けた者でないこと。 オ 研修において漁業に従事する場合、北さつま漁業協同組合出水支所(以下「漁協」という。)に所属し、里親漁家と雇用契約を締結していること。 カ 里親漁家による研修終了後、引き続き漁協に所属し、出水市内において漁業に従事する意思を有する者であること。 キ 市税等を滞納していないこと。 ク 出水市暴力団排除条例(平成25年出水市条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (2) 里親漁家である場合 ア 漁協が研修生の希望に基づき選定した里親漁家であること。 イ 漁業一般に関して豊富な知識を有し、資源管理の取組や秩序ある操業に努めるものであること。 ウ 研修生が2親等以内の親族でないこと。 エ 研修において研修生を漁業に従事させる場合、当該研修生と雇用契約を締結していること。 オ 研修において研修生を漁業に従事させる場合、労働者災害補償保険に加入していること。	1	・意欲ある新規漁業後継者を確保し、経営能力の高い漁業者に育成するため、漁業技術等を習得するために必要な現場での長期研修に取り組む漁業者(研修生、里親漁家)に対して助成 ・助成額 研修生 : 10万円/月 里親漁家: 2万5千円/月 ・補助金の交付の期間は、研修を開始した日の属する月から起算して最長2年間	薩摩川内市耕地林務水産課 TEL:0996-23-5111
	薩摩川内市	漁業従事者支援事業	①本市に住所を有する者 ②個人経営体においては、原則漁協が認める者であること。 ③法人経営体においては、原則として、償却前利益が確保されていること。 ④漁業を営む個人又は法人で漁協の正組合員であり、漁協に水揚げ実績のある者 ⑤市税等の滞納がないこと。 ⑥本市から求められた年度の水揚量等を報告しなければならない。 ⑦当該補助金の交付を受けた者は、交付を受けた年度から3年以上経過していること。 ⑧補助金交付後から5年間は補助対象経費で交付を受けた事業分を売却することは、できない。	9	対象事業 ①20万円以上の漁船の機関換装・オーバーホール、機具、資材等の購入 ②50万円以上の漁船の購入・建造・改修 補助率 補助対象事業費の1/2以内(上限50万円)	
	日置市	農林漁業新規就業者就業支援事業	市内に住所を有し、技術を取得し、新たに就業しようとする者のうち、研修開始時50歳以下で研修終了後5年以上市内に居住し、農林漁業に従事すると認められる者。	5	独身・単身者:月120,000円、夫婦:月180,000円(いずれも2年間)	日置市農林水産課 TEL:099-273-8870
		農林漁業後継者就業支援事業	市内に住所を有し、技術を取得し、後継者として就業しようとする者のうち、研修開始時50歳以下で研修終了後5年以上市内に居住し、農林漁業に従事すると認められる者。	3	住宅賃借料補助:月額15,000円(住宅賃借料が15,000円未満のときは、その額・2年間)	
				5	独身・単身者:月100,000円、夫婦:月150,000円(いずれも1年間)	

いちき串木野市	新規沿岸漁業就業者支援金	市内に住所を有し、かつ、生活の根拠を有する65歳以下の者で、今後も継続的に沿岸漁業に就業する意思があると認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 本市にあるいずれかの組合の正組合員になり1年を経過していない者 (2) 本市にあるいずれかの組合の准組合員で1年以内に正組合員になることが見込まれる者で、所属する組合長が推薦するもの	9	①支援金の額は、対象者1人につき50万円とし、1回限りとする。 ②支援金の交付を受けた者が正組合員になった日から3年以内に沿岸漁業を辞めた場合（病気その他やむを得ない事情によるものを除く）は、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。 ③支援金の交付を受けた准組合員が交付決定を受けた日から1年以内に正組合員にならなかった場合は、支援金の全部を返還しなければならない。	いちき串木野市水産商工課 TEL:0996-33-5637
	新規まぐろ漁業就業者支援金	(1)新たにまぐろ漁業に就業する水産高等学校、海上技術学校及び海上技術短期大学校を新規卒業した者 (2)5級以上の海技士免状有資格者で、おおむね40歳以下である者	9	①新規まぐろ漁業就業者で、本市に船籍を有する遠洋まぐろはえ縄漁船に乗船し、航海終了後、まぐろ漁船への次の乗船が確定した者（乗船期間が1年以上見込まれる者に限る）。支援金の額は、対象者1人につき50万円とし、1回限りとする。 ②支援金の返還の要綱あり。	
三島村	三島村新規漁業就業者支援補助金交付事業（新規漁業就業者支援事業）	原則として55歳未満の者が研修後1年以内に三島村で自営等の沿岸漁業者として自立することを目指す者	5	研修生の生活支援費 研修開始から18ヶ月まで月額128,000円、19ヶ月～36ヶ月まで月額144,000円 ・教材購入費 救命胴衣、ヘルメット、雨合羽、漁具等 月額30,000円程度 ・技術指導者への謝礼 研修開始から18ヶ月まで 月額60,000円、19ヵ月～36ヶ月まで月額138,000円 ・研修生の研修中の労災保険料 10分の10以内 ・研修生が免許取得等に要する研修旅費 10分の10以内	三島村経済課 TEL:099-222-3141
	三島村新規漁業就業者支援補助金交付事業（新規漁業就業者漁船リース事業）	上記(1)の研修を終了見込みの者、又は終了して1年以内の者で漁船を有していない者	4	新規漁業就業者漁船リース事業 ・漁協が中古船購入整備に要する経費の2分の1以内（限度額300万円）	
	三島村新規漁業就業者支援補助金交付事業（漁業就業者漁船リース事業）	漁業に従事して5年以内で独立して自営の沿岸漁業者を目指す者で漁船を有していない者	4	漁業就業者漁船リース事業 ・漁協が中古船購入整備に要する経費の2分の1以内（限度額300万円）	
	産業振興資金貸付	村内に1年以上住所を有する者。	4	【産業振興貸付金】 ①漁船の建造及び漁具の整備に必要な資金 ②農業・林業・畜産業に必要とする資材及び機械器具の購入に必要な資金 ③生産牛及び肥育牛の購入資金及び肥育に必要な資金 ④その他産業振興上必要と認められる資金 ※貸与条件 貸付利率：年1.0%以内 貸与期間：10年以内	
枕崎市	産業後継者育成奨励金	市内において漁業及び水産加工業に新たに従事し、1年を通して従事した漁業従事者及び節加工業従事者で、就業時年齢40歳未満の者。ただし、過去において奨励金の交付を受けた者を除く。	9	奨励金：10万円	枕崎市水産商工課 TEL:0993-73-1092
	産業後継者育成奨学金	高校以上の就学者で学校等を卒業後、直ちに農業又は漁業に5年以上従事する者。	5	月額4万1千円を上限とする奨学金の支給 （貸与期間は在学期間中、毎年度更新する）	
南さつま市	南さつま市 キバレ 海の担い手 支援事業	市内漁業協同組合の正組合員の資格を有し、年齢50歳未満の者 新たに自営漁業を開始、又は漁業経営を継承して5年以内の者	5	就業支援補助金 月125,000円×12月＝1,500,000円（1年間）	南さつま市商工水産課 TEL:0993-76-1607
	南さつま市 漁業後継者奨励金交付事業	市内で漁業を営んでいる者の下に就業して漁業者としての自立を目指している者 市内漁業協同組合の正組合員の資格を取得してから5年未満、年齢50歳未満の者	9	後継者奨励金 20万円（1回限り）	南さつま市商工水産課 TEL:0993-76-1607
南九州市	南九州市漁業新規就業者支援事業	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1)市内に住所を有し、南九州市水産振興会に加入している者 (2)水産業協同組合法（昭和23年12月15日法第242号）第18条第1項に規定する組合員と同等の資格を新規就業後の翌年において満たす見込みのある者 (3)漁業に就業して5年未満の者 (4)補助金の交付申請時において61歳未満の者 (5)補助金の交付期間終了後も引き続き5年以上市内に住所を有し、市内において漁業に従事すると認められる者	9	就業支援補助金 月50,000円×12月＝600,000円（1年間）	南九州市商工観光課 TEL:0993-83-2511
	南九州市漁船購入支援事業	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1)市内に住所を有し、漁業経営に参入し新たに漁業に就業しようとする者 (2)新規就業後の翌年までに、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第1項に規定する組合員と同等の資格を有する見込みがある者 (3)補助金の交付申請時において61歳未満の者 (4)補助金で購入した船舶の漁船登録が見込まれる者 (5)補助金の交付期間終了後も引き続き5年以上市内に住所を有し、市内において漁業に従事すると認められる者	9	購入支援補助金 購入経費の2分の1（経費50万円上限）	
	東串良町農林漁業振興支援補助金 スマート産業化推進事業		4	スマート関連機器（ICT、ロボット技術等）を活用して、省力化、多収・高品質化等を実現するための施設整備、機械器具）を新規に導入するために要する経費。補助率：50%以内 ただし、補助対象者1人につき、年度内の補助限度額を50万円とする。	東串良町農林水産課 TEL:0994-63-3123

東串良町	東串良町農林漁業振興支援補助金新規担い手支援事業	・漁業担い手：東串良漁協の町内新規正会員・準会員の資格を有する者。 新規参入者：東串良町新規参入者生活支援事業認定審査会において認定を受けた者	4	新規就農者等が新規に導入整備する資機材、施設整備、機械器具ただし、事業費が50万円以上のものに限る。 補助率：50%以内 ただし、就業開始から3年経過する年度までとし、補助限度額は、100万円とする。	
	東串良町農林漁業振興支援補助金新規参入者生活支援事業	・	5	研修、経営、生活支援に対し、一定額の奨励金を交付。ただし、50歳未満で農業・漁業の後継者環境が全くない者に限る。※研修生受入支援事業の要件を満たす者により月100時間以上研修を受ける者に限る。 補助率：月5万円 ただし、研修期間は3年間を上限とする。 ※親元同居人は、半額	
南大隅町	産業振興支援事業	・漁業担い手 県、県漁連が実施する新規漁業就業者の研修等を受けた者。 ・町内漁協の新規正会員・準会員の資格を有する担い手漁業者。 ・法人事業者（構成員が家族又は親族が主となっているもの） ①本人及び同一生計者に町税等の滞納者がないこと。 ②支援事業の対象施設・設備等の取得価格が、適正であること。 ③施設・設備等の取得の後は標識登録等、法令等に基づいた管理運営を行うこと。 ④町内での取得可能な施設・設備等は町内で調達すること。	5	百万円以上の事業費に対し、下記のとおり支援します。（補助限度額 500万円） ① 国県の事業を活用された方 5% ② 独自で実施された方 10% ③ 新規者の方 15%	南大隅町経済課 TEL:0994-24-3128
	第一次産業入植促進事業	・町内に住所を有し、一定規模の用地並びに施設を保有又は保有が見込まれ、中核的第一次産業経営専従者と成り得る年齢が概ね60歳までの者で、当年の4月1日を基準に3年以内に就業した者。 第一次産業を担う優れた中核的就業者を育成するため、新たに就業しようとする者。	5	・生活・生産基盤の状況により、月4万円～11万円（12ヶ月）	南大隅町経済課 TEL:0994-24-3128
		・町内に居住し、中核的就業者と成り得る者で、年齢が概ね18歳以上60歳未満の者。 ・就業研修を行い、研修終了後、町内において直ちに独立・自営業又は雇用就業し、第一次産業に従事する者。 ・町が推進する各種就業施策に協力的な者。 ・研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入する者。 ・審査会が就業支援を受ける者として適切であると認めた者。 新規就業者等のうち、以下に定める各要件に該当する者で就業意欲が高く、将来地域の漁業を担っていく能力があると判断できる者。 (1)肝付町に住所を有する者 (2)鹿児島県及び鹿児島県漁業協同組合連合会が主催する研修（雇用型または独立型）を修了してから3年未満である者 (3)年齢が50歳未満の者 (4)町内漁協の正組合員 (5)今後継続して5年以上就業の意志がある者 (6)町税等の滞納がない者 (7)その他必要に応じて町長が定める者	1	・（世帯） 月25万円（12ヶ月） 18歳以上50歳未満 月15万円（12ヶ月） 50歳以上60歳未満 ・（単身） 月15万円（12ヶ月） 18歳以上60歳未満 ・就業支援金 50万円（最大2年間）	南大隅町経済課 TEL:0994-24-3128
	肝付町 肝付町水産業新規就労助成金	新規就業者等のうち、以下に定める各要件に該当する者で就業意欲が高く、将来地域の漁業を担っていく能力があると判断できる者。 (1)肝付町に住所を有する者 (2)鹿児島県及び鹿児島県漁業協同組合連合会が主催する研修（雇用型または独立型）を修了してから3年未満である者 (3)年齢が50歳未満の者 (4)町内漁協の正組合員 (5)今後継続して5年以上就業の意志がある者 (6)町税等の滞納がない者 (7)その他必要に応じて町長が定める者	5・9	水産業新規就労支援助成金 1人当たり 30万円	肝付町役場林務水産商工課 TEL:0994-67-4516
西之表市	新規就業者支援事業	満55歳以下の種子島漁業協同組合の組合員資格を有し、漁業に就業して3年以内の者で下記の条件を満たしている者。 ・鹿児島県及び鹿児島県漁業協同組合連合会が主催する長期研修若しくは西之表市内の漁業経営体においての研修（親元研修も含む。）を修了してから5年以内の者。 ・原則3年以上漁業を継続する意思を有していること。 ・本市に住所を有していること。 ・市税等の滞納がないこと。	5, 9	交付対象経費 (1) 交付対象者が所有する漁船の設備機材等の購入、更新及び修理費用 (2) 漁業の操業において使用する機材等の購入、更新及び修理費用 (3) その他漁業に使用する機材等の購入費用 補助金の額 対象経費の2分の1（上限300,000円）	西之表市農林水産課 TEL:0997-22-1111
中種子町	農林漁業後継者育成貸付金	町内に住所を有する農林漁業者の後継者であって結婚が成立し、将来農林漁業に従事すると町長が認める者。	4	限度額100万円（無利息）	中種子町農林水産課 TEL:0997-27-1111
南種子町	南種子町新規就農就漁者支援対策事業	漁業経営を新たに開始する者で漁船漁業及びせん水漁業が認められ、向こう5年以上就漁が見込まれる者。	5	生活支援費12万円を限度とする ・単身者…月1万5千円 ・既婚者…月3万円 漁業用機械機具購入支援（40万円を限度とする） ・購入価格の2分の1以内	南種子町総合農政課 TEL:0997-26-1111
	南種子町新規後継者支援対策事業	親と違う部門及び親と同一部門の開始、又は親と同じ部門へ経営参入し、町が推奨する漁法による経営改善に努力が認められ、向こう5年以上就漁が見込まれる者。	5	経営管理支援（10万円を限度とする） ・パソコン購入時、購入価格の2分の1以内 就漁者に対する漁具購入支援（5万円を限度とする） ・購入価格の2分の1以内	
	農林漁業後継者修学研修資金貸与	農林漁業後継者を確保するため、将来自営者として修学・研修しようとする者で、学校教育法による漁業に関する高等学校に修学する者又は漁業に関する試験研究機関に入所し、修学研修する者（漁家子弟が対象）。	1・4	月額21,000円以内	

	屋久島町	農林漁業後継者育成資金貸与	町内に住所を有し農林漁業に従事している期間が1年以上ありかつ満45歳以下で町長が認めた者（漁家子弟が対象）。	4・5・9	100万円以下 ・住宅資金・農林漁業機械機具等取得資金、構築物造成資金、種苗購入資金 100万円（限度額） ・結婚資金	屋久島町産業振興課 TEL:0997-43-5900
		屋久島町新規漁業就業者生活支援補助金	・漁業に就業する強い意志があり、屋久島漁業協同組合からの推薦が得られる者 ・原則として申請日に45歳未満の者 ・申請日以前に累積3年以上漁業に従事したことがない者 ・町内に住所を有している者 ・町税等の滞納がない者	5・9	月額50,000円 ・生活支援金	
		屋久島町新規漁業就業者独立支援補助金	・漁業に就業する強い意志があり、屋久島漁業協同組合からの推薦が得られる者 ・屋久島町新規漁業就業者生活支援補助金の交付を受けた者 ・原則として申請日に50歳未満の者 ・申請日以前に累積6年以上漁業に従事したことがない者 ・町内に住所を有している者	5・9	100万円以内 ・備品購入費・消耗品費	
	奄美市	奄美市漁業担い手育成支援事業補助金	【独立型】 市内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上漁業活動に従事した新規漁業就業者。	5	水揚げ手数料補助金：水揚げ金額の5%以内かつ1人あたり上限5万円（補助申請した日の属する年度から3年間）＜対象：左記【独立型】＞	奄美市農林水産課 TEL:0997-52-1111
			【雇用型】 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が市内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること（被雇用者が正規労働者となった日から3年未満の者）。	9	就業補助金又は雇用補助金：1人あたり20万円（1回限り）＜対象：左記【独立型】及び【雇用型】＞	
	龍郷町	龍郷町漁業担い手育成支援事業補助金	【独立型】 町内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上漁業活動に従事した新規漁業就業者。	5	水揚げ手数料補助金：水揚げ金額の5%以内かつ1人あたり上限5万円（補助申請した日の属する年度から3年間）	龍郷町農林水産課 TEL:0997-62-3111
			【雇用型】 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が町内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること（被雇用者が正規労働者となった日から2年未満の者）。	9	就業補助金又は雇用補助金：1人あたり20万円（1回限り）	
		漁業共済奨励金	本町内に住所を有し、漁業共済に加入する者又はグループであること。	9	予算の範囲内において、漁業共済掛金の1/2以内の額を奨励金として補助する。	
	徳之島町	新規漁業者育成事業	徳之島在住の新規漁業者で、とくのみしま漁業協同組合員であること。	1	予算の範囲内で新規漁業者へ対し、年間1,522,560円を補助する。 （新規漁業者に對しての漁業就業補助金支援）	徳之島町農林水産課 TEL:0997-82-1111
		漁業施設機械器具助成事業	徳之島町在住者かつ徳之島漁業協同正組合員又は准組合員であること。	9	予算の範囲内で水産業機械器具の経費の2分の1以内で限度額10万円を補助する。	
		新規船舶免許取得事業	徳之島町在住者で20歳以上65歳未満であること。	2	予算の範囲内で新規船舶免許を取得するものに2分の1を補助する。	